

資料編

I. WTOの紛争解決手続

「序論」において述べたとおり、本報告書は、貿易政策・措置をめぐる問題を解決するための具体的な対応策を示すことを目的としており、WTO 紛争解決手続の活用を、問題の解決手段として特に重視している。

WTO 協定の下では、紛争解決手続に係る規律として、「紛争解決に関する規則及び手続に関する了解 (DSU)」が設けられるとともに、サービス協定第 22 条・第 23 条等を始めとする各協定における特別又は追加的な手続に関する条項、更に上級委員会手続規則等が策定されてお

り、紛争解決のためのメカニズムを提供している。

さらに、WTO 紛争解決手続には、あっせん、調停、仲介、仲裁等といった手続も備えられているが、その中心は、ガット第 22 条及び第 23 条に基づく「協議」及び「小委員会（パネル）手続」である。まず「協議」及び「小委員会（パネル）手続」について、次に WTO 発足後の主要な改善点、ガット／WTO 紛争解決手続の利用実態について概観した後、最後に我が国が関与する紛争案件について見ることにする。

1. WTO 紛争解決手続の概要

(1) 協議

従来からガットは、二国間協議を非常に重視してきており、二国間協議によって紛争が解決した事例も多い。前述のとおり幾つかの WTO 諸協定には二国間協議に関する規定が用意され、更にガット第 8 条 2 項（輸出入に関する手数料及び手続につき他国から要請を受けたときは、自国の法令の実施につき検討しなくてはならない旨規定）、「制限的商慣習に関する協議についての 1960 年ガット決定」（国際貿易における競争を制限する商慣習につき他国から協議要請を受けたときは、誠実な考慮を払い、協議のための適切な機会を与えなくてはならない旨規定）等全く独自の手続も存在する。しかしなが

ら、パネル手続に続く、より「正式」な協議を規定する中心的条項として、ガット第 22 条 1 項及び第 23 条 1 項がある。

22 条協議においては、協定の運用に関するものであればいかなる問題についても申立を行うことができる一方、23 条協議では、加盟国は、
「(a) 他の加盟国がこの協定に基づく義務の履行を怠った結果として、
(b) 他の加盟国がこの協定の規定に抵触するかどうかを問わず、何らかの措置を適用した結果として、
(c) 又はその他の何らかの状態が存在する結果として、
この協定に基づいて直接若しくは間接に自国

に与えられた利益が無効にされ、若しくは侵害され、又はこの協定の目的の達成が妨げられていると認めるとき」は、当該他の加盟国に協議を申立てることができる旨規定されており、「協定上の利益の無効化・侵害」に関する紛争案件がその対象となる。また、2種類の協議におけるその他の相違点としては、第三国参加が22条協議にしか認められないことが挙げられる。同様の区別はサービス協定第22条と第23条との間においても見られる。

申立を受けた国は、これに対し好意的な考慮を払い、かつ、その申立に関する協議のため適当な機会を与えなければならない。また、協議においては、当該問題につき満足すべき調整を行うよう努めるべきとされる（DSU第4条）。

（2）小委員会（パネル）手続

協議により満足すべき調整が行われなかった場合に、第23条2項は、加盟国に対し前述のような「協定上の利益の無効化・侵害」に係る申立事由につきDSB（旧ガットの下では「締約国団」）に付託することを認めている。

当初、紛争案件が締約国団へ付託されると、紛争当事国及び中立国によって構成される「作業部会」に案件が移された。「作業部会」は、当事国の主張を整理し議論をするが、法的判断を下すことまでは求められず、一種の交渉の場として機能し、紛争解決が図られていた。しかしその後、政府・団体の代表としてではなく個人の資格で職務を遂行するパネリスト（注1）によって構成され、当該紛争について主に法的観点から判断を下す「小委員会（パネル）」方式が定着した。また、WTO紛争解決手続では二審制が導入され、上級委員会が設置された。

なお、ガットの規定上は、第23条2項に基づきパネル設置をするために、第23条1項に基づいて協議を経る必要があるが、慣行上は、22条

協議を行えば、23条協議を経ずにパネルが設置できるとされてきた。WTO紛争解決手続においては、22条協議と23条協議を区別せず、協議によって紛争が解決することができない場合は、パネル設置要請ができるとされた（DSU第4条7項）。

パネル（又は上級委員会）における検討の結果作成される報告書は、DSBによって採択されることにより正式な勧告となる。パネル又は上級委員会は、ある措置がWTO協定に適合しないと認める場合には、関係加盟国に対し当該措置を協定に適合させるよう勧告する。さらに勧告を実施する方法を提案することもできる。またDSBは、報告書の採択の後、勧告の実施を監視する（関係加盟国は、一定期間経過後当該問題の解決まで、勧告の実施の進展につきDSB会合で定期的に報告を提出する）。勧告実施のための妥当な期間は、関係国が提案する期間のDSBによる承認や仲裁等により決定される。申立国は、自国の利益を侵害した相手国がパネル勧告を妥当な期間内に履行しない場合、当該相手国と代償の提供を交渉し、合意に至らない場合には改めてDSBの承認を得て譲許の停止等の対抗措置を実施することができる。ただし承認に当たって、対抗措置の分野・程度に関する原則が定められており、紛争分野（セクター）と同一の分野での措置を優先すること、「無効化・侵害」の程度と同等のものであること等が条件とされる（DSU第19条、第21条、第22条）。

上記において明らかなように、小委員会手続における中心的概念は「協定上の利益の無効化・侵害」である。最も典型的な「無効化・侵害」は協定違反によって生ずるが、これ以外にも第23条1項(b)の「非違反申立」や同条1項(c)の「状態申立」が認められている（注2）。ただし、これらの申立事由については協定違反のよ

I. WTOの紛争解決手続

うな明確な境界がないため、無限定に主張されるおそれがある(注2)。このため、UR交渉時にこれらの申立と協定違反の申立の取扱いに差異を設けることが合意された。すなわち、同条1項(a)の違反申立においては、ガット違反の認定により利益の無効化が推定され、被申立国が反証責任を負うという「一応の推定(prima facie)」の原則が確立しているのに対し、後二者の申立においては、申立国は「申立を正当化するための詳細な根拠」の提示を求められることが明文化され、また、訴えが認められた場合にも、非違反申立では、被申立国は措置の撤回ではなく「調整」をすれば足り、状態申立については、後述の逆コンセンサスが適用されないこととされた(DSU第26条)(ただし、サービス協定は第23条において非違反申立でも措置の撤回が求められるとしている)。

(注1)

小委員会委員(パネリスト)の選任(原則3名)

については、事務局が当事国に対し指名の提案を行うが、その際加盟国が推薦する適格者(例えば、第三国たる加盟国の代表、加盟国の貿易政策担当上級職員、事務局職員の経験者、国際貿易を専門とする学者等)から成る候補者名簿を参考にすることができる。当事国は、やむを得ない場合を除き指名に反対してはならないが、パネル設置の20日以内に合意がなされない時は、事務局長が関係者と協議のうえ任命する。なお原則として、紛争当事国・第三国参加をした国の国民は、当該案件についてパネリストを務めることはできない。

(注2)

「非違反申立」が認められるためには、従来からパネルの判例においては、一般に、①他国の措置によって競争条件が歪められた(upset)こと、②申立国がその措置を合理的に予見不可能であったこと、③関税譲許が合意されたこと、の3要件が必要とされてきている。

2. DSUによる主要な改善点

WTO体制における紛争解決手続は、ウルグアイ・ラウンド交渉の結果まとめられた「紛争解決に関する規則及び手続に関する了解(DSU)」に代表される。従来のガットにおいては、紛争解決手続にかかわる中心的な規定としてのガット第22条及び第23条のほか、アンチダンピングコードや補助金コード等の東京ラウンド諸協定において別個の紛争解決手続がそれぞれ定められる等、紛争解決手続が細分化されていた。DSUは、旧ガットの慣行の中で諸協定に細分化されていたこれらの紛争解決手続の多くを整備・統合し(これに優先する特別手続についても附属書2にリストアップされた)、全加

盟国を構成員とする紛争解決機関(DSB: Dispute Settlement Body)が統合された紛争解決手続を運用することになった。

① パネル手続の自動化・迅速化

従来の手続においては、加盟国によるパネル設置の要求やパネル報告の採択にあたって、理事会におけるコンセンサス方式による意思決定が行われていたため、被提訴国の抵抗によりパネル設置が遅延したり、敗訴国がパネル報告の採択を阻止することがしばしば見られた。新しい手続では、全加盟国を構成員とする紛争解決機関(DSB)における意思決定の際に逆コンセ

ンサス方式が採られ、パネル設置、報告書採択、対抗措置の承認がほぼ自動的になされるようになった。

② 手続の時間的枠組み

手続の各段階について、詳細に時間的枠組みが規定された。二国間協議要請から 60 日を経過すればパネル設置要求が可能となり、パネル設置決定からパネル報告の採択までは原則 9 か月以内とされる。

③ 二審制の導入

逆コンセンサス方式の導入等により手続の自動性が高まった一方で、当事国の手続保障と紛争解決手続の信頼性を確保するため、上級委員会が設置された（但し上級委への申立は、パネルが対象とした法的問題・解釈に限定される）。上級委は、パネルの法的な認定及び結論を支持、修正または取り消すことができる。

④ クロス・リタリエーションの導入（DSU 第 22 条 3 項）

当該紛争案件と同じ分野内での対抗措置が有効でない場合、異なる分野において対抗措置を発動すること（クロス・リタリエーション）を可能とした。ただし、被発動国が分野の選択等に疑義をもった場合には、仲裁で審査が行われる。

⑤ 一方的措置の禁止の明文化（DSU 第 23 条）

米国の通商法 301 条に代表される一方的措置は、多国間の紛争解決制度に対する各国の信頼を損なう重大な要因である。新たな紛争解決手続においては、WTO 協定違反の措置等による利益の侵害を回復するためには、WTO 協定に基づく紛争解決手続を利用しなければならない点を明文化し、WTO 紛争解決手続を経ない一方的措置の発動を禁止した（詳細は第 II 部第 14 章「一方的措置」参照）。

これらの改善の結果、WTO の紛争処理の実効性は格段に向上したものと言える。その証拠として、紛争解決手続の利用件数の増加、途上国の利用の増加、等が挙げられる（図表資 I - 4、I - 5 参照）。

他方、紛争案件の量的・質的拡大に伴うパネル・上級委の負担の増大や、DSU の手続面の不備など、DSU 制定時には明らかでなかった問題点が表面化してきている。DSU の見直しについては、1999 年 7 月まで見直し期間が延長されたが期間内に作業は終わらず、見直し期限が切れた後も、非公式会合の場で作業は継続されていた。一方、2001 年 11 月のドーハ閣僚会議にて、DSU の改善と明確化につき新たなマンデートが与えられること、及び、できるだけ早期の発効につき決定されており、現在も議論が行われている。

3. ガット／WTO 紛争解決手続の利用実態

旧ガット時代から、協議・小委員会手続を中心とする紛争解決手続は、時期により多少の違いはあるものの、比較的よく利用されてきた。パネル設置件数について見れば、1960 年代には少なかったが、1970 年代後半から急増している。その後 1995 年 1 月の WTO 発足以来、

WTO でも紛争解決手続は活発に利用されている。1995 年の WTO 発足から 2005 年 2 月現在に至るまで、WTO 紛争解決手続の下で 30 件（協議要請数）を超える紛争案件が提起された（図表資 I - 4、I - 5 参照）。

4. 我が国が関与する紛争案件（WTO 発足後）

(1) 我が国が申し立てた紛争案件

案 件 名	協議要請	パネル設置 決定	報告書採択	結 論
米国通商法 301 条に基づく一方的措置（自動車 100 %関税賦課等、DS 6）	95.5	—	—	二国間合意により終了（95.7）（一方的措置の発動は回避）
ブラジル自動車政策（DS 51）	96.7	—	—	協議中断（ブラジルが事実上措置撤廃）
インドネシア自動車政策（DS 55）	96.10	97.6	98.7 （パネル報告書採択）	我が国の主張容認
米国の地方政府の調達手続問題（DS 95）	97.7	98.10	—	パネル消滅（2000.2）（米国内で違憲判決）
カナダの自動車政策に係る措置（DS 139）	98.7	99.2	2000.6 （上級委報告書採択）	我が国の主張容認
米国の 1916 年アンチ・ダンピング法（DS 162）	99.2	99.7	2000.9 （上級委報告書採択）	我が国の主張容認
米国の日本製熱延鋼板に対するアンチ・ダンピング措置（DS 184）	99.11	2000.3	2001.8 （上級委報告書採択）	我が国の主張容認※ 1
米国 1930 年関税法改正条項（バード修正条項、DS 217）	2000.12	2001.9	2003.1 （上級委報告書採択）	我が国の主張容認※ 2
米国サンセット条項（DS 244）	2002.1	2002.5	2004.1 （上級委報告書採択）	我が国の主張容認されず
米国の鉄鋼製品に対するセーフガード措置（DS 249）	2002.3	2002.6	2003.12 （上級委報告書採択）	我が国の主張容認
米国のアンチ・ダンピング行政見直し等におけるゼロイング（DS 322）	2004.11	2005.2		※現在パネル手続中

※ 1 DSB 勧告が一部未履行。2005 年 7 月、我が国は米国による履行への取組を勧告し、今後、米国の未履行によって我が国産業が損害を被らない限りは対抗措置の承認申請を保留する旨二国間で合意。

※ 2 2006 年 2 月、バード修正条項は廃止されたものの、今後一定期間、同条項に基づく分配が行われるとされているため、現在も我が国は他国とともに対抗措置を継続中。

(2) 我が国が被申立国となった紛争案件

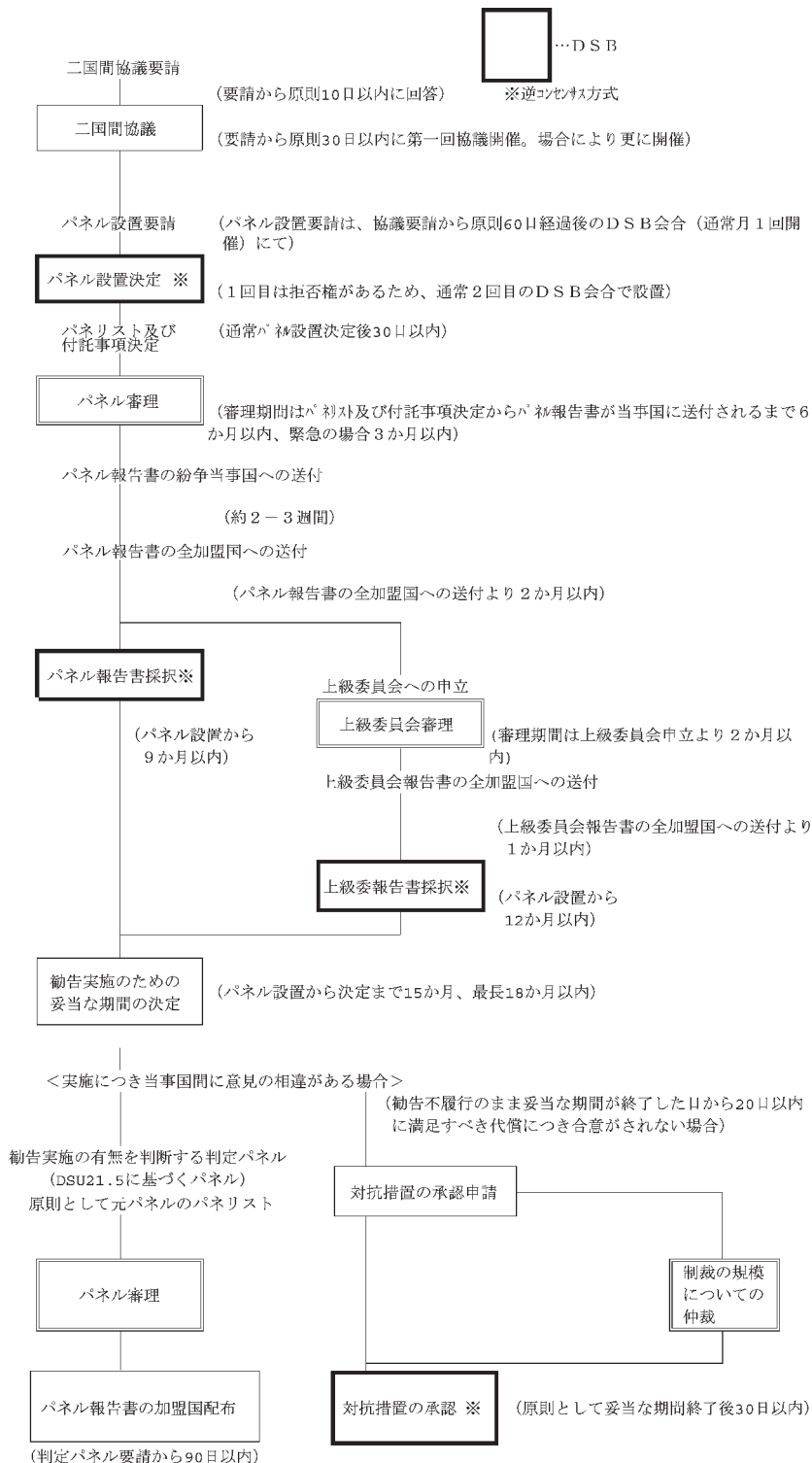
案 件 名	申立国	協議要請	報告書採択	結 論
酒税格差 (DS 8,10,11)	EU、米、加	95.6	96.11 (上級委報告書採択)	我が国の主張が容認されず
移動電話 (DS 15)	EU	95.8	—	二国間合意により終了 (95.9)
著作隣接権 (DS 28)	米国、EU	96.2	—	二国間合意により終了 (97.1)
フィルム・印画紙市場に関する措置 (DS 44)	米国	96.6	98.4 (パネル報告書採択)	我が国の主張容認
流通サービス措置 (大店法等、DS 45)	米国	96.6	—	協議段階で実質的には終了
豚肉輸入に係る措置 (DS 66)	EU	97.1	—	協議段階で実質的には終了
運輸多目的衛星用衛星航法補強システム調達 (DS 73)	EU	97.3	—	二国間合意により終了 (97.7)
リング等農産品に係る輸入検疫 (DS 76)	米国	97.4	99.3 (上級委報告書採択)	我が国の主張が容認されず
皮革に係る関税割当制度及び補助金 (DS 147)	EU	98.10	—	協議段階で実質的には終了
リングの輸入に係る措置 (DS 245)	米国	2002.3	2003.12 (上級委報告書採択)	我が国の主張が容認されず
のりの輸入割当 (DS 323)	韓国	2004.12	2006.2.6 (案件の経緯のみ記載したパネル報告書を採択)	二国間合意により終了

(3) 我が国が現在第三国参加している紛争案件（実質的に終了した案件を除く）

案 件 名	申立国	段 階
●米国のカナダ産軟材に対するダンピングの最終決定 (DS 264) DSU 21.5 条 履行確認パネル	カナダ	パネル
●米国のメキシコ産セメントへのアンチ・ダンピング措置 (DS 281)	メキシコ	パネル
●米国のダンピング・マージンの計算にかかるゼロイング (DS 294)	EU	上級委
●EU の通関措置 (DS 315)	米国	パネル
●EU の大型民間航空機の取引に関連する措置 (DS 316)	米国	パネル
●米国の大型民間航空機の取引に関連する措置 (DS 317)	EU	パネル
●エジプトのパキスタン製マッチに対するアンチ・ダンピング課税 (DS 327)	パキスタン	パネル
●ブラジルの中古タイヤの輸入に関する措置 (DS 332)	EU	パネル

(2006 年 3 月現在)

<図表資－１>DSU による紛争解決手続の流れ



※近年では、判定パネルを行った後、対抗措置の承認申請を行うことが通例となっている。

＜図表資－２＞我が国の申立によるガット時代の協議・パネル案件
(一部例外)

(１) 協議

※パネル・上級委員会に移行した案件については下記(２)を参照

対象	相手国	根拠条文	協議要請	協議の時期	その他の状況
輸入制限	イタリア	22条1項	60. 7		
キャブシャーシ (関税分類変更による 関税引上げ)	米国	22条1項 23条1項	80. 8 82. 4	81. 7 82. 11	パネル要請せず
VTR (輸入制限)	韓国	22条1項	81. 3	81. 3 81. 11	輸入制限は廃止
VTR (輸入制限)	EC (仏)	23条1項	82. 12	協議せず	仏は通関手続きを正常化
半導体 (一方的措置)	米国	23条1項	87. 8	87. 8	パネル要請せず
ポリアセタール樹脂 (AD税の濫用)	韓国	ADコード 15条2項	91. 9	91. 10 92. 5	米国が91年10月パネル提訴 93年 4月パネル採択
支払済AD税のコスト 算入 (AD税の濫用)	EC	ADコード 15条2項	92. 4	92. 10 93. 4	新AD協定において当該問題 に関する規定が明確化
米国写真フィルム・印 画紙市場	米国	制限的商慣習に関する協議 についての1960年決定	96. 10		96年6月米側から右決定に基づく協議要請を受けたところ。これまでのところ、日米双方の申立について協議は実施されていない。

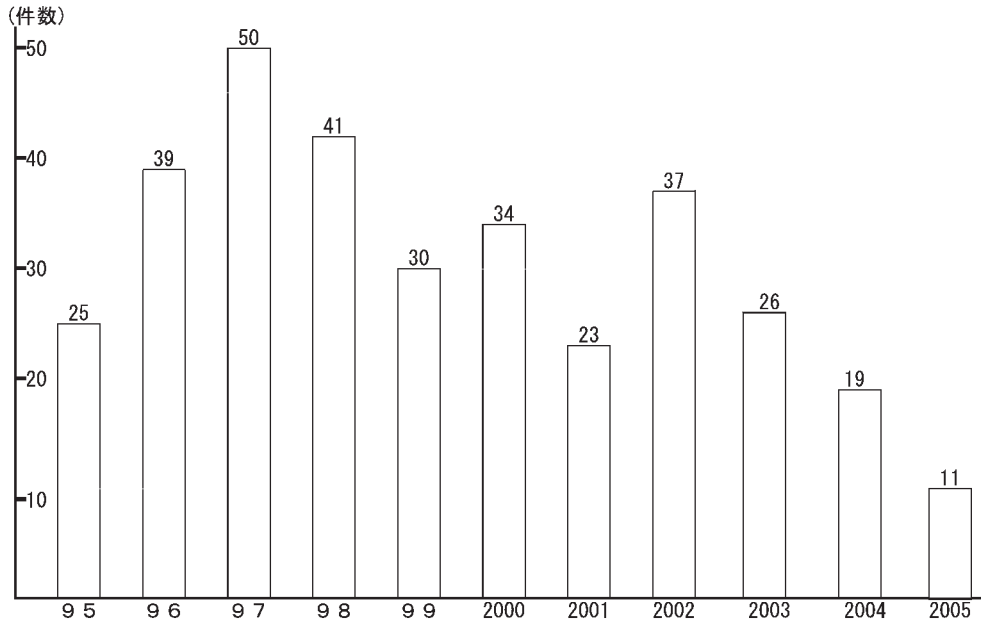
(２) パネル・上級委員会

事 例	相手国	根拠条文	パネル 設置	報告書配布	報告書採択	結論
補助金の定義に関する 裁定 (Zenith事件)	米国	協議を経ずに 作業部会設置	77. 5 (作業部 会)	77. 6	77. 6	我が国の主張容認
ECの部品AD規制 (AD税の濫用)	EC	23条2項	88. 10	90. 3	90. 5	我が国の主張容認
オーディオ・カセット (AD税の濫用)	EC	ADコード 15条5項	92. 10	95. 4	採択されず	

＜図表資－３＞我が国がガット時代に提訴されたパネル案件

	申立国	パネル設置	パネル報告採択 (上級委員報告採択)	パネルの結論等
先進工業諸国の輸入制限（２３条）	ウルグアイ	62. 2	62.11	先進15か国が一次産品に課している制限のうち一部についてガット違反を認定。
絹糸輸入制限	米国	77. 7		二国間合意により終了。
皮革輸入制限	米国	78.10		二国間合意により終了。
皮革輸入制限	カナダ	79.11		二国間合意により終了。
繊維製品輸入制限	米国	79.11		二国間合意により終了。
皮革輸入制限	米国	83. 4	88. 9	ガット11条違反を認定。
革製履物輸入制限	米国	85. 7		二国間合意により終了。
農産物 12品目輸入制限	米国	86.10	92.10	国家貿易にもガット11条の適用を認め、同条違反を認定。
アルコール飲料に関する関税・内国税・ラベリング	ＥＣ	87. 2	87.11	酒税制度のガット 3 条違反を認定。
半導体 第三国モーターリング措置等	ＥＣ	87. 4	95. 6	第三国モーターリング措置のガット11条違反を認定。
SPF加工材関税	カナダ	88. 4	95. 6	関税分類に関して広い裁量を認め、ガット11条違反を否定。
牛肉・柑橘類の輸入制限	米国	88. 5	95. 6	二国間合意により終了。
牛肉の輸入制限	豪州	88. 5	95. 6	二国間合意により終了。
酒税格差	ＥＵ カナダ 米国	95. 9	96.11	酒税格差のガット 3 条違反を認定。 格差是正については酒税法改正等に対応。 仲裁により履行期間は15ヶ月と裁定。 勧告の履行に関し日米二国間で合意。

<図表資－４>紛争案件数の推移



(注) 紛争案件数は当該年に協議要請が行われた件数であって紛争番号の件数である。

<図表資－５>WTO 発足後の紛争案件

(2005年12月現在)

案件名(番号はWTO紛争解決機関のDS番号に対応)	申立国 【第三国参加国】	経 過	主な申立事由及び パネル・上級委報告の概要	関連協定
1.マレーシアの石油化学製品の輸入許可 (AP-Approved Permit)制度	シンガポール	95/1/10 協議要請 3/17 パネル設置要請 「マ」の制度改革 7/19 パネル設置要請取り下げ	マレーシアが石化製品の輸入に際し、国内製造業者からの No Objection Letter を要求するのは、GATT11条等に反するとして、シンガポールが申立。	GATT
2. (4).米国のガソリン規制	ベネズエラ(2) ブラジル(4) 【EU、ノルウェー】	95/1/24 協議要請 3/27 パネル設置要請 4/10 パネル設置(5/31「DS4」合併) 1/29 パネル報告書配布 2/21 米の上級委申立 5/20 パネル・上級委報告書採択	大気汚染防止のためのガソリン規制が、GATT1、3条、TBT2条に違反するとの申立に対して、パネルは、大気汚染防止のためのガソリン規制はGATT20条の例外には当たらず、3条4項違反と認定した。上級委は、GATT20条(g)のパネルの解釈を一部修正したが、パネルの判断を支持した。	GATT TBT
3. 韓国の農産品検査	米国	95/4/ 4 協議要請	米国の輸入果実に対する抜き取り検査制度や柑橘類検査制度は輸入制限となっておりGATT11条等に反するとして、韓国が申立。	GATT SPS TBT
4.米国のガソリン規制	ブラジル	(DS2と合併)		
5. 韓国の食品流通期限	米国	95/5/ 3 協議要請 7/31 二国間合意を受け終了	韓国の冷蔵・冷凍肉の流通期限設定は科学的根拠を欠いており、TBT・SPS協定等に反するとして米国が申立。	GATT SPS TBT
6. 米国の対日自動車輸入に関する報復関税の賦課	日本	95/ 5/17 協議要請(豪第二国参加) 6/28 11米自動車協議決着 7/19 双方手続を進行させない旨表明したことに終了	米国1974年通商法301条、304条に基づく一方的な対抗措置(輸入自動車への報復関税の賦課)はGATT1、2条違反として日本が申立。	GATT
7.(12). (14).EUのホタテ貝に関する表示問題	カナダ(7) 【オーストラリア、チリ、アイスランド、日本、ペルー、米国】 ペルー(12) 【オーストラリア、カナダ、アイスランド、日本、ペルー、米国】 チリ(14) 【オーストラリア、カナダ、アイスランド、日本、ペルー、米国】	95/ 5/19 協議要請(「DS12」6/18、「DS14」6/24) 7/10 パネル設置要請(「DS12」、「DS14」10/11) 7/19 パネル設置(「DS12」「DS14」10/11合併) 96/ 7/ 5 二国間合意により妥結	フランスのホタテガイの名称表示規則が、カナダの同種のホタテガイを差別的に取り扱っており、GATT、TBT協定の規定する内国民待遇に違反しているとしてカナダが申立。	GATT TBT
8. (10). (11).日本の酒税格差	EU(8) 加(10) 米国(11)	95/ 6/21 協議要請(7/7「DS10」、「DS11」) 9/15 パネル設置要請 9/27 パネル設置(「DS10」、「DS11」と合併) 96/ 7/11 パネル報告書 8/ 8 日本の上級委申立 11/ 1 パネル・上級委報告書採択	以前87年11月にも日本の酒税制度がGATT違反とのパネル報告書が採択されたが、その後の酒税法改正後もウイスキー、コニャック、ブランデー等に対する酒税が焼酎に比べて高率であり、内国民待遇違反として訴えられたもの。それに対して、パネル及び上級委員会とともに、GATT3条違反として原告の主張を認めた。	GATT
9.EUの穀物輸入税	カナダ	95/ 6/30 協議要請 9/15 パネル設置要請 10/11 パネル設置 11/29 二国間合意により妥結	輸入穀物新課税制度がGATT2条(関税譲許)、7条(関税評価)に違反するとしてカナダが申立。(24条6項交渉合意の一環でTQ枠設定、パネル設置中止等を合意して決着)	GATT
10.日本の酒税格差	カナダ	(DS8と合併)		
11.日本の酒税格差	米国	(DS8と合併)		
12.EUのホタテ貝に関する表示問題	ペルー	(DS7と合併)		
13.EUの穀物及び米輸入税	米国	95/ 7/19 協議要請 9/28 パネル設置要請 97/ 4/30 パネル設置要請取り下げ	輸入穀物新課税制度が2条(関税譲許)、7条(関税評価)に違反するとして米国が申立。(24条6項交渉合意の一環でTQ枠設定、パネル設置要請撤回等を合意して決着)	GATT

I. WTOの紛争解決手続

案件名(番号はWTO紛争解決機関のDS番号に対応)	申立国 【第三国参加国】	経過	主な申立事由及び パネル・上級委員報告の概要	関連協定
14.EUのホタテ貝に関する表示問題	チリ	(DS7と合併)		
15.日本の携帯電話に関する合意	EU	95/ 8/18 協議要請 9/18 協議妥結	94年9月の日米移動電話合意内容が欧州企業の製品に対してMFN違反となっているとしてEUが申立。	GATT
16.EUのパナナ輸入制限	グアテマラ、ホンデュラス、メキシコ、米国	95/9/28 協議要請(再協議要請96/2/5)	EUのACP諸国へのパナナ輸入割当がMFN違反となっているとして中南米各国及び米国が申立。	GATT ライセン GATS
17.EUの米輸入税	タイ	95/10/ 5 協議要請	EUの輸入穀物新課税制度がGATT1条(MFN)、2条(関税譲許)、7条(関税評価)に違反するとしてタイが申立。	GATT
18.オーストラリアのサケ輸入禁止	カナダ 【EU、インド、ノルウェー、米国】	95/10/ 5 協議要請 97/ 3/ 7 パネル設置要請 4/10 パネル設置 98/ 6/12 パネル報告書配布 7/22 オーストラリア上級委申立 10/20 上級委報告書配布 11/ 6 パネル・上級委報告書採択 99/ 7/15 DSU22条に基づく対抗措置承認申請 7/22 オーストラリアによるDSU22.6条仲裁の要請(→その後仲裁決定は出されず) 99/ 9/ 7 DSU21.5条パネル設置 2000/ 2/18 21.5条パネル報告書配布 3/20 21.5条パネル報告書採択	オーストラリアの検査制度による鮭輸入禁止措置はGATT11条、13条及びSPS協定に違反するとのカナダの主張について、パネルはオーストラリアの措置がSPS協定2.2条(科学的根拠に基づく措置実施)、2.3条(内国民・最恵国待遇)、5.1条(危険性評価に基づく措置の実施)、5.5条(適切な保護水準の設定)及び5.6条(貿易制限的とならない保護水準の確保)に違反する旨判断。上級委員会も、5.6条違反についてはこれを覆したものの、その他の論点についてはパネルの判断を支持した。オーストラリアは99年7月までに措置の是正を行う義務を負ったが、カナダは、履行期限までに是正が行われなかったとしてDSU21.5条に基づく履行確認パネルの手続を行い、パネルはオーストラリアの勧告不履行を認めた。	GATT SPS
19.ポーランドの自動車輸入制限	インド	95/ 9/28 協議要請 96/ 9/11 二国間合意により妥結	ポーランドの輸入関税引上げがEU産向け無税枠の設定はGATT1、24条に違反するとしてインドが申立。	GATT
20.韓国の瓶詰水に関する規制	カナダ 【米国、EU】	95/11/ 8 協議要請 96/ 5/ 6 二国間合意により妥結	韓国のミネラルウォーターの規制(6ヶ月の流通規制、オゾン処理規制)が輸入制限となっているとしてカナダが申立。	GATT SPS TBT
21.オーストラリアのサケ輸入禁止	米国 【カナダ、EU、香港、アイスランド、インド、ノルウェー】	95/11/17 協議要請 99/ 5/11 パネル設置要請 99/ 6/16 パネル設置 11/ 8 パネル停止 00/10/27 二国間合意	オーストラリアの検査制度による鮭輸入禁止措置はGATT11条、13条及びSPS協定に違反するとして米国が申立。	GATT SPS
22.ブラジルの乾燥ココナッツ相殺関税	フィリピン 【カナダ、EU、インドネシア、マレーシア、スリランカ、米国】	95/11/30 協議要請 96/ 2/ 8 パネル設置要請 3/ 5 パネル設置 10/17 パネル報告書 12/16 比の上級委申立 97/ 2/21 上級委報告書配布 3/20 パネル・上級委報告書採択	ブラジルの農民生産増進に対する相殺関税賦課は、GATT1、2、6.3、6(a)条、農業協定13条に違反するとの申し立てに対して、パネルは、1994年のGATT第6条及び農業協定は本件には適用されないとして、フィリピンの申し立てを退けた。上級委もパネルの判断を支持した。	GATT 農業
23.ベネズエラのメキシコ産油井管へのAD調査	メキシコ	95/12/ 5 協議要請	ベネズエラのAD調査はAD協定に違反するとしてメキシコが申立。その後ベネズエラは調査をとりやめた。	AD
24.米国の綿・人造繊維下着輸入制限	コスタリカ 【インド】	95/12/22 協議要請 96/ 2/27 パネル設置要請 3/ 5 パネル設置 11/ 8 パネル報告書配布 11/11 コスタリカの上級委申立 97/2/10 上級委報告書配布 2/25 上級委報告書採択	米国の経過的繊維SG発動は繊維協定2.4、6.2、6.4、6.6(d)、6.7、6.10、8条に違反しているとのコスタリカの申立に対して、パネルは米国は輸入の増加によって重大な損害が発生したことを立証しておらず繊維協定6.2条に違反しているとした他、繊維協定2.4、6.4、6.6(d)、6.10条違反であると認定。コスタリカはパネルが規制措置の適及的適用を認めた点を上級委申立し、これに対して上級委は、経過的SG措置は可能な限り限定的に適用されなければならない、措置を適及的に適用することはできないと判断した。	繊維

案件名(番号はWTO紛争解決機関のDS番号に対応)	申立国 【第三国参加国】	経 過	主な申立事由及び パネル・上級委報告の概要	関連協定
25.EUの米に関するウルグアイ・ラウンド・コミットメント	ウルグアイ	95/12/12 協議要請	EUの輸入穀物新課税制度がGATT1条(MFN)、2条(関税譲許)、7条(関税評価)に違反するとしてウルグアイが申立。	GATT
26.(48).EUのホルモン牛肉に関する措置	米国(26) 【オーストラリア、カナダ、ニュージーランド、ノルウェー】 カナダ(48) 【オーストラリア、ニュージーランド、ノルウェー、米国】	96/ 1/26 協議要請(「DS48」6/28) 4/25 パネル設置要請(「DS48」9/17) 5/20 パネル設置(「DS48」10/16。その後パネル統合) 97/ 8/18 パネル報告書配布 9/24 EU上級委申立 98/ 1/16 上級委報告書配布 2/13 パネル・上級委報告書採択 99/ 5/17 DSU22条に基づく対抗措置承認申請 6/ 2 EUのDSU22.6条仲裁の要請 7/12 22.6条仲裁決定の配布 7/26 22.6条仲裁決定の採択	肉牛の飼料へのホルモン剤添加規制及び当該飼料で育成された牛の肉の輸入規制に係るEU指令が、米国牛肉の輸入を制限し、GATT3条(内国民待遇)、11条(数量制限)、SPS協定、TBT協定、農業協定等に違反する、との米国の主張について、パネルはEUの措置がSPS協定3.1条(国際的基準への準拠)、5.1条(危険性評価に基づく措置の実施)及び5.5条(適切な保護水準の設定)に違反すると判断した。一方、上級委はSPS5.1条についてはパネルの判断を支持したが、3.1条及び5.5条についてはパネルの判断を覆した。また、上級委は、3.1条の要請する国際基準に基づかない措置を執る場合には、かかる措置を執る国がSPS協定3.3条(科学的に正当な理由がある場合の国際基準よりも高い保護水準の導入)との整合性の証明責任を負う、としたパネルの判断についてもこれを破棄した。仲裁によりEUには15カ月の履行期間が認められたが、EUが期間内の履行は不可能、としたため、米国及びカナダはDSU22.2条に基づく対抗措置の承認申請を行い、対抗措置の規模の仲裁を経て、99年7月のDSBにおいて、米国に年1億1680百万米ドル、カナダに年1130万カナダドルの報復関税賦課が承認された。両国は同月に関税賦課を開始した。なお、2004年11月、EUは本件で問題とされた措置が是正されたにもかかわらず、米国及びカナダが対抗措置を継続しているのはDSUの関連規定等に反するとして、両国に対してDSUに基づく二国間協議要請を行った(DS320:対米国、DS321:対カナダ)。	SPS GATT TBT
27.EUのパナナ輸入制限	エクアドル グアテマラ ホンジュラス メキシコ 米国 【ベリーズ、カメルーン、コート・ディボワール、ドミニカ共和国、ガーナ、グレナダ、ジャマイカ、セント・ルシア、セント・ビンセント、グレナディン、セネガル、スリナム、コロンビア、ニカラグア、日本、コスタリカ、パネズエラ	96/ 2/ 5 協議要請 4/25 パネル設置要請 5/ 8 パネル設置 97/ 5/22 パネル報告書配布 6/11 EU上級委申立 9/ 9 上級委報告書配布 9/25 パネル・上級委報告書採択 99/ 1/12 DSU21.5条パネル設置 1/14 DSU22条に基づく対抗措置承認申請(米国) 1/29 EUのDSU22.6条仲裁の要請(米国) 4/ 9 22.6条仲裁決定の配布(米国) 4/12 21.5条パネル報告書配布 4/19 22.6条仲裁決定の採択(米国) 5/ 6 21.5条パネル報告書採択 11/ 8 DSU22条に基づく対抗措置承認申請(エクアドル) 11/19 EUの22.6条仲裁の要請(エクアドル) 2000/3/24 22.6条仲裁決定の配布(エクアドル) 5/18 22.6条仲裁決定の採択(エクアドル) 2001/4 米EU、米エクアドル合意	パナナの輸入、販売、流通に関するEUの制度が、GATT1、2、3、10、11、13条、輸入許可手続協定1、3条、農業協定、TRIM協定2、5条、GATS 2、4、16、17条違反するとの申立に対して、パネルはGATT1条1項、3条4項、10条3項、13条1項、輸入許可手続協定1条3項、GATS2条、17条に違反すると判断した。これに対し、上級委員会は概ねパネルの報告を支持したが、GATT13条1項の義務違反を免除する認定についての解釈、輸入許可手続協定が、GATT10条と輸入許可手続協定に違反することの認定に際し解釈を修正した。	GATT ライセンス 農業 TRIM GATS

案件名(番号はWTO紛争解決機関のDS番号に対応)	申立国 【第三国参加国】	経 過	主な申立事由及び パネル・上級委報告の概要	関連協定
28.日本の著作権隣接権	米国	96/ 2/ 9 協議要請 97/ 1/24 二国間合意により妥結	日本の著作権隣接権保護制度がTRIPs協定14条などに違反するとして米国が申立。	TRIPs
29.トルコの繊維・衣服輸入制限	香港	96/ 2/12 協議要請	トルコの繊維・衣服輸入制限がGATT11、13条に違反するとして香港が申立。	GATT
30.ブラジルの乾燥コナツ及びコナツミルクパウダー相殺関税	スリランカ	96/ 2/23 協議要請	乾燥コナツ・コナツミルクに対するブラジルの相殺関税賦課が、GATT1、2、6条、農業協定13条(a)に違反するとしてスリランカが申立。	GATT 農業
31.カナダの雑誌に係る措置	米国	96/ 3/11 協議要請 5/24 協議要請 6/19 パネル設置 97/ 3/14 パネル報告書配布 4/29 カナダ上級委申立 6/30 上級委報告書配布 7/30 パネル・上級委報告書採択	カナダの雑誌の輸入制限が、GATT11条に違反する。また雑誌に対する税制等が、GATT3条に違反するとの訴えに対し、パネルはGATT3条2項違反を認定した。上級委員会は、パネルの判断を概ね肯定したが、一部カナダの消費税法V、1部が、GATT3条2項第1文、第2文に違反する、また、郵便料金の軽減は、GATT3条8項(b)に違反するとしてパネルの解釈を修正した。	GATT
32.米国の女性羊毛コート輸入制限	インド 【カナダ、コスタリカ、EU、ノルウェー、パキスタン、トルコ】	96/ 3/15 パネル設置要請 4/17 パネル設置 4/30 二国間合意により妥結	米国の繊維製品に関するセーフガード措置が、繊維協定2、6、8条に違反するとして米国が申立。	繊維
33.米国の毛織シャツ・ブラウス輸入制限	インド 【カナダ、EU、ノルウェー、パキスタン、トルコ】	94/12/30 協議要請 96/ 3/14 パネル設置要請 4/17 パネル設置 97/ 1/ 6 パネル報告書配布 2/24 上級委申立 4/25 上級委報告書配布 5/23 パネル・上級委報告書採択	米国の繊維製品に関する経過的繊維SG措置が、ATCの2、4、6条に違反するとの申し立てに対して、パネルは米国の措置重大な損害の立証において繊維協定2、4、6条に違反すると認定(ATCに関するパネル判断については上級委申立されず)。上級委は手続的論点として、举证責任が申立国にあるとのパネル判断を支持。	繊維 DSU
34.トルコの繊維・衣服輸入制限	インド 【EU、香港、日本、フィリピン、タイ、米国】	96/ 3/21 協議要請 98/ 2/ 2 パネル設置要請 3/13 パネル設置 99/ 5/31 パネル報告書配布 7/26 トルコ上級委申立 10/22 上級委報告書配布 11/19 パネル・上級委報告書採択	トルコの繊維・衣服輸入制限が、GATT11、13条、繊維協定2条に違反するとの申立に対し、パネルはGATT11条、13条、繊維協定2条4項に違反すると判断するとともに、GATT24条によって正当化されるとのトルコの主張を棄却した。上級委員会は、パネルの判断を支持したが、GATT24条違反の法解釈理由を修正した。	GATT 繊維
35.ハンガリーの農産品輸出補助金	アルゼンチン、オーストラリア、カナダ、ニュージーランド、タイ、米国 【カナダ、日本、タイ、ウルグアイ】	96/ 3/27 協議要請 97/ 1/ 9 パネル設置要請 2/25 パネル設置 7/30 合意により解決としながらもウェーバーの採用につき未解決	ハンガリーは、約束表のコミットメントのレベルを超えて輸出補助金を交付しており、農業協定3.3条及び第5部に違反するとして米国、カナダほか各国が申立。	農業
36.パキスタンの医薬品農業用化学品特許保護	米国	96/ 4/30 協議要請 7/ 4 パネル設置要請 97/ 3/ 7 二国間合意により妥結	パキスタンの医薬品農業用化学品に関する特許保護制度が、TRIPs協定27、65、70条に違反するとして米国が申立。	TRIPs
37.ボルネオ島の工業所有権法下の特許保護	米国	96/ 4/30 協議要請 10/ 15 二国間合意により妥結	ボルネオ島の工業所有権法下の特許保護が、TRIPs協定33、65、70条に違反するとして米国が申立。	TRIPs
38.米国のキューバ自由民主化法	EU 【カナダ、日本、マレーシア、メキシコ、タイ】	96/ 5/ 3 協議要請 10/ 3 パネル設置要請 11/20 パネル設置 97/ 4/21 EUによるパネル停止 98/ 4/22 パネル設置の根拠を失う	米国のキューバ自由民主化法に基づく貿易制限、ビザ発給拒否、米国からの外国人追放が、GATT1、3、5、11、13条、及びGATS1、3、6、16、17条に違反するとしてEUが申立。	GATT GATS
39.米国の対EU輸入品関税引上げ	EU	96/ 4/17 協議要請 6/19 パネル設置要請	米国の対EU輸入品関税の一方的引き上げが、GATT1、2、23条及び紛争解決了解3、22、23条に違反するとしてEUが申立。	GATT DSU

資料編

案件名(番号はWTO紛争解決機関のDS番号に対応)	申立国 【第三国参加国】	経 過	主な申立事由及び パネル・上級委報告の概要	関連協定
40. 韓国の通信機器調達関連法令・実態	EU	96/ 5/ 9 協議要請 97/10/29 二国間合意により妥結	通信機器に関する韓国の政府調達慣行と米韓二国間条約に基づく米国内企業への優遇が、GATT、3、17条に違反するとしてEUが申立。	GATT
41. 韓国の農産品検疫関連措置	米国	96/ 5/21 協議要請	韓国の農産品検疫関連措置が輸入を制限しており、GATT3、11条、SPS協定2、5、8条、TBT協定2、5、6条、農業協定1条に違反するとして米国が申立。	GATT SPS TBT 農業
42. 日本の著作権隣接権	EU	96/ 5/24 協議要請 ※28の協議と一本化したため、11月間合意に伴い終了	日本の著作権隣接権保護制度が、TRIP協定14.6、70.2条に違反するとしてEUが申立。	TRIPs
43. トルコの外国映画放映収入税	米国	96/ 6/12 協議要請 97/ 1/ 9 パネル設置要請 2/25 パネル設置 7/14 二国間合意により妥結	トルコの外国映画放映収入税がGATT3 条に違反するとして米国が申立。	GATT
44. 日本の消費者フィルム印画紙関連措置	米国 【EU、メキシコ】	96/ 6/13 協議要請 9/20 パネル設置要請 10/16 パネル設置 98/ 3/31 パネル報告書配布 4/22 パネル報告書採択	日本の消費者フィルム印画紙関連措置が輸入品を差別しており、GATT3、10条に違反する、また利益を無効化・侵害しているとの申立に対して、パネルは、当該措置により、輸入品が国内産品と比較して不利な待遇を付与されたこと、実質的に輸入品に与えられた利益に影響を及ぼしたことを立証出来ていないとして、GATT3、10条に違反しないと判断した。	GATT
45. 日本の流通サービス関連措置	米国	96/ 6/13 協議要請 9/20 追加的協議要請	日本の流通サービス関連措置が、GATS 3、6、16、17条に違反する、また、利益を無効化・侵害しているとして米国が申立。	GATS
46. ブラジルの航空機輸出ファイナンスプログラム	カナダ 【オーストラリア、EU、韓国、米国】	96/ 6/19 協議要請 9/16 パネル設置要請 10/ 3 パネル再要請(カナダより撤回) 98/ 7/10 パネル設置要請 7/23 パネル設置 99/ 4/14 パネル報告書配布 5/ 3 ブラジル上級委申立 8/ 2 上級委報告書配布 8/20 パネル・上級委報告書採択 12/ 9 DSU21.5条パネル設置 2000/ 5/ 9 21.5条パネル報告書配布 5/10 DSU22条に基づく対抗措置承認 申請 5/22 ブラジルDSU21.5条上級委申立 5/26 DSU22.6条仲裁の要請 7/21 21.5条上級委報告書配布 8/ 4 21.5条パネル・上級委報告書採択 8/28 22.6条仲裁決定 12/12 22.6条仲裁決定の採択 2001/ 2/16 DSU21.5条パネルⅡ設置 7/26 21.5条パネルⅡ報告書配布 8/23 21.5条パネルⅡ報告書採択	ブラジルの航空機輸出ファイナンス・プログラム(PROEX)は、補助金協定3、27.4、27.5条に違反するとの申立に対し、パネルはブラジルの措置は補助金協定3.1(a)、27.4条に違反し、輸出信用に関する規定の補助金協定附属書 I (k)によっても正当化されず、輸出補助金であると認定した。上級委は一部パネルの判断と異なる解釈を示しつつもパネルの結論を支持した。その後のDSU21.5条パネル及び上級委においても改訂されたブラジルのプログラム(PROEX)等が補助金協定違反であると認定した。その一方、カナダは対抗措置の承認要請を申立て、繊維協定の下での譲許停止が承認された。その後カナダは、再度改訂されたブラジルのプログラム(PROEXⅢ)についてDSU21.5条パネルを要請、パネルはPROEXⅢそれ自体は補助金協定3.1(a)違反ではなくかつOEUD輸出信用アレンジメントの遵守について規定する附属書 I (k) パラ2で正当化されるとした。	補助金
47. トルコの繊維・衣服輸入制限	タイ	96/ 6/20 協議要請	トルコの繊維・衣服輸入制限が、GATT1、2、11、13条及び繊維協定2条に違反するとしてタイが申立。	GATT
48. EUのホルモン家畜・牛肉制限する措置	カナダ	(DS26と合併)		
49. 米国の生鮮・冷凍トマト輸入AD措置	メキシコ	96/ 7/ 1 協議要請	生鮮・冷凍トマト輸入に対する米国のAD調査が、GATT6、10条、及びAD協定2、3、5、6、7.1条に違反するとしてメキシコが申立。	GATT AD

I. WTOの紛争解決手続

I WTOの紛争解決手続

案件名(番号はWTO紛争解決機関のDS番号に対応)	申立国 【第三国参加国】	経 過	主な申立事由及び パネル・上級委報告の概要	関連協定
50.インドの医薬品農業用化学品特許保護	米国 【EU】	96/ 7/ 2 協議要請 11/ 7 パネル設置要請 11/20 パネル設置 97/ 9/ 5 パネル報告書配布 10/15 インド上級委申立 12/19 上級委報告書配布 98/ 1/16 パネル・上級委報告書採択	インドの医薬品・農業用化学品の特許保護制度がTRIPs協定27、63、65、70.8、70.9条等に違反するとの申立に対し、パネルは、インドは医薬品・農業用化学品の物質特許申請の新規性・優先性を保護する適切な措置及び期間排他的販売権を付与する措置を確立していないとして、TRIPs協定63.1条、63.2条、70.8(a)条、70.9条違反を認めた。これに対し上級委員会は、70.8(a)条及び70.9条についてはパネルの判断を支持したものの、63条については、パネルの付託事項ではないとして、パネルの判断を覆した。	TRIPs
51.ブラジルの自動車関連投資措置	日本	96/ 7/30 協議要請	ブラジルの自動車関連投資措置が、GATT1、3、11条、TRIM協定2条、補助金協定3、27.2、27.4条に違反する。また、利益を無効化・侵害しているとして日本が申立。	GATT TRIM 補助金
52.ブラジルの自動車貿易投資関連措置	米国	96/ 8/ 9 協議要請	ブラジルの自動車貿易投資関連措置が、GATT1、3条、TRIM協定2条、補助金協定3、27.4条に違反する。また利益を無効化・侵害しているとして米国が申立。	GATT TRIM 補助金
53.メキシコの関税評価制度	EU	96/ 8/27 協議要請	NAFTA加盟国からの輸入品とそれ以外の国からの輸入品とで、関税評価基準が異なるメキシコの関税は、GATT24条5項(b)に違反するとしてEUが申立。	GATT
54.(55).(59).(64).インドネシアの自動車関連措置	EU(54) 日本(55) 米国(59) 日本(64) 【インド、韓国】	96/10/ 3 協議要請(「DS55」10/4、「DS59」10/8、「DS64」11/19 ※DS64はDS55以外の論点について提起) 97/ 5/12 パネル設置要請(「DS55」4/17、「DS59」6/12、「DS64」4/17) 6/12 パネル設置(「DS55」、「DS59」、「DS64」と合併) 98/ 7/ 2 パネル報告書配布 7/23 パネル報告書採択	「国民車」計画の自動車及び関連部品に関する措置が、GATT1、3条、TRIM協定2条及び補助金協定3、6、28条、TRIPs協定3、65.5条に違反するとの申立に対して、パネルは、GATT1、2条、TRIM協定2条、補助金協定5条に違反すると判断したが、補助金協定28.2条の違反は認めない、またTRIPs協定3条及び65.5条違反の問題は原告の論証が不十分と判断した。上級委報告を受け、インドネシア政府は、99年6月に新自動車政策を導入し、履行を果たした。	GATT TRIM 補助金 TRIPs
55.インドネシアの自動車関連措置	日本	(DS54と合併)		
56.アルゼンチンの靴・繊維・衣服関連措置	米国 【EU、インドネシア】	96/10/ 4 協議要請 97/ 1/ 9 パネル設置要請 2/25 パネル設置 11/25 パネル報告書配布 98/ 1/21 アルゼンチン上級委申立 4/22 パネル・上級委報告書採択	アルゼンチンの靴・繊維・衣服に関する特定関税などの措置が、GATT2、7、8、10条、TBT協定2条、関税評価協定1、8条、繊維協定7条に違反するとの米国の主張について、パネルはGATT2、8条違反とした。一方、上級委員会は、譲許表に規定された形式と異なる形式での関税の適用は、譲許表に規定した関税をこえる徴収をもたらす限りにおいてGATT2条違反とし、パネルの認定を変更した。上級委報告を受け、アルゼンチンは、99年1月1日までに統計税を0.5%に削減し、98年10月19日までに特別関税の上限を35%(譲許税率)とする事で、勧告の履行を行った。	GATT TBT 関税評価 繊維
57.オーストラリアの繊維衣服靴輸入信用制度	米国	96/10/ 7 協議要請	オーストラリアの革製品に対する補助金交付が、補助金協定3条に違反するとして米国が申立。	補助金

案件名(番号はWTO紛争解決機関のDS番号に対応)	申立国 【第三国参加国】	経 過	主な申立事由及び パネル・上級委報告の概要	関連協定
58. 米国のエビ保護海ガメ法	インド マレーシア パキスタン タイ 【オーストラリア、コロンビア、コスタリカ、EU、グアテマラ、香港、日本、メキシコ、ナイジェリア、パキスタン、フィリピン、セネガル、シンガポール、スリランカ、ベネズエラ】	96/10/8 協議要請 97/ 1/ 9 マレーシア・タイ、パネル設置要請(97/1/30 パキスタン、パネル設置要請) 2/25 パネル設置、インドがパネル設置要請 4/10 インド単独パネル設置(前者に併合) 98/ 5/15 パネル報告書配布 7/ 3 米国上級委申立 10/12 上級委報告書配布 11/ 6 パネル・上級委報告書採択 2000/10/23 DSU21.5条パネル設置 2001/ 6/22 21.5条パネル報告書 10/22 21.5条上級委報告 11/21 21.5条パネル・上級委報告書採択	海ガメの保護を意図した、米国のエビ及びエビ製品の輸入制限が、GATT11、13条に違反する。また利益を無効化・侵害しているとの申立に対して、パネルは、GATT20条では正当化されずGATT11条1項違反と判断したのに対し、上級委員会は、20条(g)に対するパネルの判断のアプローチを拒絶し、まずはじめに極めて抽象的な審査のみで20条(g)の要件が満たされると判断し、次に柱書某独が満たされているかどうかより具体的に判断するというアプローチを採用し、最終的には20条での正当化は認められず、GATT違反と判断した。	GATT
59. インドネシアの自動車関連措置	米国	(DS54と合併)		
60. グアテマラのボートランドセメント輸入に対するAD調査	メキシコ 【カナダ、エルサルバドル、ホンジュラス、米国】	96/10/15 協議要請 97/ 2/ 4 パネル設置要請 3/20 パネル設置 98/ 6/19 パネル報告書配布 8/ 4 グアテマラ上級委申立 1/25 パネル・上級委報告書採択	メキシコからのセメント輸入に対するAD調査が、AD協定2、3、5、7.1条に違反するとの申立に対し、パネルはグアテマラが調査開始を正当化するためのダンピング、損害及び因果関係に関する十分な証拠がないにもかかわらず調査を開始したとして、AD協定5.3条違反を認めた。一方、上級委は、メキシコはパネル設置要請の際に申立措置の特定を行わなかったためDSU6.2条違反があるとして、適切にパネル設置要請を行ったとのパネルの判断を覆した。このため、パネルが行った実質的な論点については何ら判断しなかった。	AD
61. 米国のエビ保護海ガメ法	フィリピン	96/10/25 協議要請	海ガメの保護を意図した、米国のエビ及びエビ製品の輸入制限がGATT1、2、3、8、11、13条、TBT協定2条に違反する。また利益を無効化・侵害しているとしてフィリピンが申立。	GATT TBT
62.(67).(68).EUのコンピューター機器関税分類	米国 【日本、韓国、インド、シンガポール】	96/11/ 8 協議要請(「対英国 DS67」及び「対アイルランドDS68」97/ 2/14) 97/ 2/11 パネル設置要請(「DS67」「DS68」3/7) 2/25 パネル設置(3/20「DS67」「DS68」と併合) 98/ 2/ 5 パネル報告書 3/24 EU上級委申立 98/ 6/ 5 上級委報告 6/22 パネル・上級委報告書採択	コンピューター機器に関する関税分類の変更が、GATT2条に違反するとの申立に対して、パネルはGATT2条1項違反と判断した。上級委員会もパネルと同様にGATT2条1項違反としたが、輸出国の「正当な期待」の観点からの譲許の解釈、輸出国の「正当な期待」の観点からの解釈がウィーン条約法条約31条に規定された誠実な解釈の規則に合致するとのパネルの判断を棄却した。	GATT
63. 米国の旧東独固形尿素輸入へのAD措置	EU	96/11/28 協議要請	旧東独からの固形尿素輸入に対し米国が行ったAD措置は、AD協定9条及び11条に違反しているとしてEUが申立。	AD
64. インドネシアの自動車関連措置	日本	(DS54と合併)		
65. ブラジルの自動車貿易投資関連措置	米国	97/ 1/10 協議要請	DS52に基づく協議後、ブラジルが新たに設けた自動車関連措置が、GATT1、3条、TRIM協定2条、補助金協定3、27.4条に違反し、また利益を無効化・侵害しているとして米国が申立。	GATT TRIM 補助金
66. 日本の豚肉輸入に係る措置	EU	97/ 1/15 協議要請	豚肉及び豚肉製品に係る日本の措置が、GATT1、10.3、13条に違反する。また利益を無効化・侵害して9条及び11条に違反しているとしてEUが申立。	GATT
67. 英国のコンピューター機器関税分類	米国	(DS62と合併)		

I. WTOの紛争解決手続

案件名(番号はWTO紛争解決機関のDS番号に対応)	申立国 【第三国参加国】	経過	主な申立事由及び パネル・上級委報告の概要	関連協定
68.アイルランドのコンピュータ機器関税分類	米国	(DS62と合併)		
69.EUの鶏肉製品輸入に関する措置	ブラジル 【タイ、米国】	97/ 2/24 協議要請 6/12 パネル設置要請 7/30 パネル設置 98/ 3/12 パネル報告書 4/29 ブラジル上級委申立 7/23 パネル・上級委報告書採択	鶏肉製品に関するEUの輸入レジーム及び関税割当が94年GATT10、27条、輸入許可手続協定1、3条に違反する、また利益を無効化・侵害している、関税率割当の枠外にある鶏肉の輸入に対し課される特別セーフガードの実行において、農業に関する協定4、5条に違反するとの申立に対して、パネルは農業に関する協定5条違反を認定した。これに対し上級委員会は、パネルの5条1項bの解釈を修正するとともに、5条5項違反を認定した。	GATT ライセンス 農業協定
70.カナダの民間航空機輸出に係る措置	ブラジル 【EU、米国】	97/ 3/10 協議要請 98/ 7/10 パネル設置要請 7/23 パネル設置 99/ 4/14 パネル報告書配布 5/ 3 加上級委申立 8/ 2 上級委報告書配布 8/20 パネル・上級委報告書採択 12/ 9 DSU21.5条パネル設置 2000/ 5/ 9 21.5条パネル報告書送付 5/22 ブラジルDSU21.5条上級委申立 7/21 21.5条上級委報告書送付 8/ 4 21.5条パネル・上級委報告書採択	ブラジルへの民間機輸出に対する加政府・州の補助金交付は、補助金協定3条に違反するとの申し立てに対して、パネル及び上級委は、カナダの補助金の一部(CA制度に基づく融資と技術提携制度(TPC))についてのみ輸出補助金であると認定し、これらの廃止を勧告した。なお、補助金協定1.1(b)の利益の判定に受益者利益説と商業的ベンチマークが採用された。DSU21.5条パネルはTPCについては履行されたことを認定したが、CA制度については完全に履行されていないと判断した。DSU21.5条上級委は、TPCについてはブラジルが立証に失敗したと判断した。	補助金
71.カナダの民間航空機輸出に係る措置	ブラジル	97/ 3/10 協議要請	カナダのDS70と同様の措置は、補助金協定5条の悪影響があり、相殺関税の対象となる(補助金協定7条)としてブラジルが申立。	補助金
72.EUの乳製品に係る措置	ニュージーランド 【米国】	97/ 3/24 協議要請 11/ 6 パネル設置要請 11/18 パネル設置 99/11/11 二国間合意により終了	EU及び英国税務局のNZ産バターに対する措置がGATT2、10、11条及びTBT協定2条、輸入許可手続協定3条に違反しているとしてニュージーランドが申立。	GATT TBT ライセンス
73.日本の人工衛星調達	EU	97/ 3/26 協議要請 7/31 二国間合意により終了	日本の人工衛星調達の入札に係る明細事項は明示的に米国以外を排除するものであり、政府調達協定付属書付表1に反し、6(3)、7(2)に違反するとしてEUが申立。	政府調達
74.フィリピンの豚肉・鶏肉に係る措置	米国	97/ 4/ 1 協議要請 98/ 3/12 二国間合意により終了	フィリピンの豚肉・鶏肉の関税割当に伴う許可等の遅延は、94年GATT3、10、11条、農業協定4条、輸入許可手続協定1、3条、TRIM協定2、5条違反するとともに、利益を無効化・侵害しているとして米国が申立。	GATT 農業 ライセンス TRIM
75.韓国の酒税	EU 【カナダ、メキシコ】	97/ 4/ 4 協議要請 9/10 パネル設置要請 10/16 パネル設置 98/ 9/17 パネル報告書配布 10/28 韓国上級委申立 98/11/25 パネル・上級委報告書採択	韓国の酒税法・教育税法による酒類への内国税賦課は、94年GATT3条2項に違反するとの申立に対して、パネルは94年GATT3条2項違反を認定。これに対し上級委員会もパネルの判断を支持した。	GATT

案件名(番号はWTO紛争解決機関のDS番号に対応)	申立国 【第三国参加国】	経 過	主な申立事由及び パネル・上級委報告の概要	関連協定
76.日本の農産物に係る措置	米国 【ブラジル、EU、ハンガリー】	97/ 4/ 7 協議要請 10/ 3 パネル設置要請 11/18 パネル設置 98/10/27 パネル報告書配布 11/24 日本上級委申立 99/ 2/22 上級委報告書配布 3/19 パネル・上級委報告書採択 2001/ 8/23 二国間合意による妥結	日本が特定の農産物への検疫措置として品種ごとの検査を義務付けていることが、SPS協定の関連規定、GATT11条、農業協定4条に違反し、利益を無効化・侵害しているとする米国の主張について、パネルは日本の措置はSPS協定2.2条(科学的根拠に基づく措置実施)、5.6条(貿易制限的とならない保護水準の確保)及び衛生植物検疫上の規制の透明性確保にかかるとする附属書Bに違反すると判断し、上級委員会もパネルの判断をおおむね支持した。日本は99年12月末までにパネル・上級委の勧告を履行する旨米国と合意し、同期間内に問題の措置を廃止。その後も日本は新たな検疫措置について協議を継続し、2001年8月に本件について完全な合意に至った旨DSBに通報した。	SPS GATT 農業
77.アルゼンチンの靴繊維衣服関連措置	EU 【米国】	97/ 4/17 協議要請 9/10 パネル設置要請 10/16 パネル設置 98/ 7/29 パネル停止	アルゼンチンの織物等に対する特定関税などの措置がGATT2条、繊維協定7条、及びTBT協定14.1条に違反しているとしてEUが提訴。	GATT 繊維 TBT
78.米国のトウモロコシ輸入に係るセーフガード措置	コロンビア	97/ 4/28 協議要請	米国のトウモロコシ輸入に対するSG措置が、SG協定2,4,5,9,12条、GATT2,13,14条に違反し、また利益を無効化・侵害しているとしてコロンビアが申立。	SG GATT
79.インドの医薬品・農薬用化学品特許保護	EU 【米国】	97/ 4/28 協議要請 9/ 9 パネル設置要請 10/16 パネル設置 98/ 8/24 パネル報告書配布 9/22 パネル報告書採択	インドの医薬品・農薬用化学品の特許保護制度がTRIPs協定70.8、70.9条に違反するとの申立に対し、パネルは、インドは医薬品及び農薬用化学品の物質特許申請の新規性・優先性を保護する適切な措置及び期間排他的販売権を付与する措置を確立していないとして、TRIPs協定70.8(a)条及び70.9条違反を認めた。	TRIPs
80.ベルギーの商業用電話帳サービス	米国	97/ 5/ 2 協議要請	ベルギーの電話帳出版業に対する免許付与条件等の措置が、GATS2,6,8,17条に違反し、EUのコミットメントによる利益を無効化・侵害しているとして米国が申立。	GATS
81.ブラジルの自動車貿易投資関連措置	EU	97/ 5/ 7 協議要請	ブラジル自動車関連措置(97年3月に新たにとられた措置等を含む)が、GATT1,3条、補助金協定3,5,27.4条、TRIM協定2条に違反し、利益を無効化・侵害しているとしてEUが申立。	GATT 補助金 TRIM
82.アイルランドの著作権隣接権付与に係る措置	米国	97/ 5/14 協議要請 98/ 1/ 9 パネル設置要請 2/13 パネル設置要請取り下げ 2000/11/6 二国間合意	アイルランドの著作権隣接権付与の制度が、TRIPs協定9-14,63,65,70条に違反するとして米国が申立。	TRIPs
83.デンマークの知的財産権に係る措置	米国	97/ 5/14 協議要請 2001/6/7 二国間合意により妥結	デンマークの知的財産権を含む民事訴訟手続に係る暫定措置を策定しないことは、TRIPs協定50,63,65条による義務に違反するとして米国が申立。	TRIPs
84.韓国の酒税	米国 【カナダ、メキシコ】	97/ 5/23 協議要請 9/10 パネル設置要請 10/16 パネル設置 98/ 9/17 パネル報告書配布 10/20 韓国上級委申立(DS75と同一) 99/11/25 パネル・上級委報告書採択	韓国の酒税法・教育税法による酒類への内国税賦課は、94年GATT3条2項に違反し、同条の利益を侵害しているとの申立に対して、パネルは94年GATT3条2項違反を認定。これに対し上級委員会もパネルの判断を支持した。	GATT
85.米国の織物・衣服に係る措置	EU	97/ 5/23 協議要請 98/ 2/11 二国間合意により妥結	米国の織物・衣服に関する原産地規則の変更は、繊維協定2.4,4.2,4.4条、原産地規則協定4.2条、GATT3条及びTBT協定2条に違反するとしてEUが申立。	繊維 原産地 GATT TBT

I. WTOの紛争解決手続

I WTOの紛争解決手続

案件名(番号はWTO紛争解決機関のDS番号に対応)	申立国 【第三国参加国】	経 過	主な申立事由及び パネル・上級委報告の概要	関連協定
86.スウェーデンの知的財産権に係る措置	米国	97/ 5/28 協議要請 98/12/ 2 二国間合意により妥結	スウェーデンの知的財産権を含む民事訴訟手続に係る暫定措置を策定しないことは、TRIPs協定50、63、65条による義務に違反するとして米国が申立。	TRIPs
87.(110).チリの酒税	EU(DS87) 【カナダ、メキシコ、ペルー、米国】 EU(DS110) 【カナダ、ペルー、米国】	97/ 6/ 4 協議要請(「DS110」12/15) 10/ 3 パネル設置要請(「DS110」98/ 3/ 9) 98/11/18 パネル設置(「DS110」98/ 3/25。 その後DS87と合併) 99/ 6/15 パネル報告書配布 9/13 チリ上級委中立 12/13 上級委報告書配布 2000/ 1/12 パネル・上級委報告書採択	EUは、チリが輸入蒸留酒に対し国産蒸留酒(ぶどう酒を蒸留させた『ビスコ』)よりも高い特別売上税を課しているのは、GATT3条に違反する旨主張。チリはDS87の提起に伴い暫定的な措置改正を行ったが、EUは当該新措置もGATT違反としてDS110を提起。パネルはチリの新措置についてもGATT3.2条(内国税・課徴金にかかる内国民待遇)に違反すると判断し、上級委員会もパネルの判断をおおむね支持した。2001年2月のDSBにおいて、チリは輸入蒸留酒と『ビスコ』への課税率を同率にする法改正を完了し、パネル・上級委の勧告を履行した旨通報を行った。	GATT
88.(95).米国の政府調達に係る措置	EU 【日本】	97/ 6/20 協議要請(「DS95」7/18) 98/ 9/ 8 パネル設置要請(「DS95」9/8) 98/10/21 パネル設置(DS95と合併) 99/ 2/10 パネル停止 2000/ 2/11 パネル設置の根拠を失う	米国マサチューセッツ州法が州に対しミャンマー政府と取引のあった企業と取引することを禁じているのは、政府調達協定8(B)、10、13条に違反し、利益を無効化・侵害しているとしてEUが中立。	政府調達
89.米国の韓国製カラーテレビ輸入に係るAD措置	韓国 【ブラジル】	97/ 7/10 協議要請 11/ 6 パネル設置要請 98/ 1/ 5 パネル設置要請撤回(再要請の権 98/ 9/22 韓国が要請を撤回	米国の韓国製カラーテレビに対し、ダンピングの不存在及び輸出中断にも拘わらずAD税を賦課していたことは、GATT6条及びAD協定1、2、3、4、5、11条に違反するとして韓国が中立。その後本措置は撤廃された。	GATT AD
90.インドの農業・織物・工業製品輸入に係る数量制限	米国	97/ 7/15 協議要請 10/ 3 パネル設置要請 11/18 パネル設置 99/ 4/ 6 パネル報告書配布 5/25 インド上級委中立 8/23 上級委報告書配布 9/22 パネル・上級委報告書採択	インドが2700品目に及ぶ農業・織物・工業製品につき輸入数量制限を行っているのは、GATT11、18条、農業協定4条2項、輸入輸入ライセンス協定3条に違反する、との米国の主張について、パネルはインドの措置が、GATT11条(数量制限)、18.11条(経済開発を目的とする範囲内での輸入制限の維持)に違反するとともに、農産品に対する輸入制限は農業協定4.2条(農産品の輸入制限措置の一般禁止)に違反し、米国の協定上の利益を無効化・侵害していると判断。上級委もパネルの判断を全面的に支持した。2001年4月のDSBにおいて、インドは問題とされた全ての品目について数量制限を撤廃しDSBの勧告を履行した旨通報した。	GATT 農業
91.インドの農業・織物・工業製品輸入に係る数量制限	オーストラリア	97/ 7/16 協議要請 98/ 3/23 二国間合意により妥結	(DS90.の米国による申立事由と同様)	GATT 農業
92.インドの農業・織物・工業製品輸入に係る数量制限	カナダ	97/ 7/16 協議要請 98/ 3/23 二国間合意により妥結	(DS90.の米国による申立事由と同様)	GATT 農業
93.インドの農業・織物・工業製品輸入に係る数量制限	ニュージーランド	97/ 7/16 協議要請 98/ 9/14 二国間合意により妥結	(DS90.の米国による申立事由に加え)利益を無効化・侵害している。	GATT 農業
94.インドの農業・織物・工業製品輸入に係る数量制限	スイス	97/ 7/18 協議要請 98/ 3/23 二国間合意により妥結	(上記DS90.～93.の申立事由と同様。但し農業協定を除く)	GATT
95.米国の政府調達に係る措置	日本	(DS88と合併)		
96.インドの農業・織物・工業製品輸入に係る数量制限	EU	97/ 7/21 協議要請 98/ 4/ 7 二国間合意により妥結	(上記DS90.～94.の申立事由に加えて)SPS協定2、3、5条に違反するとして申立。	GATT 農業 SPS

案件名(番号はWTO紛争解決機関のDS番号に対応)	申立国 【第三国参加国】	経 過	主な申立事由及び パネル・上級委報告の概要	関連協定
97.米国のチリ産さけ輸入に係る相殺義務調査	チリ	97/ 8/ 5 協議要請	チリ産さけに対する米商務省の補助金相殺義務調査は補助金協定11条に違反するとしてチリが申立。	補助金
98.韓国の乳製品輸入に係るセーフガード決定	EU 【米国】	97/ 8/12 協議要請 98/ 1/ 9 パネル設置要請 98/ 6/10 新規のパネル設置要請 7/23 パネル設置 99/ 6/21 パネル報告書配布 9/15 韓国上級委申立 12/14 上級委報告書配布 2000/ 1/12 パネル・上級委報告書採択	韓国が乳製品に輸入制当の形でSG発動したのは、SG協定2,4,5,12条及びGATT19条に違反するとの申し立てに対して、パネルは、重大な損害の認定に関するSG協定4.2条違反及びSG措置の適用に関するSG協定5条違反(ただし、上級委は数量制限を適用する場合以外のいかなる場合にも明白な説明が必要とのパネルの判断は破棄)を認定した。上級委は、GATT19.1条についてのパネルの解釈を破棄し、「予見されなかった発展」は独立の要件であると判断した。	SG GATT
99.米国の韓国製DRAMに対するAD税賦課	韓国	97/ 8/14 協議要請 98/ 1/16 パネル設置 99/ 1/29 パネル報告書配布 3/19 パネル報告書採択 2000/ 4/25 DSU21.5条パネル設置 11/ 7 二国間合意による妥結	韓国製DRAMに対する米商務省のAD税賦課決定は、AD協定6,11条に反するとして韓国が申立。	AD
100.米国の鶏肉製品輸入に係る措置	EU	97/ 8/18 協議要請	米国によるEU産鶏肉製品の輸入禁止がGATT1,3,10,11条及びSPS協定、TBT協定に反するとしてEUが申立。	GATT SPS TBT
101.メキシコの米国産コーン・シロップに対するAD調査	米国	97/ 9/ 4 協議要請	メキシコの米コーンシロップに対するAD決定及び措置の発動が、AD協定5,6条に反するとして米国が申立。	AD
102.フィリピンの豚肉・鶏肉問題	米国	97/10/ 7協議要請 98/ 3/12 二国間合意により妥結	(DS74.の対象となった措置を改善するとの97年政令8号も申立に含む)	GATT 農業 ライセンス TRIM
103.(113).カナダの乳製品に係る措置	米国(103) ニュージーランド(113) 【アルゼンチン、オーストラリア、EU、日本、メキシコ、米国(113)】	97/10/ 8 協議要請(DS113)97/12/29) 98/ 2/ 2 パネル設置要請(DS113) 98/3/12) 3/25 パネル設置 5/17 パネル報告書配布 7/15 カナダ上級委申立 99/10/13 上級委報告書配布 10/27 パネル・上級委報告書採択 2001/ 3/ 1 DSU21.5条パネル設置 7/11 21.5条パネル報告書配布 9/ 4 カナダDSU21.5条上級委申立 12/ 3 21.5条上級委報告書送付 12/18 21.5条パネル・上級委報告書採択、DSU21.5条パネルⅡの設置 2002/ 7/26 21.5条パネルⅡ報告書配布 9/23 カナダDSU21.5条上級委Ⅱ申立 12/20 21.5条上級委Ⅱ報告書配布 2003/ 1/17 21.5条上級委Ⅱ報告書採択	カナダの乳製品に係る輸出補助金及び関税割当は、GATT2条、農業協定3条、9条、補助金協定3条、輸入ライセンス協定1,3条に違反するとの申し立てに対し、パネル及び上級委は農業協定9条の輸出補助金に該当する措置であり、農業協定10条違反であると認定した。DSU21.5条パネル及び上級委は、カナダの履行が不十分であると判断した。	補助金 GATT 農業
104.EUのプロセス・チーズ輸出に係る措置	米国	97/10/ 8 協議要請	EUのプロセスチーズ輸出に係る補助金が、GATT2条、農業協定8,9,10,11条、補助金協定3条に反するとして米国が申立。	GATT 農業 補助金
105.EUのバナナ輸入制限	パナマ	97/10/24 協議要請	バナナの輸入、販売、流通に関するEUの制度に関する申し立て(関連するWTO協定を特定せず)。	
106.オーストラリアの草製品に係る補助金	米国	97/11/10 協議要請 98/ 1/22 パネル設置 6/11 パネル設置要求を撤回	オーストラリアの草製品の生産者及び輸出業者に対する補助金は、補助金協定3条に違反するとして米国が申立。	補助金
107.パキスタンの獣皮輸出制限	EU	97/11/ 7 協議要請	パキスタンの獣皮輸出制限措置はEU産業の未加工、半加工原料調達を制限しているとしてEUが申立。(関連するWTO協定を特定せず)	

I. WTOの紛争解決手続

案件名(番号はWTO紛争解決機関のDS番号に対応)	申立国 【第三国参加国】	経 過	主な申立事由及び パネル・上級委報告の概要	関連協定
108.米国の外国小売業者への課税制度	EU 【オーストラリア、バルバドス、ブラジル、カナダ、中国、印度、ジャマイカ、日本】	97/11/18 協議要請 98/ 9/22 パネル設置 99/10/ 8 パネル報告書配布 11/26 米上級委申立 2000/ 2/24 上級委報告書配布 3/20 パネル・上級委報告書採択 11/17 DSU22条に基づく対抗措置承認申請 11/28 米国のDSU22.6条仲裁の要請 12/30 DSU21.5条パネル設置 2001/ 8/20 21.5条パネル報告書配布 10/15 米国DSU21.5条上級委申立 2002/ 1/14 21.5条上級委報告書配布 1/29 DSU21.5条パネル・上級委報告書採択 2005/ 1/13 EUがDSU21.5条パネルⅡ設置要請 2/17 21.5条パネルⅡ設置 9/30 21.5条パネルⅡ報告書送付 11/14 米国DSU21.5条上級委Ⅱ申立 11/27 EUがDSU21.5条上級委Ⅱ申立 2006/ 2/13 21.5条パネル・上級委Ⅱ報告書配布	米国の外国小売業者(FSC)に対する特別課税制度は、補助金協定3.1条、GATT3.4、16条に違反するとの申立に対して、パネルは補助金協定3.1条の輸出補助金に該当するとして廃止を勧告、上級委もこれを支持し採択された。これを受けて米国は履行措置としてFSC廃止並びに改正法ETIを制定したが、第1回DSU21.5条パネル及びDSU21.5条上級委は依然として輸出補助金であり協定違反であると認定をし、DSU21.5条上級委は補助金協定4.7条の完全な実施を要請した。これにより米国は、ETI廃止法案である米国雇用創出法を制定したが、第2回DSU21.5条パネルはこの実施措置についても完全な勧告を実施していないと認定した。また、DSU21.5条パネルは新たな勧告が必要であるとの米国の主張には同意しないとした。第2回、21.5条上級委も第2回21.5条パネルの判断を支持した。	補助金 GATT
109.チリの酒税	米国	97/12/11 協議要請	チリが輸入スピリッツに対し国産品よりも高い特別売上税を課しているのはGATT3条2項に違反するとして米国が申立。	GATT
110.チリの酒税	EU	(DS87と合併)		
111.米国のグランドナッツに係る関税割当	アルゼンチン	97/12/19 協議要請	米国の関税割当に係わる措置はGATT2、10、12条、農業協定1、4、15条、原産地規則協定2条、輸入輸入ライセンス協定1条に違反し、又無効化・侵害を生じているとしてアルゼンチンが申立。	GATT 農業 原産地 ライセンス
112.ペルーのブラジル製バス輸入に係るCVD調査	ブラジル	97/12/23 協議要請	ブラジル製バス輸入に係わるペルーのCVD調査手続は、補助金協定11、13.1条に違反するとしてブラジルが申立。	補助金
113.カナダの乳製品に係る措置	ニュージーランド	(DS103と合併)		
114.カナダの医薬品特許保護	EU 【日本、オーストラリア、ブラジル、コロンビア、キューバ、インド、イスラエル、ポーランド、スイス、タイ、米国】	97/12/19 協議要請 98/11/11 パネル設置要請 99/ 2/ 1 パネル設置 3/17 パネル報告書配布 2000/ 4/ 7 パネル報告書採択	カナダの特許法等の現行法は、医薬品分野の発明の保護が不十分であり、TRIPs協定7、8、27.1、28、30、33条等に違反するとの申立に対し、パネルは、カナダ特許法55.2(2)条は、TRIPs協定28条に基づき特許権者に付与された排他的権利を制限しており、TRIPs協定30条に認められた限定的例外にも該当しないとして、TRIPs協定28.1条違反を認めた。	TRIPs
115.EUの著作権隣接権付与に係る措置	米国	98/ 1/ 6 協議要請 98/ 1/ 9 パネル設置要請 00/11/ 6 二国間合意による妥結	EUの著作権隣接権付与の制度が、TRIPs協定9-14、63、65、70条に違反するとして米国が申立。	TRIPs
116.ブラジルの支払期間に係る措置	EU	98/ 1/ 9 協議要請	ブラジルの輸入の支払期間に係る措置は、輸入輸入ライセンス協定3、5条に違反するとしてEUが申立。	ライセンス
117.カナダのフィルム流通サービスに係る措置	EU	98/ 1/20 協議要請	カナダのフィルム流通サービスに係る措置は、GATS2、3条に違反するとしてEUが申立。	GATS
118.米国の港湾維持税	EU	98/ 2/ 6 協議要請	米国の港湾維持税は、GATT1、2、3、8、10条及び94年GATT2条1項(b)についての解釈了解に違反するとしてEUが申立。	GATT
119.オーストラリアのコート紙輸入に対するAD措置について	スイス	98/ 2/20 協議要請 5/13 二国間合意により妥結	オーストラリアのスイス産コート紙の輸入に対するAD措置は、AD協定3、5条に違反するとしてスイスが申立。	AD

案件名(番号はWTO紛争解決機関のDS番号に対応)	申立国 【第三国参加国】	経 過	主な申立事由及び パネル・上級委報告の概要	関連協定
120.インドの特定商品の輸入に係る措置	EU	98/ 3/16 協議要請 2000/10/12 パネル設置要請	インドのEXIM政策において、獣皮革が輸入品のネガティブ・リストに掲載され、実質的に輸入許可が拒否されているのは、GATT11条に違反するとしてEUが申立。	GATT
121.アルゼンチンの履き物輸入に係るセーフガード措置	EU 【ブラジル、インドネシア、パラグアイ、ウルグアイ、米国】	98/ 4/ 3 協議要請 6/10 パネル設置要請 7/23 パネル設置 99/ 6/25 パネル報告書配布 9/15 アルゼンチン上級委申立 12/14 上級委報告書配布 2000/ 1/12 パネル・上級委報告書採択	アルゼンチンが輸入履き物に対してとったセーフガード措置は、セーフガード協定2、4、5、6、12条及びGATT19条に違反するとの申し立てに対して、上級委は、アルゼンチンの調査、輸入の増加、重大な損害、因果関係の認定はSG協定2.4条に違反するとのパネルの判断を支持した。また、SG措置はGATT19条とSG協定双方が適用されるという解釈を示した。なお、SG協定2.1条脚注とGATT24条に関するパネルの認定を破棄した上で、アルゼンチンがメルコスール諸国を含むすべての輸入を考慮して重大な損害の認定をしたのに、SG措置をメルコスール以外の輸入にのみ発動したことは正当化できないとした。	SG GATT
122.タイのポーランド製鉄鋼に対するAD措置	ポーランド 【日本、EU、米国】	98/ 4/ 6 協議要請 99/10/13 パネル設置要請 11/19 パネル設置 2000/ 9/28 パネル報告書配布 10/23 タイが上級委申立 2001/ 3/12 上級委報告書配布 4/15 パネル・上級委報告書採択	タイのポーランド製鉄鋼に対するAD税賦課、及び情報開示の拒否はAD協定2、3、5、6条に違反するとの申立に対し、パネルは(a)「実証的証拠」の「客観的審査」に基づき、ダンピング輸入の価格への影響を考慮しなかったとしてAD協定3.2条第2文、3.1条違反、(b) AD協定3.4条に列挙された要因をすべて考慮せず、また「公平かつ客観的な評価」もしくは「実証的証拠」の「客観的審査」に基づきいかに損害が肯定されたかに関し、的確な説明を怠ったとしてAD協定3.4、3.1条違反、(c) (a)及び(b)に基づき、ダンピング輸入と損害との因果関係を認定したとしてAD協定3.5、3.1条違反を認めた。一方、上級委はAD協定3.1条の一部、及びAD協定17.6(i)条についてのパネル決定を破棄したが、タイの上級委申立がなかったAD協定3.2、3.4、3.5条違反に関するパネル決定については審査しなかった。	AD
123.アルゼンチンの履き物輸入に係るセーフガード措置	インドネシア	98/ 4/23 協議要請 99/ 4/15 パネル設置要請 99/ 5/10 パネル設置要請取り下げにより終了	アルゼンチンが輸入履き物に対してとったセーフガード措置は、セーフガード協定2、4、5、6、12条、及びGATT19条に違反するとしてインドネシアが申立。	SG GATT
124.EUの動画・テレビ番組に係る知的財産権の執行	米国	98/ 4/30 協議要請 2001/ 3/20 二国間合意による妥結	ギリシャにおいて著作権者の許可なく動画及びテレビ番組が放映され、権利保護の措置がとられていないのはTRIPs協定41.61条に違反するとして米国が申立。	TRIPs
125.ギリシャの動画・テレビ番組に係る知的財産権の執行	米国	98/ 4/30 協議要請 2001/3/20 二国間合意による妥結	ギリシャにおいて著作権者の許可なく動画及びテレビ番組が放映され、権利保護の措置がとられていないのはTRIPs協定41.61条に違反するとして米国が申立。	TRIPs
126.オーストラリアの自動車用皮革生産者・輸出者への補助金	米国 【EU、メキシコ】	98/ 5/ 4 協議要請 6/11 パネル設置要請 6/22 パネル設置 99/ 5/25 パネル報告書配布 6/16 パネル報告書採択 10/ 4 米国DSU21.5条パネル設置要請 10/14 21.5条パネル設置 2000/ 1/21 21.5条パネル報告書配布 2/11 21.5条パネル報告書採択	オーストラリアが自動車用皮革の生産者・輸出者に対して与えた財政的援助は、補助金協定3条に違反するとの申し立てに対し、パネルは事実上の輸出条件を認定して補助金協定3条違反の輸出補助金であると判断し、90日以内に廃止することを勧告した。DSU21.5条パネルはオーストラリアは禁止補助金を廃止していないと認定した。また、一度きりの過去の補助金の実効的な救済のためには補助金全額の返済を求めるという考え方も示した。	補助金

I. WTOの紛争解決手続

I WTOの紛争解決手続

案件名(番号はWTO紛争解決機関のDS番号に対応)	申立国 【第三国参加国】	経 過	主な申立事由及び パネル・上級委報告の概要	関連協定
127.ベルギーの補助金の性質を有する所得税	米国	98/ 5/ 5 協議要請	ベルギーが「輸出経営者」をリクルードした者に対し税控除を認めているのは、補助金協定3条に違反するとして米国が申立。	補助金
128.オランダの補助金の性質を有する所得税	米国	98/ 5/ 5 協議要請	オランダの所得税法において輸出による収入に「輸出留保」を認めているのは、補助金協定3条に違反するとして米国が申立。	補助金
129.ギリシャの補助金の性質を有する所得税	米国	98/ 5/ 5 協議要請	ギリシャの所得税法において輸出者に年間の輸出収入の割合に応じて税控除を認めているのは、補助金協定3条に違反するとして米国が申立。	補助金
130.アイルランドの補助金の性質を有する所得税	米国	98/ 5/ 5 協議要請	アイルランドの所得税法において国内製造品の輸出による収入に特別の税率を適用する資格を設けているのは、補助金協定3条に違反するとして米国が申立。	補助金
131.フランスの補助金の性質を有する所得税	米国	98/ 5/ 5 協議要請	フランスの所得税法において、企業の海外取引の初期費用を暫定的に税控除し、企業に特別な準備金を認めているのは、補助金協定3条に違反するとして米国が申立。	補助金
132.メキシコの米国産高糖度コーシロップに対するAD調査	米国 【ジャマイカ、モーリシャス】	98/ 5/ 8 協議要請 10/21 パネル設置要請 11/25 パネル設置 2000/ 1/28 パネル報告書配布 2/24 パネル報告書採択 10/12 米国DSU21.5条パネル設置要請 10/23 21.5条パネル設置 2001/6/22 21.5条パネル報告書送付 7/24 メキシコDSU21.5条上級委申立 10/22 21.5条上級委報告書送付 11/21 21.5条パネル・上級委報告書採択	メキシコが米国産高糖度コーシロップに対してとったAD調査及び損害のおそれの決定は、AD協定2～7、9、10、12条に違反するとの申立に対し、パネルはAD協定3.1、3.2、3.4、3.7(i)条(損害認定)、7.4条(暫定措置)、10.2条(暫定措置適用期間への適及的賦課)、10.4条(暫定措置適用期間中の供託金返還)、12.2、12.2.2条(AD税の適及的賦課に関する説明)それぞれの違反を認めた。また、DSU21.5条パネルはメキシコの再認定はAD協定3.1、3.4、3.7、3.7(i)に違反しており、したがってメキシコは当初パネルの勧告を実施していないと結論し、DSU21.5条上級委もこれらをすべて支持した。	AD
133.スロバキアの乳製品輸入及び家畜輸送に係る措置	スイス	98/ 5/11 協議要請	スロバキアの乳製品輸入及び家畜輸送に係る措置は、スイスのチーズ及び家畜の輸出に悪影響を与えており、GATT1、3、5、10、11条、SPS協定5条、輸入輸入ライセンス協定5条に違反するとしてスイスが申立。	GATT SPS ライセンス
134.EUのコメの輸入税	インド	98/ 5/28協議要請	97年7月から施行されたEUのコメの輸入税を決定するCRS(cumulative rEUovery system)はインドからのコメの輸入を制限し、GATT1、2、3、7、11条、関税評価協定1-7、1条、輸入ライセンス協定1、3条、TBT2条、SPS協定2条、農業協定4条に違反するとしてインドが申立。	GATT 関税評価 ライセンス TBT SPS 農業

案件名(番号はWTO紛争解決機関のDS番号に対応)	申立国 【第三国参加国】	経 過	主な申立事由及び パネル・上級委報告の概要	関連協定
135.EUのアスベスト及びその製品に係る輸入禁止措置	カナダ	98/ 6/28 協議要請 98/10/21 パネル設置要請 11/25 パネル設置 2000/ 9/18 パネル報告書配布 10/23 カナダが上級委申立 2001/ 3/12 上級委報告書配布 4/ 5 パネル・上級委報告書採択	フランスのアスベスト及びその製品の輸入禁止措置は、SPS協定2、3、5条、TBT協定2条、農業協定4条に違反する、とのカナダの主張について、パネルは、①輸入の一般的禁止にはGATTが適用されるべきであり、TBT上の問題ではなく、例外的な輸入許可についてはTBTが規定する「強制規格」と見なされるものの、カナダは例外規定について争っていない、とした上で、②フランスが輸入を禁止した温石綿とそれに代替する繊維、又は温石綿を含む製品と温石綿に代替する繊維を含む製品とは、GATT3.4条(同種の製品に対する内国民待遇)における「同種の製品」であるため、フランスの輸入禁止命令は3.4条に違反しているものの、③GATT20条(b)(健康保護措置の一般的例外)により正当化される旨判断した。これに対して上級委員会は、①と②についてパネルの判断を覆す一方で、③についてはこれを支持し、申立国は本件措置に関するEUの協定違反を立証しなかったとして措置の是正にかかる勧告を行わなかった。	SPS TBT 農業
136.米国の1916年AD法	EU 【日本、インド、メキシコ】	98/ 6/ 9 協議要請 11/11 パネル設置要請 99/ 2/ 1 パネル設置 2000/ 3/31 パネル報告書配布 5/29 米が上級委申立 8/28 上級委報告書配布 9/26 パネル・上級委報告書採択 2002/ 1/ 7 DSU第22条に基づく対抗措置承認申請 1/17 米国のDSU第22.6条に基づく仲裁の要請 2004/ 2/24 DSU第22.6仲裁決定の配布	米国1916年AD法は1930年関税法と並行して存在しており、GATT3.6条、WTO設立協定16条(4)、AD協定1～5条に違反するとの申立に対し、パネルは、1916年米国AD法は、(a) 損害認定を要件としていないとしてGATT6.1条違反、(b) AD税以外の救済措置を規定しているとしてGATT6.2条違反、(c) (a)及び(b)よりWTO設立協定16.4条違反、(d) 十分な手続的要件を規定していないとしてAD協定1、4、5.5条違反を認め、上級委もこれらをすべて支持した。	AD GATT WTO設立
137.EUの松柏類木材の輸入に係る措置	カナダ	98/ 6/17 協議要請	カナダからの松柏類木材の輸入に係るEU理事会指令及び関連措置は、GATT1、3、11条、SPS協定2、3、4、5、6条、TBT協定2条に違反するとしてカナダが申立。	GATT SPS TBT
138.米国のイギリス製鉄鋼製品に対する相殺関税賦課	EU 【ブラジル、メキシコ】	98/ 6/30 協議要請 99/ 1/14 パネル設置要請 2/17 パネル設置 12/23 パネル報告書配布 2000/ 1/27 米国が上級委申立 5/10 上級委報告書配布、6/7採択	米国の英国製鉄鋼製品に対する米国の相殺関税の賦課は、補助金協定の1.1、10、14、19.4条に違反しているとの申し立てに対し、パネル及び上級委は10条違反であると認定した。また補助金協定第5部に関する紛争にはDSU11条の審査基準を適用すると判断した。	補助金

案件名(番号はWTO紛争解決機関のDS番号に対応)	申立国 【第三国参加国】	経 過	主な申立事由及び パネル・上級委報告の概要	関連協定
139、(142).カナダの自動車政策に係る措置	日本(139) EU(142) 【インド、韓国、米国】	98/ 7/ 3 協議要請(DS142)8/17) 98/11/12 パネル設置要請 99/ 2/ 1 パネル設置(DS142と合併) 2000/ 2/11 パネル報告書配布 3/ 2 カナダが上級委申立 5/31 上級委報告書配布 6/19 パネル・上級委報告書採択	米加FTA(自由貿易協定)に基づくオーストラリア協定によって、カナダは一部の自動車会社にローカル・コンテンツ要求、製造販売要求を条件に自動車の無関税輸入を許しており、こうした措置は、GATT1.1、3.4、24条、TRIM2条、補助金協定3条、GATS2、6、17条違反する、との日本・EUの主張に対して、パネルは、同措置は①GATT1.1条(最恵国待遇)に違反し、24条(自由貿易地域への一般例外)で正当化されない、②ローカルコンテンツ要求はGATT3条(内国民待遇)違反、③輸入税の免除は補助金協定3.1条(禁止補授与金)違反、④自動車販売サービスへの免税及びローカルコンテンツ要求はサービス協定2条及び17条違反、との判断を行った。これに対し上級委員会は、④についてサービス協定2条違反としたパネルの判断を棄却したものの、それ以外の論点については、これらをおおむね支持した。カナダは2001年2月に問題となった優遇措置を廃止する行政命令を施行した。	GATT TRIM 補助金 GATS
140.EUのインド産無漂白綿布に関するAD調査	インド	98/ 8/ 3 協議要請	インド産無漂白綿布に対するEUのAD決定プロセスは、客観性を欠き、インドの途上国としての立場を無視しており、AD協定2、3、5、6、12、15条及びGATT1、6条に違反するとしてインドが申立。	AD GATT
141.EUのインドからのベッドリネン輸入に対するAD措置	インド 【日本、エジプト、韓国、米国】	98/ 8/ 3 協議要請 99/ 9/ 7 パネル設置要請 10/27 パネル設置 2000/10/30 パネル報告書配布 12/ 1 EUが上級委申立 2001/ 3/ 1 上級委報告書配布 3/12 パネル・上級委報告書採択 2002/ 5/22 DSU21.5条パネル設置 11/29 21.5条パネル報告書送付 2003/ 1/ 8 インド上級委申立 4/ 8 21.5条上級委報告書送付 4/24 21.5条パネル・上級委報告書採択	インド産のベッドリネンに対するEUのAD措置決定プロセスは、不公平で客観性を欠き、AD協定2、3、5、6、12、15条及びGATT1、6条に違反するとの申立に対し、パネルは、EUが(a)ダンピング・マージンを決定する際に、ゼロリングを行ったとしてAD協定2.4.2条違反、(b)国内産業の状態を考慮する際に、AD協定3.4条に列挙された要因のすべてを考慮しなかった等として3.4条違反、(c)AD税賦課前に、建設的な救済の可能性を検討しなかったとしてAD協定15条違反を認めた。一方、上級委はAD協定2.4.2条違反に係るパネル認定を支持しつつ、さらに、EUのSG&A及び利潤額の計算についてのパネル認定を一部破棄し、2.2.2(ii)条違反を認めた。また、DSU21.5条パネルは、EUのAD措置はAD協定及びDSUに違反していないと結論したが、DSU21.5条上級委はDSU21.5条パネル認定を一部破棄し、ダンピング輸入量の決定についてAD協定3.1、3.2条違反を認めた。	AD GATT
142.カナダの自動車政策に係る措置	EU	(DS139と合併)		
143.スロバキアのハンガリー小麦に対する輸入税	ハンガリー	98/ 9/18 協議要請 98/10/ 8 パネル設置要請	98年9月に発効した、スロバキアのハンガリーからの小麦に対する輸入税賦課の規則は、GATT1、2条、農業協定4条に違反するとしてハンガリーが申立。	GATT 農業
144.米国の牛・豚・穀物輸入に係る措置	カナダ	98/ 9/25 協議要請	米国サウス・ダコタ州等で、牛・豚・穀物を積載したカナダのトラックの州内への立入り・通貨を禁じているのは、SPS2～6、13条、附属書B、C、TBT2、3、5、7条、農業協定4条、GATT1、3、5、11、24.12条に違反し、利益を無効化・侵害しているとしてカナダが申立。カナダはDSU4.8の緊急規定を援用。	SPS TBT 農業 GATT

資料編

案件名(番号はWTO紛争解決機関のDS番号に対応)	申立国 【第三国参加国】	経 過	主な申立事由及び パネル・上級委報告の概要	関連協定
145.アルゼンチンのEU産小麦グルテン輸入に係る相殺関税	EU	98/ 9/23 協議要請	アルゼンチンのEU産小麦グルテンに対する相殺関税は、補助金協定11.11に定める18ヶ月の調査期間を超過しており、補助金協定10条に違反するとしてEUが申立。	補助金
146.(175).インドの自動車セクターに係る措置	EU(146) 【日本、韓国】 米国(175) 【日本、韓国、EU】	98/10/ 6 協議要請(「DS175」99/ 6/ 1) 2000/10/12 パネル設置要請(「DS175」 2000/5/15) 11/17 パネル設置 (「DS175」と合併) 2001/12/21 パネル報告書配布 2002/ 1/31 インドが上級委申立 3/14 上級委申立取り下げ 4/ 5 パネル・上級委報告書採択	インドが自動車会社に課している一定レベルのローカルコンテントの達成や部品の輸山義務達成度に応じた輸入量規制による輸出入均衡制度等は、GATT3、11条及びTRIM協定2条に違反するとのEU・米国の主張について、パネルはインドの措置について、ローカルコンテント要求はGATT3.4条(内国民待遇)に違反、②輸出入均衡要求はGATT11条(数量制限の一般的禁止)に違反するともにGATT3.4条にも違反、との判断を行った。これに対してインドは上級委申立したが、審理開始後に同上級委申立を取り下げた。2002年8月、インドは問題の措置を完全に廃止した。	GATT TRIM
147.日本の皮革に係る関税割当及び補助金	EU	98/10/ 8 協議要請	日本の皮革の関税割当の運用及び補助金は、日本の皮革産業と同地域に利益を与えており、輸入許可手続協定1.6、3.5(g)(h)(i)(j)及び補助金協定6条に違反するとしてEUが申立。	ライセンス 補助金
148.チェコのハンガリー小麦の輸入税に係る措置	ハンガリー	98/10/12 協議要請	98年10月に発効した、チェコの規制(ハンガリー小麦に対する輸入税を増額)は、譲許表のバインド率を上回り、ハンガリーのみに適用。本措置はGATT1、2条、農業協定4条に違反するとしてハンガリーが申立。なお、ハンガリーはDSU4.8の緊急規定を援用。	GATT 農業
149.インドの輸入制限	EU	98/10/29 協議要請	インドの輸出入政策による輸入制限は、GATT3、10、11、13、17条、農業協定4.2条、輸入ライセンス協定1、2、3条に違反し、GATT20、21条によって正当化されないとしてEUが申立。	GATT 農業 ライセンス
150.インドの関税引き上げ措置	EU	98/10/30 協議要請	インドの1975年関税法譲許表1、特別関税、特別付加関税に関する措置は、全体として譲許税率を上回る関税を課すものであり、GATT2.1(b)、3.2条に違反するとしてEUが申立。	GATT
151.米国の織物・衣服に係る措置	EU	98/11/19 協議要請 2000/ 7/24 二国間合意により終了	米国の織物・衣服に関する原産地規則の変更について、米国は(前述85.の)二国間合意の内容を実施しておらず、依然として繊維協定2.4、4.2、4.4条、原産地規則協定4.2条、GATT3条、TBT2条に違反するとしてEUが申立。	繊維 原産地 GATT TBT

案件名(番号はWTO紛争解決機関のDS番号に対応)	申立国 【第三国参加国】	経過	主な申立事出及び パネル・上級委員会の概要	関連協定
152.米国の1974年通商法301条～310条	EU 【ブラジル、カナダ、コロンビア、コストリカ、キューバ、ドミニカ、ドミニカ共和国、エクアドル、香港、インド、イスラエル、ジャマイカ、日本、韓国、セントルシア、タイ】	98/11/25 協議要請 99/ 3/ 2 パネル設置 99/12/22 パネル報告書配布 2000/ 1/27 パネル報告書採択	EUは、バナナ問題のEUの勧告不履行に関する米国の一方的決定に関連して、米国の1974年通商法タイトルIII第1章(301条～310条、特に305、306条)が、DSBでの承認を経ることなく貿易紛争にかかる米国の対抗措置の発動を一方的に決定する制度となっていることは、DSU23条(一方的措置の禁止)等に違反し、利益を無効化・侵害しているとの主張を行った。これについてパネルは、米国が、SAA (Statement of Administrative Act)の中で、「WTO協定違反もしくは米国の協定上の権利侵害に関する通商法301条決定は、いかなる場合もDSBによって採択されたパネル・上級委員会の決定に基づくものとする」旨規定していること、またその遵守をパネル審理において繰り返し約束したことをふまえ、問題の措置はDSUに反しないと判断した。しかしその一方で、仮にこの約束が撤回されることがあれば、上記パネルの結論もその根拠を失うこととなる旨指摘した。	DSU
153.EUの医薬品・農薬の特許保護	カナダ	98/12/ 2 協議要請	EU規則は医薬品と農薬に限って特許期間の延長制度をとっており、TRIPs協定27条1項に違反するとしてカナダが申立。	TRIPs
154.EUのコーヒーに係る特惠措置	ブラジル	98/12/ 7 協議要請	EUの一般特惠に基づくコーヒーの輸入は、ブラジル産コーヒーの輸入に悪影響を与えており、授權条項、GATT1条に違反し、ブラジルの利益を無効化・侵害しているとしてブラジルが申立。	GATT
155.アルゼンチンの牛革輸出及び加工済み皮革の輸入に係る措置	EU 【米国】	98/12/24 協議要請 99/ 6/ 3 パネル設置要請 7/26 パネル設置 2000/12/19 パネル報告書配布 2001/ 2/16 パネル報告書採択	アルゼンチンの牛革の事実上の輸出禁止はGATT11.1条、10.3条(a)に違反し、また、付加価値税及び事前取引高税はGATT3.2条に違反するとのEUの主張について、パネルは、事実上の輸出禁止措置について、GATT11条(数量制限の一般的廃止)違反は否定したものの、同措置はGATT10.3条(a)(貿易規制の公平かつ合理的な方法での実施)に違反すると判断した。また、付加価値税及び事前取引高税については、ともにGATT3.2条(内国民待遇)違反するとし、これらの違反はGATT20条(d)(法令遵守確保のために必要な措置の一般的例外)によって正当化されないと判断した。	GATT
156.グアテマラのメキシコ製灰色ポルトランドセメントへの確定AD税	メキシコ 【EU、エクアドル、エルサルバドル、ホンジュラス、米国】	99/ 1/ 5 協議要請 7/15 パネル設置要請 9/22 パネル設置 2000/10/24 パネル報告書配布 11/27 パネル報告書採択	グアテマラのメキシコ製ポルトランドセメントに対する確定AD税は、AD協定1～3、5～7、12、18条、附属書I、II及びGATT6条に違反するとの申立に対し、パネルは、AD協定5.3、5.8条(調査開始の十分な証拠)、5.5条(メキシコ政府への通知)、12.1.1条(調査開始の公告)、6.1.3条(申請書全文の提供)、6.1.2、6.4条(調査ファイルへのアクセス拒否等)、6.2条(輸出者の反論の機会)、附属書I(2)(調査団に民間の専門家が含まれていることの通知)、6.5、6.5.1条(秘密情報)、6.9条(重要事実の開示)、6.8条(ファクツ・アベイラブル)、3.1、3.2、3.4、3.5条(損害及び因果関係の認定)それぞれの違反を認めた。	AD GATT
157.アルゼンチンのイタリア製ドリル刃に対するAD課税	EU	99/ 1/14 協議要請	アルゼンチンのイタリア製ドリル刃に対するAD税賦課に際し、調査期間が18か月を超えており、AD協定1条に違反するとしてEUが申立。	AD

案件名(番号はWTO紛争解決機関のDS番号に対応)	申立国 【第三国参加国】	経 過	主な申立事由及び パネル・上級委報告の概要	関連協定
158.EUのパナナ輸入・販売・流通制度	クアテマラ、ホンデュラス、メキシコ、パナマ、米国	99/ 1/20 協議要請	EUが勧告の実施として行ったバナナ輸入制度の改善は、依然としてWTO協定に違反するとして米国及び中南米諸国が申立。(関連協定を特定せず)	
159.ハンガリーのチェコ製鉄鋼製品輸入に係るセーフガード措置	チェコ	99/ 1/20 協議要請	ハンガリーが広範囲の鉄鋼製品の輸入割当をチェコに対してのみ行っているのは、GATT119条、セーフガード協定に違反するとしてチェコが申立。	GATT SG
160.米国の著作権法110条(5)	EU 【日本、オーストラリア、ブラジル、カナダ、スイス】	99/ 1/26 協議要請 4/15 パネル設置要請 5/26 パネル設置 2000/ 6/15 パネル報告書配布 7/27 パネル報告書採択	米国の著作権法110条(5)は公共の場でラジオ・テレビによる音楽を著作権料を払うことなく放送することを認めるものであり、ベルヌ条約1条～21条の遵守を規定するTRIPs協定9.1条に違反するとの申立に対し、パネルは、米国著作権法110条(5)(B)の規定は、TRIPs協定13条で認められている著作権保護の例外の要件を満たしていないとして、TRIPs協定9.1条に基づき、ベルヌ条約11条の2(1)(ii)及び同11条(1)(iii)条違反を認めた。	TRIPs
161.(169).韓国の生鮮・チルド・冷凍牛肉の輸入に係る措置	米国(161) 【オーストラリア、カナダ、ニュージーランド】 オーストラリア(169) 【カナダ、ニュージーランド、米国】	99/ 2/ 1 協議要請(「DS169」4/13) 4/15 パネル設置要請(「DS169」7/12) 5/26 パネル設置(「DS169」7/26。その後DS161と合併) 2000/ 7/31 パネル報告書配布 9/11 韓国が上級委申立 12/11 上級委報告書配布 2001/ 1/10 パネル・上級委報告書採択	韓国が輸入牛肉に対する措置(取扱店の限定、売上げへのマークアップ税賦課、輸入牛肉への詳細なラベリングの義務付け、国内畜産業者への補助金等)はGATT2、3、11、17条、農業協定3、4、6、7条、輸入ライセンス協定1、3条に違反する、との米国の主張について、パネルは、マークアップ税賦課等一部の制度は韓国の譲許表に規定された経過期間内に廃止すべきとした上で、各種の流通制限及び国産牛肉より厳しいラベリング要件等についてはGATT3.4条(内国民待遇)違反、国内畜産業者への補助金は農業協定7.2条(国内助成に関する一般的規律)違反とするなど、米国の主張をほぼ全面的に認める判断を行った。上級委員会は農業協定に関するパネルの判断を一部破棄したもの、GATTに関するパネルの判断についてはおおむねこれを支持した。	GATT ライセンス 農業
162.米国の1916年AD法	日本 【EU、インド】	99/ 2/10 協議要請 6/ 3 パネル設置要請 7/26 パネル設置 2000/ 5/29 パネル報告書配布 5/29 米が上級委申立 8/28 上級委報告書配布 9/26 パネル・上級委報告書採択 2002/ 1/ 7 DSU第22条に基づく対抗措置承認申請 1/17 米国のDSU第22.6仲裁の要請	1916年米国AD法が特定の場合に商品を米国内に輸入・販売する行為に対して刑事罰や損害賠償請求権を認めていること、及びAD協定に定める手続的セーフガードなしに法的決定を行うのは、GATT3、6、11条及びAD協定に違反するとの申立に対し、パネルは1916年米国AD法が(a) 損害認定を要件としていないとしてGATT6.1条違反、(b) AD税以外の救済措置を規定しているとしてGATT6.2条、AD協定18.1条違反、(c) 調査開始要件及び申請の証拠要件に関する規定がないとしてAD協定4.1、5.1、5.2、5.4条違反、(d) (a)～(c)よりAD協定18.4条、WTO設立協定16.4条違反を認め、上級委もこれらをすべて支持した。	AD GATT WTO設立

案件名(番号はWTO紛争解決機関のDS番号に対応)	申立国 【第三国参加国】	経 過	主な申立事由及び パネル・上級委員報告の概要	関連協定
163.韓国の政府調達に係る措置	米国 【EU、日本】	99/ 2/16 協議要請 6/16 パネル設置 2000/ 5/ 1 パネル報告書配布 6/19 パネル報告書採択	韓国の空港建設機関(KOACA)は政府調達協定の規律の対象であり、その入札方法、国内のパートナー化、不服申立手続の欠如は、政府調達協定1条(1)に違反するとの米国の主張に対して、パネルは、①KOACAは韓国が協定附属書において約束した協定の適用対象機関に含まれない、②協定加盟時の適用範囲に関する交渉で、米国に対する韓国の説明が十分ではなかったことは事実だが、米国は、その際に更なる確認を行うべきだった、③韓国の措置が協定上の利益を無効化・侵害していることについて米国は十分な説明を行わなかった旨判断した。	政府調達
164.アルゼンチンの履き物輸入に係る措置	米国 【インドネシア】	99/ 3/ 1 協議要請 7/15 パネル設置要請 7/26 パネル設置	アルゼンチンの決議1506は、非メルコスール諸国からの履き物輸入にセーフガード義務を課し、さらに関税割当数量措置を設けている点で、セーフガード協定5条(1)、7条(4)、12条に違反するとして米国が申立。	SG
165.米国のEUからの特定品目に係る輸入措置	EU 【ドミニカ、エクアドル、インド、ジャマイカ、日本、セントルシア】	99/ 3/ 1 協議要請 99/ 5/11 パネル設置要請 99/ 6/16 パネル設置 2000/ 7/17 パネル報告書配布 9/12 EUが上級委員申立 12/11 上級委員報告書配布 2001/ 1/10 パネル・上級委員報告書採択	米国が仲裁の結果(このケースではDS27 (EU バナナ III 案件)にかかる対抗措置の規模に関する仲裁)を待たずに制裁措置を賦課することは、DSU3、21、22、23条及びGATT1、2、8、11条に違反する、とのEUの主張について、パネルは、米国によるDSBの承認を経ない制裁措置の発動決定はDSU3.7条(DSBの承認を条件とした対抗措置の発動)、23条(一方的措置の禁止)、22.6条(対抗措置の規模にかかわる仲裁等)に違反し、措置の発動による輸入手続費用の増加カナダはGATT1条(最恵国待遇)、2条(譲許表に基づく関税賦課)に違反すると判断した。上級委員会はGATT違反に関するパネルの判断を破棄するとともに、DSU23条違反については、米国の制裁決定は23.2条(a)(DSB承認に基づく制裁決定)には違反するとしたパネルの判断を破棄したが、23.2(c)(対抗措置の規模に関するDSBの承認)、3.7条及び22.6条違反については、これを支持した。	DSU GATT
166.米国の小麦グルテン輸入に係るセーフガード措置	EU 【オーストラリア、カナダ、ニュージーランド】	99/ 3/17 協議要請 6/ 3 パネル設置要請 7/26 パネル設置 2000/ 7/31 パネル報告書配布 9/26 米上級委員申立 12/22 上級委員報告書配布 2001/ 1/19 パネル・上級委員報告書採択	1998年6月1日から実施された小麦グルテン輸入に係る数量制限措置は、セーフガード協定2、4、5、8条、農業協定4条(2)、GATT1、19条に違反するとの申し立てに対し、上級委員は、米国の因果関係の認定はSG協定4.2(a)、4.2(b)条に違反するとしたパネルの結論を支持した。一方で、上級委員は、パネルの解釈を破棄し、調査当局は、SG協定4.2(a)条に列挙されていない要因でも調査当局が関係を有すると認識した要因も検討する必要があるとし、また、SG協定4.2(b)条は輸入の増加単独ではなくその他の要因とあわせて重大な損害が発生しているか否かを決定しなければならないとの解釈を示した。また、カナダをSG措置の対象から除外したことについてのSG協定2.1、4.2違反をとしたパネルの判断を支持し、米国の通報について12.1(a)、12.1(b)違反としたパネルの判断を支持したが12.1(c)違反のパネルの判断は破棄し違反していないとした。	SG 農業 GATT

資料編

案件名(番号はWTO紛争解決機関のDS番号に対応)	申立国 【第三国参加国】	経 過	主な申立事由及び パネル・上級委報告の概要	関連協定
167.米国の加からの牛肉輸入に関する相殺関税調査	カナダ	99/ 3/19 協議要請	1998年12月22日から実施されたカナダからの輸入牛肉に関する対抗関税調査は、補助金協定1、2、10、11、12条及び農業協定13条に違反するとしてカナダが申立。	補助金 農業
168.南アフリカのインドからの特定の薬品に対するAD関税	インド	99/ 4/ 1 協議要請	1997年3月26日に決定されたインドからの特定薬品に対するAD関税は、AD協定2、3、6条及びGATT1、6条に違反するとしてインドが申立。	AD GATT
169.韓国の冷凍牛肉に関する措置	オーストラリア	(DS161と合併)		
170.カナダの特許保護に関する期間	米国	99/ 5/ 6 協議要請 7/15 パネル設置要請 9/22 パネル設置 2000/ 5/ 5 パネル報告書配布 6/19 カナダ上級委申立 9/18 上級委報告書配布 10/12 パネル・上級委報告書採択	カナダ特許法が規定する1989年10月11以前に申請された特許の保護期間が17年であるのは、TRIPs協定33、62、65、70条等に違反するとの申立に対し、パネルは、TRIPs協定70.2条に従い、カナダはTRIPs協定適用の日に特許で保護されていた発明についても、TRIPs協定上の義務の履行が求められるのであり、特許の最低保護期間を20年とするTRIPs協定33条違反を認めた。上級委もパネルの判断を支持した。	TRIPs
171.アルゼンチンの薬品に対する特許保護期間及び農業化学品に対する試験数値の保護	米国	99/ 5/ 6 協議要請 02/ 5/31 二国間合意による妥結	アルゼンチンにおける、薬品に対する特許保護の欠如と排他的商業特権を付与する効率的な体制の欠如、及び経過期間における協定との整合性を減ずるような法律等の変更は、TRIPs協定65条5項に違反するとして米国が申立。	TRIPs
172.EUのフライト管理システムの開発に係る措置	米国	99/ 5/21 協議協議	フランス政府が供与に同意しEUが承認した、エアバス社の飛行機に搭載されるフライト管理システムの開発に対する1億4千万フランの優遇された条件での融資は、GATT及び補助金協定に違反するとして米国が申立。	GATT 補助金
173.フランスのフライト管理システムの開発に係る措置	米国	99/ 5/21 協議要請	フランス政府が供与に同意しEUが承認した、エアバス社の飛行機に搭載されるフライト管理システムの開発に対する1億4千万フランの優遇された条件での融資は、GATT及び補助金協定に違反するとして米国が申立。	GATT 補助金
174、(290).EUの農産物と食糧に関する商標と地域的表示の保護	米国(174) オーストラリア(290) 【アルゼンチン、オーストラリア、ブラジル、カナダ、中国、台湾、コロンビア、グアテマラ、インド、メキシコ、ニュージーランド、トルコ】	99/ 6/ 1 協議要請(「DS290」2003/4/17) 2003/ 8/18 パネル設置要請(「DS290」合併) 10/ 2 パネル設置 2005/ 3/15 パネル報告書配布 4/20 パネル報告書採択	EUの地理的表示(GI)保護制度は内国民待遇を確保しておらず、またGIと類似または同一の先に商標に対する効果的な保護を怠っており、TRIPs協定及びGATTに違反するとの米国等の主張について、パネルは、EUの制度が外国GIの保護要件として、当該外国におけるEUのGIへの同等の保護(「同等性及び相互主義要件」)を求めていること等は、TRIPs協定3.1条及びGATT3条(内国民待遇)に反するとした一方、既に登録されている商標と同一又は類似のGIの限定的な登録については、TRIPs協定16.1条に反するが、17条(商標権にかかる限定的な例外)によって正当化されるとした。	TRIPs GATT

案件名(番号はWTO紛争解決機関のDS番号に対応)	申立国 【第三国参加国】	経 過	主な申立事由及び パネル・上級委員報告の概要	関連協定
175.インドの自動車部門における貿易と投資に係る措置	米国 【EU、日本、韓国】	99/ 6/ 1 協議要請 2000/ 5/15 パネル設置要請 7/27 パネル設置 (DS146と同 パネル) 2001/12/21 パネル報告書配布 2002/ 1/31 インドが上級委申立 3/14 上級委申立取り下げ 4/ 5 パネル・上級委員報告書採択	インドが自動車会社に要求している①ローカルコンテントの達成②完成車・部品の輸出入額と他製品の輸入額との均衡要求による為替制限、及び③前年の輸出入額をベースとした輸出入均衡は、GATT3、11条及びTRIM協定2条に違反するとの米国の主張について、パネルはインドによるローカルコンテント要求はGATT3.4条(内国民待遇)に反し、輸出入均衡要求はGATT11条(数量制限)に違反すると判断した。インドはパネル判断について上級委へ申立を行ったが、後に新自動車政策の導入を理由に同申立を取り下げた。	GATT TRIM
176.米国のオムニバス法第211条	EU 【日本、カナダ、ニカラグア】	99/ 6/ 8 協議要請 2000/ 6/30 パネル設置要請 9/26 パネル設置 2001/ 8/ 6 パネル報告書配布 10/ 4 EU上級委申立 2002/ 1/ 2 上級委員報告書配布 2/ 1 パネル・上級委員報告書採択	米国のオムニバス法211条は、キューバ法により資産等を没収された商標権者が以前に放棄した商標等について、米国内での登録・更新を認めておらず、TRIPs協定2(パリ条約2条等)、3、4、15、16、21、41、42、62条等に違反するとの申立に対し、パネルは、オムニバス法211条(a)(2)が商標権者の民事手続上の権利を制限しておりTRIPs協定42条に違反するとした。これに対し上級委員会は、オムニバス法211条はTRIPs協定42条には違反しないとしてパネルの判断を覆したが、商標・商号について最恵国待遇、内国民待遇を遵守していないとして、TRIPs協定2.1(パリ条約8条)、3、4条違反を認めた。	TRIPs
177、(178).米国の生鮮、チルド、冷凍ラム肉輸入に係るセーフガード措置	ニュージーランド(177) オーストラリア(178) 【オーストラリア、ニュージーランド、カナダ、EU、アイスランド、日本】	99/ 7/16 協議要請(「DS178」7/30) 10/14 パネル設置要請(「DS178」同11) 11/19 パネル設置(「DS178」と合併) 2000/12/21 パネル報告書配布 2001/ 1/31 米国が上級委申立 5/ 1 上級委員報告書配布 5/16 パネル・上級委員報告書採択	米国は、輸入生鮮、チルド、冷凍ラム肉に關稅割当の様式でセーフガード措置を課した。これに対してオーストラリア及びニュージーランドはSG協定2、3、4、5、11条及びGATT協定1、2、19条に違反すると申立。パネル及び上級委員は、米国は「事情の予見されなかった発見」について立証しておらずGATT19.1(a)条に違反するとした。また、米国が上流の産物の生産者も含めて国内産業とみなしたことはSG協定4.1(c)条違反とした。また重大な損害のおそれについて上級委員は、米国ITCの調査は使用したデータについてSG協定4.1(c)条の要求を満たしていない為、SG協定4.2(a)条に違反するとした。因果関係の認定については、上級委員は調査当局には「真正かつ相当な関係」の立証が求められるとして、米国ITCは因果関係の立証責任を果たしていないとの判断を下した。	SG GATT
178.米国のラム肉輸入に係るセーフガード措置	オーストラリア	(DS177と合併)		
179.米国の韓国産ステンレス鋼板(厚板及び薄板)に対するAD措置	韓国 【日本、EU】	99/ 7/30 協議要請 10/14 パネル設置要請 11/19 パネル設置 2000/12/22 パネル報告書配布 2001/ 2/ 1 パネル報告書採択	米国商務省の仮決定及び最終決定は、ダンピングマージンの計算等に欠陥があり、GATT及びAD協定に違反するとの申立に対し、パネルは、(a) 不必要な通貨の換算を行っているとしてAD協定2.4.1条違反、(b) 未払い販売について、非関連企業への直接販売に関する価格の比較可能性を確保しない調整を行っていること、及び関連輸入業者経由での販売について、輸出価格の構成のためのものとしては許容されない調整を行っているとして、AD協定2.4条柱書違反、(c) 複数の期間の平均値を用いて正常価額と輸出価格との比較を行っているとして2.4.2条第1文違反を認めた。	GATT AD

資料編

案件名(番号はWTO紛争解決機関のDS番号に対応)	申立国 【第三国参加国】	経 過	主な申立事由及び パネル・上級委報告の概要	関連協定
180.米国のシュガーシロップの再分類	カナダ	99/ 9/ 6 協議要請	米国税関によって提案されているある種類のシュガーシロップの再分類はGATT協定2条及び農業協定4条に違反するとしてカナダが申立。	GATT
181.コロンビアのタイ製ポリエステル単繊維輸入に係るセーフガード措置	タイ	99/ 9/ 7 パネル設置要請 10/27 タイがパネル設置要求取り下げ	コロンビアは1998年10月よりタイ製ポリエステル単繊維の輸入を一方的に抑制するセーフガード措置をとっており、繊維及び繊維製品に関する協定2条及び6条に違反するとしてタイが申立。	繊維
182.エクアドルのメキシコ産灰色ポルトランドセメント輸入に係る暫定的AD措置	メキシコ	99/10/ 5 協議要請	エクアドルの暫定的AD措置及びそれに先行する行為はAD協定及びGATT協定に違反するとしてメキシコが申立。	AD GATT
183.ブラジルの輸入ライセンスと最低輸入価格	EU	99/10/14 協議要請	ブラジルの織物製品等の輸入品に対するライセンス制度と最低価格の設定は、GATT協定、農業協定、ライセンス協定他に違反するとしてEUが申立。	GATT 農業 ライセンス
184.米国の日本製熱延鋼板に対するAD措置	日本 【ブラジル、カナダ、チリ、EU、韓国】	99/11/18 協議要請 2000/ 2/11 パネル設置要請 3/20 パネル設置 2001/ 2/28 パネル報告書配布 4/25 米が上級委申立 7/24 上級委報告書配布 8/23 パネル・上級委報告書採択 2005/ 7/20 二国間了解締結	本件AD措置は、損害の認定に際し米国産業への影響及びダンピングマージンが過大評価されている、調査手続が不公正である、などの点でGATT及びAD協定に違反するとの申立に対し、パネルは、①個別ケースに係る入手可能な事実の利用についてAD協定6.8条違反、②独立当事者間の価格を基準とした正常価額の計算における本国での関連企業への販売の除外決定方式について同2.1条違反、③入手可能な事実完全に基づいているダンピング・マージンのみを調査対象企業以外のダンピング・マージン計算から除外することを義務づけた米国法令について同9.4、18.4条及びWTO設立協定16.4条違反を認めた。一方、上級委はパネル判断を概ね支持し、また、損害認定における次上程向け産品市場の扱いに関する米国1930年法の本措置への適用について、AD協定3.1、3.4条違反を認めた。	AD GATT
185.トリニダードトバゴのコスタリカからのパスタ輸入に関する措置	コスタリカ	99/11/18 協議要請	トリニダードトバゴのAD調査とそれに先立つ予審、同国の1996年ダンピング防止税及び相殺関税規制はAD協定に違反するとしてコスタリカが申立。	AD
186.米国の1930年関税法337条とその改正	EU	2000/1/12 協議要請	米国関税法337条は94年にウルグアイ・ラウンド実施法により改正されているが、未だその改正は不十分であり、内国民待遇及びTRIPs協定に違反するとしてEUが申立。	GATT TRIPs
187.トリニダードトバゴのコスタリカからのパスタ類輸入におけるAD措置	コスタリカ	2000/1/17 協議要請	トリニダードトバゴのコスタリカからの当該輸入品に対するAD措置は、GATT協定に違反するとしてコスタリカが申立。	GATT
188.ニカラグアのホンデュラスとコロンビアからの輸入に対する措置	コロンビア 【カナダ、コスタリカ、EU、ホンジュラス、米国】	2000/ 1/17 協議要請 2000/ 3/27 パネル設置要請 2000/ 5/18 パネル設置	ニカラグアが99年に設置した、ホンデュラス及びコロンビアからの物品及びサービスについての税制は、最恵国待遇他に違反するとしてコロンビアが申立。	GATT

I. WTOの紛争解決手続

案件名(番号はWTO紛争解決機関のDS番号に対応)	申立国 【第三国参加国】	経 過	主な申立事由及び パネル・上級委報告の概要	関連協定
189.アルゼンチンのイタリアからのセラミック製床タイル輸入に対するAD措置	EU 【日本、トルコ、米国】	2000/ 1/26 協議要請 9/14 パネル設置要請 11/17 パネル設置 2001/ 9/28 パネル報告書配布 11/ 5 パネル報告書採択	本件AD調査及び措置は不適正であり、AD協定に違反するとの申立に対し、パネルは、アルゼンチンが、①ダンピング計算のために輸出者から提示された情報の多くを、理由の説明もなく無視したことはAD協定6.8条及び附属書IIに、②サンプリングされた輸出者の個別ダンピング・マージンを算出しなかったことはAD協定6.10条に、③価格の比較可能性に影響を与える物理的特性の差異に対して妥当な考慮を払わなかったことはAD協定2.4条に、④確定的措置を発動するか否かの基礎として考慮した重要な事実を輸出者に公開しなかったことはAD協定6.9条に違反すると判断した。	AD
190.アルゼンチンのブラジル産綿及び綿混合繊維輸入に対する経過的セーフガード措置	ブラジル 【パキスタン、パラグアイ、米国】	2000/ 2/11 パネル設置要請 3/20 パネル設置 6/27 二国間合意	アルゼンチンのブラジル産綿及び綿混合繊維輸入に対する経過的セーフガード措置は、繊維協定2、6、8条他に違反するとしてブラジルが申立。	繊維
191.エクアドルのメキシコ産セメントに対するAD措置	メキシコ	2000/3/15協議要請	エクアドルのメキシコ産セメントに対する最終的なAD措置は、AD協定1～9、12、18条等に違反する。	AD
192.米国のパキスタン産綿製紡績糸に係る経過的セーフガード措置	パキスタン 【EU、インド】	2000/ 4/ 3 パネル設置要請 6/19 パネル設置 2001/ 5/31 パネル報告書配布 7/ 9 米が上級委申立 10/ 8 上級委報告書配布 11/ 5 パネル・上級委報告書採択	米国のパキスタン産綿製紡績糸に係る経過的セーフガード措置は、同措置発動の要件(繊維協定6条2、3、4及び7項)を満たしていないので、上記各条項に違反するとの申立に対して、パネル及び上級委は、米国の垂直統合された生産者が自己消費する場合を国内産業から除外したことは繊維協定6.2条違反であると認定した。また、重大な損害の帰責分析については、米国のメキシコからの輸入の効果を個別に検討しなかったことは繊維協定6.4条に違反すると認定した。なお、上級委は、国内当局の措置決定時に存在しなかった証拠をパネルが考慮したことはDSU11条に違反しているとの判断を示した。	繊維
193.チリのメカジキの輸送及び輸出に対する措置	EU	2000/ 4/19 協議要請 11/ 6 パネル設置要請 2003/11/12 二国間合意	チリ漁業法165項を基礎として設立された、チリの漁港におけるメカジキ陸揚げの禁止は、GATT5条及び11条に違反するとしてEUが申立。	GATT
194.米国の輸出制限を補助金として扱う措置	カナダ 【オーストラリア、EU、インド】	2000/ 5/19 協議要請 8/ 4 パネル設置要請 9/11 パネル設置 2001/ 6/29 パネル報告書配布 8/23 パネル報告書採択	米国のSAA (Statement of Administrative Action)他は、他国の輸出制限措置を資金面での貢献と扱うものであり、これらは補助金協定1.1、10、11、17、19、32.1、32.5条及びマラケシュ協定16.4条に違反するとの申し立てに対し、パネルはこの紛争で定義された輸出制限は補助金協定1.1(a)の資金面での貢献になり得ず、また、米国の1930年関税法771(5)(B)(iii)条は補助金協定1.1条に違反しないと判断した。	補助金
195.フィリピンの自動車開発計画(MVDP)	米国 【インド、日本】	2000/ 5/23 協議要請 10/12 パネル設置要請 11/17 パネル設置(結局パネルは編成されず終了)	フィリピンの自動車開発計画は、貿易関連投資措置協定8条、補助金協定4条及び30条に違反するとして米国が申立。	補助金
196.アルゼンチンの特許及び試験データ保護	米国	2000/ 5/30 協議要請 2002/ 5/31 二国間合意	アルゼンチンは、医薬品等の秘密試験やデータに対する保護を怠っている等、TRIPs協定27、28、31、34、39、50、62、65及び70条に違反するとして米国が申立。	TRIPs

案件名(番号はWTO紛争解決機関のDS番号に対応)	申立国 【第三国参加国】	経 過	主な申立事由及び パネル・上級委報告の概要	関連協定
197.ブラジルの最低輸入価格措置	米国	2000/ 5/30 協議要請	ブラジルの最低輸入価格措置は、関税評価協定1〜7条及び12条、輸入許可手続に関する協定1〜3条、繊維協定2〜7条及び農業協定4条2項に違反するとして米国が申立。	関税評価 ライセンス 繊維 農業
198.ルーマニアの最低輸入価格措置	米国	2000/ 5/30 協議要請 2001/ 9/26 二国間合意	ルーマニアの農産品、衣服類、蒸留酒等に対する最低又は最高輸入価格の設定は、関税評価1〜7条及び12条、農業協定4条2項及び繊維協定2条及び7条に違反するとして米国が申立。	関税評価 繊維 農業
199.ブラジルの特許保護	米国 【ドミニカ共和国、ホンジュラス、インド、日本】	2000/ 5/30 協議要請 2001/ 1/ 9 パネル設置要請 2/ 1 パネル設置 7/ 5 二国間合意	ブラジルの1996年工業所有権法は、TRIPs協定27条、28条に違反するとして米国が申立。	TRIPs
200.米国の1974年通商法306条改正	EU	2000/ 6/ 5 協議要請	米国の1974年通商法306条はアフリカCH1法107条により改正され、譲許停止品目を定期的に変えることを一方的に義務づけている。これは、DSU3条2項、21条5項、22条及び23条に違反するとしてEUが申立。	DSU
201.ニカラグアのホンデュラスとコロンビアからの輸入に対する措置	ホンデュラス	2000/ 6/ 6 協議要請	ニカラグアが99年に設置した、ホンデュラス及びコロンビアからの物品及びサービスについての税制は、GATT1、2条及びサービス協定2、16条に違反するとしてホンジュラスが申立。	GATT GATS
202.米国のラインパイプ輸入に係るセーフガード措置	韓国 【オーストラリア、カナダ、EU、日本、メキシコ】	2000/ 6/15 協議要請 9/14 パネル設置要請 10/22 パネル設置 2001/10/29 パネル報告書配布 11/19 米国が上級委申立 2002/ 2/15 上級委報告書配布 3/ 8 パネル・上級委報告書採択	米国のラインパイプ輸入についてSG措置発動に至る手続と決定及び同措置自体がSG協定2、3、4、5、7、8、9、12条及びGATT1、13、19条に違反するとの申立に対して、パネルはGATT13:2条、19条及びSG協定3.1、4.2(b)、4.2(c)、8.1、9.1及び12.3条に違反すると認定した。これに対して上級委は、損害認定について重大な損害もしくはそのおそれのいずれかについて個別に認定をしなければならないと判断したパネル判断を覆し、「重大な損害またはそのおそれがある」と認定した米国ITCの認定はSG協定と整合的であるとした。SG調査対象国とSG措置の適用国との適応関係(パラレルイズム)については、上級委は、NAFTA国からの輸入を調査対象として損害認定をしながら、SG措置の発動ではNAFTA国を対象から外したことはSG協定2、4条に違反するとした。	GATT SG
203.メキシコの米国産輸入豚に対するAD措置	米国	2000/ 7/10 協議要請	メキシコは99年10月に米国からの生きた豚に対してAD調査を行い、その結果、同措置を実施したが、これはSPS、農業、TBT、ADの各協定に違反するとして米国が申立。	SPS 農業 TBT AD
204.メキシコの電気通信サービスに対する措置	米国【日、EU、カナダ、オーストラリア、ブラジル、キューバ、グアテマラ、ホンジュラス、インド、ニカラグア】	2000/ 8/17 協議要請 2000/11/10 パネル設置要請 2002/ 4/17 パネル設置 2004/ 4/ 2 パネル報告書配布 6/ 1 パネル報告書採択	パネルはメキシコが電気通信サービス分野において反競争的で差別的規制維持したことは自由化約束違反(参照文書1.1不履行)、また、越境基本電気通信サービスの供給をコトに見合う合理的なレートで認めなかったことも約束違反(参照文書2.2(b)不履行)と判断。ただし、国内に拠点を持たずかつ回線設備を保有しない形での外国事業者の拠における専用回線利用の禁止措置は果の自由化約束に違反しないとした。	GATS

I. WTOの紛争解決手続

案件名(番号はWTO紛争解決機関のDS番号に対応)	申立国 【第三国参加国】	経 過	主な申立事由及び パネル・上級委報告の概要	関連協定
205.エジプトの大豆油入りツナ缶の輸入禁止措置	タイ	2000/ 9/22 協議要請	エジプトによるタイからの大豆油入りツナ缶輸入禁止は、GATT11及び13条、またSPS協定2、3、5及び付属書Bに違反するとしてタイが申立。	GATT SPS
206.米国のインドからの銅板に対するAD措置及び相殺関税措置	インド 【チリ、EU、日本】	2000/10/4 協議要請 2001/6/20 パネル設置要請 7/24 パネル設置 2002/6/28 パネル報告書配布 7/29 パネル報告書採択	本件AD措置に係る米国商務省(DOC)の課税決定、国際貿易委員会(ITC)の損害認定、ファクト・アベイラブル(F/A)に関するDOC規則の適用等はGATT、AD協定、補助金協定、WTO設立協定に違反するとの申立に対し、パネルは、DOCが米国販売価格についての情報を用いず、F/Aにのみ基づいてダンピング認定をしたことはAD協定第6.8条及び付属書IIパラグラフ3に違反すると結論した。他方、F/Aに関する修正1930年関税法776条(a)、782条(d)、(e)の規定自体は、AD協定第6.8条、付属書IIに違反していないとされた。	AD 補助金 GATT WTO設立
207.チリの農産物に対する価格拘束制度及びセーフガード措置	アルゼンチン 【オーストラリア、ブラジル、コロンビア、コスタリカ、EU、エクアドル、エルサルバドル、グアテマラ、ホンジュラス、日本、ニカラグア、パラグアイ、ペネズエラ、米国】	2000/10/ 5 協議要請 2001/ 1/19 パネル設置要請 3/12 パネル設置 2002/ 5/ 3 パネル報告書配布 6/24 上級委申立 9/23 上級委報告書配布 10/23 パネル・上級委報告書採択	チリによる小麦、小麦粉及び食用植物油の輸入について価格拘束制度及びSG措置について、前者はGATT2条及び農業協定4条、また後者はSG協定及びGATT19条に違反するとアルゼンチンが申立。パネルは、チリの価格拘束制度は農業協定4.2条及びGATT2条に違反していると認定。他方、上級委は農業協定違反についてはパネル判断を支持したものの、GATT2条違反は認めなかった。またパネルは、チリのSG措置はGATT19.1(a)条とSG協定2、4、5条に違反すると認定した(SG措置については上級委申立せず)。	農業協定 GATT SG
208.トルコの鉄管継手に対するAD措置	ブラジル	2000/10/ 9 協議要請	トルコによるブラジルからの鉄管継手に対するAD課税は、調査開始、調査方法、ダンピングと被害の関係の評価や決定、及び課税賦課につき、GATT6条及びAD協定2、3、5、6、15条に違反するとしてブラジルが申立。	GATT AD
209.EUのインスタントコーヒーに影響を与える措置	ブラジル	2000/10/12 協議要請	EUのブラジル産インスタントコーヒーに対するGSP適用の引き下げ、及び99年1月の適用廃止はGATTの授權条項に違反するとしてブラジルが申立。	GATT
210.ベルギーの玉米に対する関税措置の実施	米国 【インド、日本】	2000/10/12 協議要請 2001/ 1/19 パネル設置要請 3/12 パネル設置 7/26 パネル停止 12/18 二国間合意	ベルギーが97年7月に導入した米に関する関税制度は、関税評価協定、TBT協定及び農業協定に違反するとして米国が申立。	関税評価 TBT 農業
211.エジプトのトルコからの鉄鋼に対するAD措置	トルコ 【チリ、EU、日本、米国】	2000/11/7 協議要請 2001/5/16 パネル設置要請 6/20 パネル設置 2002/8/8 パネル報告書配布 10/1 パネル報告書採択	エジプトのAD措置は適切な調査に基づいておらず、GATT及びAD協定に違反するとの申立に対し、パネルは、損害認定にあたり、AD協定第3.4条に列挙されている要因を全て考慮しなかったことによる同条違反、トルコの輸出企業2社に対して説明なくファクト・アベイラブル(FA)を利用したことに関するAD協定第6.8条及び付属書IIパラグラフ6違反を認めた。	AD GATT

案件名(番号はWTO紛争解決機関のDS番号に対応)	申立国 【第三国参加国】	経 過	主な申立事由及び パネル・上級委報告の概要	関連協定
212.米国のEUからの輸 入品に対する相殺関税 措置	EU 【ブラジル、中 国、インド、韓 国、メキシコ】	2000/11/10 協議要請 2001/ 8/23 パネル設置要請 9/10 パネル設置 2002/ 7/31 パネル報告書配布 9/ 9 上級委申立 12/ 9 上級委報告書配布 2003/ 1/ 8 パネル・上級委報告書採択 2004/10/8 DSU21.5条パネル設置 2005/ 8/17 DSU21.5条パネル報告書配布 9/27 DSU21.5条パネル報告書採択	米国の相殺関税措置の賦課継続は、補助金協定1、10、14、19、21条に違反するとの申し立てに対して、パネル及び上級委は民営化後の利益継続の認定については10、14、19、21.1、21.2、21.3条違反であると認定した。ただし、上級委は、民営化前の補助金による利益の民営化後の継続については、独立当事者間の公正な価格での民営化が民営化前の補助金利益を必ず消滅させるというパネル認定を放棄して消滅させると推定することができるとした。DSU21.5条パネルは、なお一部について補助金協定違反であると認定した。	補助金
213.米国のドイツからの 鉄鋼板に対する相殺関 税措置	EU 【日本、ノル ウェー】	2000/11/10 協議要請 2001/ 8/10 パネル設置要請 2001/ 9/10 パネル設置 2002/ 7/ 3 パネル報告書配布 8/30 上級委申立 11/28 上級委報告書配布 12/19 パネル・上級委報告書採択	米国は、ドイツからの腐食防止鉄鋼製品に対して1993年より相殺関税措置を開始し、2000年8月のサンセットレビューにおいてもその継続を決定した。本件は、補助金協定10、11、21条に違反するとの申し立てに対し、パネル及び上級委は、米国法令は21.3条違反に違反しないとした。また、上級委は、サンセットレビューのデミニマス基準についてのパネルの認定を破棄し、デミニマス基準の準用を否定した。	補助金
214.米国の鉄鋼製品及 び溶接ラインパイプに 対するセーフガード措 置	EU 【アルゼンチン、 カナダ、日本、韓 国、メキシコ】	2000/12/ 1 協議要請 2001/ 8/ 8 パネル設置要請 9/10 パネル設置(結局パネルは編成 されず終了)	米国の1974年通商法201及び202条は、輸入増加と損害の因果関係の決定に關する規定においてセーフガード協定4、5条に違反し、また、NAFTA実施法311条は同協定の2、4、5条に違反し、これら両規定は、最恵国待遇違反でもある、としてEUが申立。	SG GATT
215.フィリピンの韓国か らの合成樹脂に対する AD措置	韓国	2000/12/15 協議要請	フィリピンの韓国からの合成樹脂に対するAD措置は、ダンピングマージンの分析・収集及び賦課、また同種の産品、ダンピング、損害及び因果関係の結論の出し方に問題があり、AD協定2、3、5、6、7、9、12及び付属書Ⅱに違反するとして韓国が申立。	AD
216.メキシコの電気変 圧器に対するAD暫定 措置	ブラジル	2000/12/20 協議要請	メキシコが2000年7月に行ったブラジルからの電気変圧器に対するADの暫定措置は、AD協定5条2、3、8条、6条8項、7条1項 i、ii 及び付属書Ⅱに違反するとしてブラジルが申立。	AD
217、(234).米国1930関 税法改正条項(通称: バード条項)	217:オーストラ リア、ブラジル、チ リ、EU、インド、イ ンドネシア、日 本、韓国、タイ 【アルゼンチン、 カナダ、コスタ リカ、香港、イスラ エル、メキシコ、 ノルウェー】 234:カナダ、メキ シコ 【アルゼンチン、 オーストラリア、 ブラジル、コスタ リカ、EU、香港、 インド、インドネ シア、イスラエル、 日本、韓国、 ノルウェー、タイ】	2000/12/21 協議要請 (「DS234」 2001/5/21) 2001/ 8/23 パネル設置要請 (「DS234」 8/10) 9/10 パネル設置(DS234と合併) 2002/ 9/16 パネル報告書配布 10/18 上級委申立 2003/ 1/16 上級委報告書配布 1/27 パネル・上級委報告書採択 2004/ 1/15 DSU22条に基づく対抗措置承認 申請(日本、EU、韓国、ブラジル、インド、チ リ、墨、カナダ) 1/23 米国のDSU第22.6仲裁の要請 2004/ 8/31 対抗措置申請仲裁判断発出 2004/11/10 7カ国・地域が対抗措置の内容を 申請(日、EU、韓、加、墨、印、ブラジル) 2004/11/26 対抗措置の内容承認 2004/12/ 6 チリが対抗措置の内容を申請 2004/12/17 チリの対抗措置の内容承認	バード修正条項は、関税当局が徴収した相殺関税、AD税に相当する額を、影響を受けた生産者に対して配分することを規定しており、AD協定、補助金協定、GATT及びWTO設立協定に違反するとの申し立てに対し、パネルは、本条項はAD及び補助金協定上許容される措置に該当しないため、AD協定18.1、18.4条、補助金協定32.1、32.5条、GATT6.2、6.3条及びWTO設立協定16.4条違反、また、AD調査申請支持のインセンティブとなつて、AD協定5.4条、補助金協定11.4違反を認めた。一方上級委は、同条項がAD調査申請支持のインセンティブとなりAD協定5.4条、補助金協定11.4条に違反するとのパネル判断を否定し、AD協定18.1、18.4条、補助金協定32.1、32.5条及びWTO設立協定16.4条違反についてはパネル判断を支持した。	AD 補助金 GATT WTO

I. WTOの紛争解決手続

案件名(番号はWTO紛争解決機関のDS番号に対応)	申立国 【第三国参加国】	経 過	主な申立事由及び パネル・上級委報告の概要	関連協定
218.米国のブラジルからの鉄鋼製品に対する相殺関税賦課	ブラジル	2000/12/21 協議要請	米国は、国内相殺関税法に従い、ブラジルの民営化企業が民営化前に受けた補助金の利益に対して相殺関税を賦課し続けており、この行為は、補助金協定1、10、11、14、19、21条に違反するとしてブラジルが申立。	
219.EUのブラジルからの可鍛铸铁管継手に対するAD措置	ブラジル 【チリ、日本、米国】	2000/12/21 協議要請 2001/6/20 パネル設置要請 7/24 パネル設置 2003/3/7 パネル報告書送付 7/22 上級委報告書送付 8/18 パネル・上級委報告書採択	本件AD措置に係る調査及び評価はAD協定1〜7、9、11、12、15条及びGATT6条に違反するとの申立に対し、パネルは、「ゼロイング」に関するAD協定2.4.2条、「損害関連要因の公開」に関するAD協定12.2条及び12.2.2条違反を認めた。一方上級委は、パネル判断を概ね支持したが、損害認定に関する情報公開についてAD協定6.2、6.4条に違反していないとしたパネル判断を破棄し、同条違反を認めた。	AD
220.チリの農産品に対する価格拘束制度及びセーフガード措置	グアテマラ	2001/1/5 協議要請	チリの農産品に対する価格拘束制度及びセーフガードに関する国内法、セーフガード調査及び発動、またその対象品目の拡大要求は、GATT条、農業協定4条、及びセーフガード協定2、3、4、5、68、12条等に違反するとしてグアテマラが申立。	GATT 農業 SG
221.米国のウルグアイラウンド合意実施法129条(c)(1)	カナダ	2001/1/17 協議要請 7/13 パネル設置要請 8/23 パネル設置 2002/7/15 パネル報告書配布 8/30 パネル報告書採択	米国のウルグアイラウンド合意実施法(URAA)及びその解釈指針(SAA)の下では、DSBにおいてWTO協定違反とされたADまたは相殺関税措置について、DSBの勧告に整合的な形でこれを課すことを規定しており、これは過去にダンピング認定が行われた未精算の輸入案件についてオリジナル調査とは異なるルールによる行政見直しと、これに基づくAD・CVDの適用を義務付けるものであり、DSU、AD協定、補助金相殺協定及びGATTの諸規定に違反するとのカナダの主張について、パネルは、URAA及びSAAはカナダが問題としている措置(未精算の過去の輸入に対する修正ルールの適用)を義務付けておらず、WTO諸規定には違反しないとして、カナダの主張を全面的に退けた。	DSU
222.カナダの地方航空機産業に対する輸出信用及び融資保証	ブラジル 【オーストラリア、EU、インド、米国】	2001/1/22 協議要請 3/1 パネル設置要請 3/12 パネル設置 2002/1/28 パネル報告書配布 2/19 パネル報告書採択 2002/5/23 補助金協定4.10条及びDSU22.2条に基づく対抗措置の承認申請 12/23 仲裁人の報告(秘密版)の送付 2003/2/17 仲裁人の報告(非秘密版)の配布	加政府及び政府関連企業からの加地方航空機産業に対する輸出信用及び融資保証は、輸出補助金に該当し補助金協定3条に違反するとの申し立てに対し、パネルは、補助金協定附属書1(k)で正当化されないと判断したものも含めて一部の制度につき補助金協定3.1(a)条違反を認め、補助金協定4.7条に基づき90日以内に廃止することを勧告した。カナダはこの勧告履行を拒否したので、ブラジルは対抗措置の申請をし、仲裁人はカナダの履行を促すため2割増しの対抗措置の規模を認定した。	補助金
223.EUの米国からのコーングルテン飼料に対する関税割当	米国	2001/1/25 協議要請	EUは小麦グルテンケースのDSB採択をもって米国産コーングルテン飼料に対する関税割当が実施可能になったとしているが、本件は必要な手続を満たしておらず、SG協定8条、及びGATT1条、2条、14条に違反するとして米国が申立。	SG GATT

資料編

案件名(番号はWTO紛争解決機関のDS番号に対応)	申立国 【第三国参加国】	経 過	主な申立事由及び パネル・上級委報告の概要	関連協定
224.米国の特許法	ブラジル	2001/1/31協議要請	米国特許法(18章他)は、政府の助成を受けた発明に関する特許権につき制限を行っており、TRIPs協定27、28条、TRIM協定2条、内国民待遇及び数量制限に違反するとしてブラジルが申立。	TRIPs TRIM GATT
225.米国のイタリアからのシームレスパイプに対するAD措置	EU	2001/2/5 協議要請	イタリアからのシームレスパイプに関する2000年11月の米国商務省(DOC)によるAD賦課継続とのサンセットレビュー最終決定、及びサンセットレビュー開始は、AD協定5.8、11.1、11.3、18.4及びマラケシュ協定16.4に違反するとしてEUが申立。	AD WTO設立
226.チリの混合食用油に対する暫定セーフガード措置	アルゼンチン	2002/2/19協議要請	チリは本年1月に輸入混合食用油に対し暫定セーフガード措置を適用したが、本件はSG協定上の事前の協議を行っておらず、また、同種の又は直接競合産品の定義や、決定基準が不明確であることから、GATT条及びSG協定2、4、6、12条に違反するとしてアルゼンチンが申立。	GATT SG
227.ペルーのタバコ税	チリ	2001/ 3/ 1 協議要請 5/16 パネル設置要請 6/20 パネル設置 7/12 チリがパネル取り下げ	1999年9月に修正された一般販売税は選択的な消費税について規定しており、本規定はペルーブランドのタバコに比べて、輸入タバコに対して高い税金を課しており、GATT3条2項(内国民待遇)に違反するとしてチリが申立。	GATT
228.チリの砂糖に対するセーフガード措置	コロンビア	2001/3/15協議要請	チリの砂糖に対するセーフガード措置は、2000年1月の決定及び同年11月の延長決定において、SG協定2、3、4、5、7、9、12及びGATT19条が求めている諸手続に違反しているとしてコロンビアが申立。	SG GATT
229.ブラジルのインドからのジュート製靴に対するAD措置	インド	2001/4/9協議要請	ブラジルのインド産ジュート靴に対するAD措置に関し、存在しないインド企業に関するデータに基づいたAD措置継続の決定や、その決定に関する再考の拒否、生産コスト・国内販売価格・輸出価格等の新たな証拠の無視等がGATT6条及び10条AD協定各条項及びWTO設立協定16条に違反するとしてインドが申立。	GATT AD WTO設立
230.チリの砂糖に対するセーフガード措置と譲許表の修正	コロンビア	2001/4/17協議要請	チリの砂糖に対するセーフガード措置とその延長決定、及び当該砂糖の譲許表修正の交渉においてチリがコロンビアを実質的利害関係無しとしたことは、SG協定2、3、4、5、7、9、12、GATT2、14、28条等に違反するとしてコロンビアが申立。	SG GATT
231.EUのイワシの表示	ペルー 【カナダ、チリ、コロンビア、エクアドル、ベネズエラ、米国】	2001/ 3/20 協議要請 6/20 パネル設置要請 7/24 パネル設置 2002/ 5/29 パネル報告書配布 6/28 上級委申立 9/26 上級委報告書配布 10/23 パネル・上級委報告書採択	EU欧州理事会規則はヨーロッパマイワシ(Sardina pilchardus)から製造されたイワシ製品のみ、保存イワシ(preserved sardines)と表示することを認め、ペルーから輸出されたイワシ(Sardinops sagax)について「イワシ」の表示を使うことを認めていないことはTBT協定2、12条、GATT1、3、11.1条に違反するとのペルーの主張について、パネルは、EU規則はイワシ製品の表示に関する国際規格(Codex規格)に整合的ではなく、国際規格への準拠を規定したTBT協定2.4条に違反しており、また、同条の例外的な適用除外についてEUは十分な立証を行わなかったと判断した。上級委員会は、2.4条の例外的な適用除外についてはペルー側にEUの措置がこれに該当しないことについての立証義務があったとしたが、その他はパネルの判断をおおむね支持した。	GATT TBT

I. WTOの紛争解決手続

I WTOの紛争解決手続

案件名(番号はWTO紛争解決機関のDS番号に対応)	申立国 【第三国参加国】	経 過	主な申立事由及び パネル・上級委員報告の概要	関連協定
232.メキシコのマッチの輸入に関する措置	チリ	2001/ 5/21 協議要請 2004/ 2/ 2 協議取り下げ	メキシコはマッチの素材及びその廃棄物について環境の観点も含めたリスト化や、輸送の規定等を定めているが、これらはチリ製マッチのマーケットアクセスを阻害しており、TBT協定1、2、5条、ライセンス協定1、3、5条及び内国民待遇に違反するとしてチリが申立。	TBT ライセンス GATT
233.アルゼンチンの医薬品輸入に関する措置	インド	2001/5/17協議要請	アルゼンチンが医薬品の輸入に関し、輸出国をannexI、IIにリスト化し、それぞれに異なった検査や許可等を要求するのは、TBT協定2、5、12条、最恵国待遇、内国民待遇及びWTO設立協定16.4に違反するとしてインドが申立。	TBT GATT WTO設立
234.米国1930関税法改正条項（通称：バード条項）	カナダ、メキシコ	(DS217と合併)		
235.スロバキアの砂糖の輸入に対するセーフガード措置	ポーランド	2001/7/11協議要請 2002/1/11二国間合意により終了	スロバキアの砂糖の輸入に対するセーフガード措置は、セーフガード協定に定められた調査手続、損害の決定、適用期間及びセーフガード委員会への通報等に不備があり、同協定の3条1、4条2(b)、5条2(a)、7条4、12条1(b)、1(c)、3にそれぞれ違反するとしてポーランドが申立。	SG
236. 米国のカナダからの軟材に対する仮決定	カナダ 【EU、インド、日本】	2001/8/21協議要請 11/5パネル設置要求 12/5パネル設置 2002/9/27パネル報告書配布 11/1パネル報告書採択	2001年8月の米国商務省によるカナダからの軟材に対する相殺関税仮決定及び危機的な事態の仮決定は、GATT6条3及び補助金協定1、2、10、14、17、10、21条に違反する。また、米国の相殺関税措置に関するレビューについてはGATT条3及び補助金協定10、19、21、32条にそれぞれ違反しており、本件についてはDSU4条8による緊急な協議を求めるとの申し立てに対して、パネルは、カナダの立木伐採権の付与制度は補助金協定1.1(a)に該当するとして上で、米国の調査は補助金協定1.1(b)、10、14、14(d)、17.1(b)条違反であると判断した。	補助金 GATT
237.トルコの生鮮果物に関する輸入手続	エクアドル 【コロンビア、EU、米国】	2001/8/31協議要請 2002/6/14パネル設置要請 7/29パネル設置 11/22二国間合意	トルコの生鮮果物に関する輸入手続は、トルコ農業省による書類の発行を求めており、本手続はGATT2、3、8、10、11条、SPS協定2.3、8、付属書B、C、ライセンス協定1条、農業協定4条、及びサービス協定6、17条にそれぞれ違反するとしてエクアドルが申立。	GATT SPS ライセンス 農業 GATS
238.アルゼンチンの桃缶の輸入に関するセーフガード措置	チリ 【EU、パラグアイ、米国】	2001/9/14協議要請 12/6パネル設置要求 2002/1/18パネル設置 2003/2/14パネル報告書配布 4/15 パネル報告書採択	アルゼンチンの桃缶の輸入に対するSG措置に関する調査は、「事前の予見されなかった発展」の要件を満たしておらず、また国内産業への損害についての証拠がない等不備があり、SG協定2、3、4、5、12条及びGATT19.1条に違反するとの申立に対し、パネルは、「予見されなかった発展」についてのGATT19.1(a)条違反であると認定。また、アルゼンチン当局による輸入増カナダの認定は不十分でありGATT19.1(a)条、SG協定2.1、4.2(a)条違反、また重大な損害のおそれについてアルゼンチン当局は、関連するすべての要因を検討していないことや重大な損害が明らかに差し迫ったものでないこと等から、GATT19.1(a)条、SG協定2.1、4.1(b)、4.2(a)条違反であると認定。	SG GATT

資料編

案件名(番号はWTO紛争解決機関のDS番号に対応)	申立国 【第三国参加国】	経 過	主な申立事由及び パネル・上級委報告の概要	関連協定
239.米国のADの適用方法に関する措置	ブラジル	2001/9/18協議要請	米国商務省は、AD協定に定められる2% (デミニマス) ルールをダンピング調査にのみ適用し、レビューには0.5%ルール適用しており、AD協定5.8、11.1、18.3条等に違反するとしてブラジルが申立。	AD
240.ルーマニアの小麦及び小麦粉の輸入制限	ハンガリー	2001/10/18 協議要請 11/27 パネル設置要求 12/20 パネル設置要求取り下げ	ルーマニアは2001年7月より、小麦及び小麦粉の輸入に対して品質要件を課し、それを満たさないものについては輸入を禁止している。本件はGATT11条1項(数量制限の一般的禁止)違反、かつ国内の同製品には本要件を課していないことから、GATT3条(内国民待遇)違反であるとしてハンガリーが申立。(本件についてハンガリーはDSU4条8による緊急な協議を要請。)	GATT
241.アルゼンチンのブラジルからの家禽に対するAD措置	ブラジル 【カナダ、チリ、EU、グアテマラ、パラグアイ、米国】	2001/11/7 協議要請 2002/2/26 パネル設置要請 4/17 パネル設置 2003/4/22 パネル報告書送付 2003/5/19 パネル報告書採択	本件AD措置は、調査手続、AD税の賦課及び課税価格の決定につき、AD協定1～6、9、12条、関税評価協定1、7条及びGATT6条に違反するとの申立に対し、パネルは、本件AD措置に係る調査開始に関する決定・申請拒否・通知、質問への回答期限、知られている輸出者への申請書提示、輸出者から提示された価格データの扱い、個別のダンピング・マージン算出、正常価額算出における運送費等の相違に対する妥当な考慮、物理的特性の相違への対応、加重平均に基づく正常価額の算出、損害認定における客観的な検討・経済的要因や指標の考慮及びダンピングでない輸入の扱いについて、AD協定2.4、2.4.2、3.1、3.2、3.3、3.4、3.5、5.1、5.8、6.1.1、6.1.3、6.8条及び附属書II、12.1条違反を認めた。	AD 関税評価 GATT
242.EUの一般特惠	タイ	2001/12/7 協議要請	2001年11月14日付で修正された、2002年1月から2004年12月までのEUの一般特惠は、GATT1条(最恵国待遇)及び授權条項に違反するとしてタイが申立。	GATT
243.米国の繊維製品及び衣類に関する原産地規則	インド 【バングラディシュ、中国、EU、パキスタン、フィリピン】	2002/1/11 協議要請 5/22 パネル設置要求 6/24 パネル設置 2003/6/20 パネル報告書送付 7/21 パネル報告書採択	米国の繊維製品及び衣類に関する非特惠分野の原産地規則(ウルグアイラウンド実施法(URAA)334条等)改正案は、繊維製品の付加価値または製品の品質の変化に関係のない基準に基づき原産地を決定するもので、米国内産業の保護を目的に利用されており、原産地規則協定2条(b)(c)(d)(e)に違反するとのインドの主張について、パネルは、原産地規則協定2条(b)(貿易上の目的を追求する手段としての原産地規則の利用)違反についてインドはURAA334条の国内産業保護の効果を立証できておらず、また、334条は原産地規則協定2条(c)が禁止する貿易歪曲効果をもつ規則とは見なし得ないこと等から、インドの主張を全面的に退ける判断を行った。	原産地

案件名(番号はWTO紛争解決機関のDS番号に対応)	申立国 【第三国参加国】	経 過	主な申立事由及び パネル・上級委報告の概要	関連協定
244.米国の日本製表面処理鋼板へのAD措置に対するサンセットレビュー	日本 【ブラジル、カナダ、チリ、EU、インド、韓国、ノルウェー】	2002/ 1/30 協議要請 4/ 5 パネル設置要求 5/22 パネル設置 2003/ 8/14 パネル報告書送付 12/15 上級委報告書送付 2004/ 1/ 9 パネル・上級委報告書採択	本件AD措置に関する米国商務省(DOC)及び国際貿易委員会(ITC)の判断について、十分な証拠のないサンセットレビュー手続の自動開始、不当に高いAD措置撤回基準、不適切なダンピングマージン認定及び不適切な累積判断がGATT6、10条、AD協定2、3、5、6、11、12、18.4条及び同附属書II及びWTO設立協定13条に違反するとの申立に対し、パネルはこれらを退けた。上級委は、申立における法的主張を一部認めたものの、パネルの事実認定が不十分なこと等から、米国の本判断がWTO協定不整合であるとは判断できないとした。	AD
245.輸入リンゴに係る検査措置	米国 【オーストラリア、ブラジル、中国、台湾、EU、ニュージーランド】	2002/ 3/ 1 協議要請 5/22 パネル設置要求 6/ 3 パネル設置 2003/ 7/15 パネル報告書送付 11/26 上級委報告書送付 12/10 パネル・上級委報告書採択 2004/ 7/30 履行パネル設置 2005/ 6/23 履行パネル報告書配布 7/30 履行パネル報告書採択 9/ 2 二国間合意通報	1994年以降日本が課している、火傷病の可能性のある米国産リンゴ(火傷病が検出された場所の近隣の果樹園のリンゴを含む)への検査措置(火傷病完全無病園地の指定、輸出園地周囲への衝地帯の設置、年3回の園地検査の実施等)は、GATT6条、SPS協定2.2、2.3、5.1、5.2、5.3、5.6、6.1、6.2、7条、附属書B、農業協定14条に違反するとの米国の主張について、パネルは日本の措置は「十分な科学的根拠に基づいておらずSPS協定2.2条(科学的根拠に基づく措置の実施)に違反するとともに、5.7条(科学的根拠が不十分な場合の国際的な衛生植物検疫措置の参照)の要件を満たしておらず、5.1条の規定する危険性評価にも基づいていない旨判断した。上級委員会も上記パネルの判断を全面的に支持した。日本は2004年6月までのDSB勧告の履行に合意したが、米国は期限内に履行が行われなかったとして履行パネルの設置を要請、パネルは日本の改正検査措置は依然としてSPS協定2.2、5.1条に違反すると判断した。日本は2005年8月に問題の措置を改正した。	GATT SPS 農業
246.EUの途上国に対する差別的関税	インド 【ボリビア、ブラジル、コロンビア、コスタリカ、キューバ、エクアドル、エルサルバドル、グアテマラ、ホンジュラス、モリシャス、ニカラグア、パキスタン、パナマ、パラグアイ、ペルー、スリランカ、ベネズエラ、米国】	2002/ 3/ 5 協議要請 12/ 6 パネル設置要請 2003/ 1/27 パネル設置 12/ 1 パネル報告書送付 2004/ 1/ 9 上級委申立 4/ 7 上級委報告書送付 4/20 パネル・上級委報告書採択	EUによる特惠関税制度(麻薬の生産及び取引の撲滅を目的とした、特定途上国からの輸入品に対する特惠付与)は、GATT1条の最恵国待遇等を無効化・侵害しているとのインドの主張について、パネルは、EUの措置がGATT1条に反することをインドが立証した一方で、EUは同措置がGATT20条(b)(生命・健康の保護を目的とする措置の一般的例外)に該当すること及び途上国に対する特別な待遇を認めた授權条項により正当化できることを立証できなかったとして、インドの主張を認めた。上級委員会は授權条項に関するパネルの解釈を一部破棄したものの、その他のパネルの判断についてはこれを支持した。	GATT
247.米国のカナダからの軟材に対する暫定的AD措置	カナダ	2002/ 3/ 6 協議要請	米国のカナダ産軟材に対する暫定的AD措置は、調査開始の要件であるダンピングの証拠がない等、AD協定2.1条、2.2条、5.2条、7.1条に違反するとしてカナダが申立。	AD

案件名(番号はWTO紛争解決機関のDS番号に対応)	申立国 【第三国参加国】	経 過	主な申立事由及び パネル・上級委員報告の概要	関連協定
248.(249).(251).(252).(253).(254).(258).(259). 米国の鉄鋼製品に対するセーフガード措置	EU(248) 日本(249) 韓国(251) 中国(252) スイス(253) ノルウェー(254) ニュージーランド(258) ブラジル(259) 【カナダ、キューバ、台湾、メキシコ、タイ、トルコ、ベネズエラ】	2002/ 3/ 7 協議要請(「DS249」「DS251」) 3/20、「DS252」3/26、「DS253」4/3、「DS254」4/4、「DS258」5/14、「DS259」5/21 5/ 7 パネル設置要求(「DS249」 「DS251」5/21、「DS252」5/27、「DS253」 「DS254」6/3、「DS258」6/27、「DS259」7/18) 6/ 3 パネル設置(その他案件は以下の11付でパネル設置と同時にDS248に併合→「DS249」「DS251」6/14、「DS252」「DS253」 「DS254」6/24、「DS258」7/8、「DS259」7/29) 2003/ 7/11 パネル報告書送付 11/10 上級委員報告書送付 12/10 パネル・上級委員報告書採択	米国の鉄鋼製品に対するセーフガード措置は、国内産業への重大な損害等のセーフガード措置発動条件が欠如している等、セーフガード協定2、3、4、5、7、8、9、12条、GATT1、2、10、13、19条等に違反するとの申立に対して、パネル及び上級委員は米国のSG措置は、事情の予見されなかった発展についてのGATT19.1(a)条、SG協定3.1条に違反、輸入の増加に関する事実認定に関するSG協定2.1、4.2条違反、調査対象と措置対象の範囲が不一致であるとしてSG協定2.1、2.2、4.2条違反であると認定。	SG DSU GATT
249.米国の鉄鋼製品に対するセーフガード措置	日本	(DS248と合併)		
250.フロリダ州のオレンジ及びグレープフルーツの加工品に対する消費税	ブラジル 【チリ、EU、メキシコ、パラグアイ】	2002/ 3/20 協議要請 8/19 パネル設置要請 10/ 1 パネル設置 2004/5/28 二国間合意により妥結	フロリダ州の国内産でない柑橘類(オレンジ及びグレープフルーツ)の加工品に対する消費税はGATT2.1(a)条及び3.1条、3.2条、3.4条に違反するとしてブラジルが申立。	GATT
251.米国の鉄鋼製品に対するセーフガード措置	韓国	(DS248と合併)		
252.米国の鉄鋼製品に対するセーフガード措置	中国	(DS248と合併)		
253.米国の鉄鋼製品に対するセーフガード措置	スイス	(DS248と合併)		
254.米国の鉄鋼製品に対するセーフガード措置	ノルウェー	(DS248と合併)		
255.ペルーからの特定の製品に対する課税措置	チリ	2002/ 4/22 協議要請 6/14 パネル設置要請 9/25 パネル設置要請取り下げ	ペルーの国産品以外の製品に対する税制措置はGATT3条に違反するとしてチリが申立。	GATT
256.トルコのハンガリー産ベトフードの輸入禁止措置	ハンガリー	2002/ 5/ 3 協議要請	トルコのBSE(牛海綿状脳症)拡大を防止するためのベトフード輸入禁止措置は、GATT11条、SPS協定2.2条、2.3条、5.1条、5.2条、5.6条、6.1条、6.2条、附属書B、農業協定14条に違反するとしてハンガリーが申立。	GATT SPS 農業
257.米国のカナダからの軟材に対する相殺関税決定	カナダ 【中国、EU、インド、日本】	2002/ 5/ 3 協議要請 8/19 パネル設置要請 10/ 1 パネル設置 2003/ 8/29 パネル報告書送付 2004/ 1/19 上級委員報告書送付 2/17 パネル・上級委員報告書採択 12/30 DSU21.5条パネル設置要請 2005/ 8/ 1 21.5条パネル報告書配布 9/ 6 21.5条上級委員申立 12/ 5 21.5条上級委員報告書配布 12/20 21.5条パネル・上級委員報告書採択	米国がカナダからの軟材に対して決定した補助金の存在、程度及び影響を決定するための調査の開始及び実施等については、補助金協定1、2、10、11、12、14、15、19、22、32.1条、GATT6.3、10.3条に違反するとの申し立てに対して、パネル及び上級委員は米国は必要な補助金の利益の「転嫁」分析を一部の取引において怠ったとし、補助金協定10条、32.1条及びGATT6.3条に違反すると認定した。DSU21.5条パネルはなお同協定違反があると判断した。DSU21.5条上級委員パネルもこれを支持した。	補助金 GATT
258.米国の鉄鋼製品に対するセーフガード措置	ニュージーランド	(DS248と合併)		
259.米国の鉄鋼製品に対するセーフガード措置	ブラジル	(DS248と合併)		

I. WTOの紛争解決手続

案件名(番号はWTO紛争解決機関のDS番号に対応)	申立国 【第三国参加国】	経 過	主な申立事由及び パネル・上級委員報告の概要	関連協定
260.EUの鉄鋼製品に対する暫定セーフガード措置	米国 【エジプト、日本、韓国、トルコ】	2002/ 5/30 協議要請 8/19 パネル設置要請 9/16 パネル設置	EUの鉄鋼製品に対する暫定セーフガード措置は、国内産業への重大な損害等のセーフガード措置発動条件が欠如している等、SG協定2.1条、2.2条、3条、4.1条、4.2条、6条、GATT1条、10条、19条、WTO設立協定に違反するとして米国が申立。	SG GATT WTO設立
261.ウルグアイからの特定の製品に対する課税措置	チリ 【EU、メキシコ、米国】	2002/ 6/18 協議要請 2003/ 4/ 3 パネル設置要請 5/19 パネル設置 2004/ 1/ 8 二国間合意により妥結	ペルーの国産品以外の産品に対する税制措置はGATT1条及び3条に違反するとしてチリが申立。	GATT
262.米国のフランス産及びドイツ産鉄鋼製品に対するAD措置及び相殺関税賦課へのサンセット・レビュー	EU	2002/ 7/25 協議要請	米国のフランス産及びドイツ産腐食防止鉄鋼製品等へのAD措置及び相殺関税賦課のサンセット・レビューによる継続の決定等は、GATT、AD協定、補助金協定等に違反するとしてEUが申立。	GATT AD 補助金
263.EUの輸入ワインに対する措置	アルゼンチン	2002 / 9/ 4 協議要請	EUのワインの製造方法等に関する規則はTBT協定2条、12条、GATT1.1条、3.4条、WTO設立協定16.4条に違反するとしてアルゼンチンが申立。	TBT GATT WTO設立
264.米国のカナダ産軟材に対するダンピングの最終決定	カナダ 【中国、EU、インド、日本、NZ、タイ】	2002/ 9/13 協議要請 12/ 6 パネル設置要請 2003/ 1/ 8 パネル設置 2004/ 4/13 パネル報告書送付 5/13 米国上級委員申立 8/11 上級委員報告書送付 8/31 パネル・上級委員報告書採択 2005/ 5/19 DSU21.5条パネル設置要請 6/ 1 21.5条パネル設置	米国のカナダ産軟材に対するダンピングの最終決定等は、AD協定・GATTに違反するとの申立に対し、パネル及び上級委員は、米国がゼロリング手法を用いてダンピング・マージンを計算したことはAD協定2.4.2条に違反するとの判断を下した。	AD GATT
265.(266).(283).EUの砂糖への輸出補助金	オーストラリア(265) ブラジル(266) タイ(283) 【オーストラリア、ブラジル、タイはそれぞれのパネルに第三国参加、バルバドス、ベリーズ、カナダ、中国、コロンビア、キューバ、フィジー、ギアナ、インド、ジャマイカ、ケニア、マダガスカル、マラウイ、モリシャス、ニュージーランド、パラグアイ、セントキッツアンドネービス、スワジランド、タンザニア、トリニダードトバゴ、米国、コートジボアール】	2002/ 9/27 協議要請(「DS266」同日、「DS283」2003/3/14) 2003/ 7/ 9 パネル設置要請(「DS266」「DS283」同日) 8/29 パネル設置(「DS266」「DS283」と併合) 2004/10/15 パネル報告書送付 2005/ 1/13 EU上級委員申立 1/15 オーストラリア・ブラジル・タイ上級委員申立 4/28 上級委員報告書配布 5/19 パネル・上級委員報告書採択 10/28 DSU21.3(c)仲裁報告書配布	EUの砂糖への輸出補助金は、農業協定(3.3、8、9.1、10.1、11条)、補助金協定(3.1、3.2条)、GATT(3.4、16条)に違反するとの申し立てに対して、パネルは、EUが譲許表に明記されている約束の水準を超えて輸出補助金を交付しており農業協定3.3条及び8条に違反したと認定した。上級委員もパネルの認定を支持した。	補助金 農業
266.EUの砂糖への輸出補助金	ブラジル	(DS265と合併)		

資料編

案件名(番号はWTO紛争解決機関のDS番号に対応)	申立国 【第三国参加国】	経 過	主な申立事由及び パネル・上級委報告の概要	関連協定
267.米国の高地産綿花に対する補助金	ブラジル 【アルゼンチン、オーストラリア、ペナン、カナダ、チャド、中国、台湾、EU、インド、ニュージーランド、パキスタン、パラグアイ、ベネズエラ】	2002/ 9/27 協議要請 2003/ 2/ 6 パネル設置要請 3/18 パネル設置 2004/ 9/ 8 パネル報告書送付 10/20 上級委申立 2005/ 3/ 3 上級委報告書送付 3/21 パネル・上級委報告書採択	米国の高地産綿花に対する国内補助金及び輸出補助金は、農業協定(3.3、8、9.1(a)、10.1条)補助金協定(3.1(a)、3.1(b)、3.2、5、6、附属書1(j)条)、GATT3.4条に違反するとの申し立てに対して、パネルは、農業協定8条違反や補助金協定3条違反等を認定した。上級委もパネルの認定を支持した。	農業 補助金 GATT
268.米国のアルゼンチン産油井管(OCTG)に対するAD措置へのサンセット・レビュー	アルゼンチン 【台湾、EU、日本、韓国、メキシコ】	2002/10/ 7 協議要請 2003/ 4/ 3 パネル設置要請 5/19 パネル設置 2004/ 7/16 パネル報告書送付 8/31 米国内上級委申立 11/29 上級委報告書送付 12/17 パネル・上級委報告書採択	米国のアルゼンチン産OCTGに対するAD措置のサンセット・レビューによる措置継続の決定等はAD協定、GATT、WTO設立協定に違反するとの申し立てに対し、パネルは、米国SPB(Sunset Policy Bulletin)をAD協定11.3条違反と認めたが、上級委は「パネルは『客観的評価』を行っていない」とし、その認定を破棄した。また、本件ではパネル及び上級委が、waiverについて定めた米国1930年関税法及び商務省(DOC)規則(輸出企業がサンセット・レビュー参加権を放棄した場合、商務省はダンピングの存続または再発の可能性を認める決定をしなければならないとする)をAD協定11.3条(一部6.1、6.2条)違反とした。	AD GATT WTO設立
269.(286).EUの冷凍骨なし鶏肉の関税分類	ブラジル(269) 【中国、タイ、米国】 タイ(286) 【ブラジル、中国、米国】	2002/10/11 協議要請(「DS286」) 2003/3/259) 2003/ 9/19 パネル設置要請(「DS286」) 10/27) 11/ 7 パネル設置(「DS286」11/21。この後パネル合併) 2005/ 5/30 パネル報告書配布 6/13 EU上級委申立 9/12 上級委報告書配布 9/27 パネル・上級委報告書採択	「加塩肉」として譲許した冷凍骨なし鶏肉(加塩)の関税分類を「冷凍肉」に変更するEU規則は、GATT2条、28条に違反し、GATT23.1条の無効化又は侵害を生じさせるとのブラジル及びタイの主張について、パネルは文言の「通常の意味」や「文脈」から解釈して、EUは加塩された冷凍骨なし鶏肉を「加塩肉」として譲許しているとは判断した上で、EUの関税分類の変更により従価税で譲許された「加塩肉」に従量税が課されていることについて、直ちに協定違反となるものではないが、従価換算の結果、実際の税率は譲許税率を上回っているとして、EUの措置はGATT2条(a)(b)(譲許表に基づく関税賦課)に違反すると判断した。上級委員会はパネルの判断をおおむね支持した。	GATT
270.オーストラリアの輸入果物及び野菜に対する措置	フィリピン 【チリ、中国、EU、エクアドル、インド、タイ、米国】	2002/10/18 協議要請 2003/ 7/ 7 パネル設置要請 8/29 パネル設置	オーストラリアの輸入果物及び野菜に対する措置はGATT6条、8条、SPS協定(2、3、4、5、6、10条)、輸入ライセンス協定1条、3条に違反するとしてフィリピンが申立。	GATT SPS ライセンス
271.オーストラリアの輸入パイナップルに対する措置	フィリピン 【EU、タイ】	2002/10/18 協議要請	オーストラリアの輸入パイナップルに対する措置GATT6条、8条、SPS協定(2、3、4、5、6、10条)に違反するとしてフィリピンが申立。	GATT SPS
272.ペルーのアルゼンチン産野菜油に対するAD暫定措置	アルゼンチン	2002/10/21 協議要請	ペルーのアルゼンチン産野菜油に対するAD暫定措置等は、AD協定(2.2、2.4、3.1、3.2、3.4、3.5、4.1、5.2、5.3、5.8、6.8、7、12.2条)、GATT6条に違反するとしてアルゼンチンが申立。	AD GATT
273.韓国の商用船貿易に関する措置	EU 【中国、台湾、日本、メキシコ、ノルウェー、米国】	2002/10/21 協議要請 2003/ 6/11 パネル設置要請 7/21 パネル設置 2005/ 3/ 7 パネル報告書配布 4/11 パネル報告書採択	韓国の商用船造船に対する補助金は、補助金協定3.1(a)、3.2、5(c)、6.3(c)条等に違反するとの申し立てに対して、パネルは、韓国の補助金が3.1条(a)の禁止補助金であることを認め、廃止を勧告した。EUの著しい害の主張は退けた。	補助金

I. WTOの紛争解決手続

案件名(番号はWTO紛争解決機関のDS番号に対応)	申立国 【第三国参加国】	経 過	主な申立事由及び パネル・上級委報告の概要	関連協定
274.米国の鉄鋼製品に対するセーフガード措置	台湾 【日本】	2002/11/1 協議要請	米国の鉄鋼製品に対するセーフガード措置は、国内産業への重大な損害等のセーフガード措置発動条件が欠如している等、セーフガード協定2.1条、2.2条、3.1条、4.1条、4.2条、5.1条、7.1条、8.1条、12条、GATT1.1条、19.1条に違反するとして台湾が申立。	SG GATT
275.ベネズエラの農産品に対する輸入ライセンス措置	米国 【アルゼンチン、カナダ、チリ、EU、ニュージーランド】	2002/11/7 協議要請	ヴェネズエラの農産品(とうもろこし、乳製品等)に対する輸入ライセンス措置は、農業協定(4.2条)、GATT(3、10、11、13条)、TRIM協定(2.1条)、輸入ライセンス協定(1.1、3.2、3.5、5.1、5.2、5.3条)に違反するとして米国が申立。	農業 GATT ライセンス TRIM
276.カナダの小麦の輸出に関する措置及び輸入穀物の取扱	米国 【オーストラリア、チリ、中国、台湾、EU、日本、メキシコ】	2002/12/17 協議要請 2003/ 3/ 6 パネル設置要請 3/31 パネル設置 2004/ 4/ 6 パネル報告書送付 6/ 1 上級委申立 8/30 上級委報告書送付 9/27 パネル・上級委報告書採択	カナダ政府及びカナダ小麦委員会の小麦の輸出に関する措置(小麦委員会への売買、価格設定、支払保証等にかかる特権の付与等)はGATT17条に違反し、輸入穀物の保管・運搬にかかる差別的取扱はGATT3条、TRIM協定2条に違反するとの米国の主張について、パネルは、カナダの小麦輸出関連制度のGATT17条(国家貿易企業の協定遵守)違反について米国はこれを立証しなかったとする一方で、カナダの輸入穀物への差別的取り扱いはGATT3.4条(内国民待遇)に違反すると判断した。上級委員会はパネルの判断を全面的に支持した。	GATT TRIM
277.米国のカナダ産軟材に対するITCの調査	カナダ 【中国、EU、日本、韓国】	2002/12/20 協議要請 2003/ 4/ 3 パネル設置要請 5/ 7 パネル設置 2004/ 3/22 パネル報告書送付 4/26 パネル報告書採択 2005/ 2/25 DSU21.5条パネル設置 11/15 21.5条パネル報告書配布 2006/ 1/13 カナダ21.5条上級委申立	カナダ産軟材に対するITC(国際貿易委員会)の調査(損害認定等)は、GATT、AD協定、補助金協定に違反するとの申立に対し、パネルは、損害の因果関係の認定において、ITCが検討した要因からは「輸入が相当程度増加している」とし、それに基づいて損害のおそれを肯定したことはAD協定3.5、3.7条、補助金協定15.5、15.7条違反であると認めた。	AD GATT 補助金
278.チリの輸入果糖に対するセーフガード措置	アルゼンチン	2002/12/20 協議要請	チリの輸入果糖に対するセーフガード措置は、SG協定(2.1、3.1、3.2、4.1、4.2、5.1、7.1、7.5条)、GATT14.1条に違反するとしてアルゼンチンが申立。	SG GATT
279.インドの2002年～2007年の輸出入政策の下での輸入制限	EU 【米国】	2002/12/23 協議要請	インドの2002年～2007年の輸出入政策の下での輸入制限は、GATT(3、10、11条)、農業協定4.2条、輸入ライセンス協定(1、2、3条)、SPS協定(2、3、5、7、8条)、TBT協定2条に違反し、GATT20、21条によって正当化されないとしてEUが申立。	GATT 農業 ライセンス SPS TBT
280.米国のメキシコ産鉄鋼製品に対する相殺関税賦課	メキシコ 【カナダ、中国、台湾、EU】	2003/ 1/21 協議要請 8/ 4 パネル設置要請 8/29 パネル設置	米国のメキシコ産鉄鋼製品に対する相殺関税賦課は、補助金協定10、14、19、21条に違反するとしてメキシコが申立。	補助金
281.米国のメキシコ産セメントに対するAD措置	メキシコ 【カナダ、中国、台湾、EU、日本】	2003/ 1/31 協議要請 7/29 パネル設置要請 8/29 パネル設置	米国のメキシコ産セメントに対するAD措置は、AD協定(1、2、3、4、6、8、9、10、11、12、18条)、GATT(3、6、10条)、WTO設立協定16.4条に違反するとしてメキシコが申立。	AD GATT WTO設立

案件名(番号はWTO紛争解決機関のDS番号に対応)	申立国 【第三国参加国】	経 過	主な申立事由及び パネル・上級委報告の概要	関連協定
282.米国のメキシコ産油井管に対するAD措置	メキシコ 【アルゼンチン、カナダ、中国、台湾、EU、日本、ベネズエラ】	2003/ 2/18 協議要請 7/29 パネル設置要請 8/29 パネル設置 2005/ 6/20 パネル報告書配布 8/ 4 メキシコ上級委申立 8/16 米国上級委申立 11/ 2 上級委報告書配布 11/28 パネル・上級委報告書採択	米国のメキシコ産油井管に対するAD措置は、AD協定(1、2、3、4、6、11、18条)、GATT(6、10条)、WTO設立協定16.4条に違反するとのメキシコの主張について、パネルはサンセットレビュー(AD税の見直し手続)にかかる米国商務省(DOC)のサンセット・ポリシー・ブルテン(SPB:サンセットレビューに関する運用規則)がDOCの判断にとって「決定的又は結論づけるもの」であるとして、当該SPBの内容についてAD協定11.3条(AD税及び価格約束にかかる起案及び見直し)違反を認定したが、もう一つの主要論点であった、米国際貿易委員会(ITC)によるサンセット・レビューにおける損害継続・再発の「蓋然性」判断については、AD協定(3、11条)には違反しないと判断した。これら判断について両当事国は上級委への申立を行ったが、上級委員会はSPBそのものの違法性についてパネルの判断は客観性を欠いていたとしてこれを破棄する一方、ITCによる損害継続・再発の「蓋然性」判断については、協定に違反しないとしたパネルの判断を支持した。	AD GATT WTO設立
283.EUの砂糖への輸出補助金	タイ	(DS265と合併)		
284.メキシコのニカラグア産キングサリ(black beans)に対する輸入禁止措置	ニカラグア	2003/ 3/17 協議要請 2004/ 3/ 8 ニカラグア協議取り下げ	メキシコの輸入禁止措置はGATT(1.1、10.1、10.3(a)、11.1、13.1条)、ライセンス協定(1.2、1.3、1.4(a)、2.2(a)条)、SPS協定(2.1、2.2、2.3、5.1、7条等)に違反するとしてニカラグアが申立。	GATT ライセンス SPS
285.米国の賭博サービスの越境移動に関する措置	アンティグア・バーブーダ【日、EU、カナダ、メキシコ、台湾】	2003/ 3/13 協議要請 6/12 パネル設置要請 7/21 パネル設置 2004/11/10 パネル報告書配布 2005/ 4/20 パネル・上級委報告書採択	米国のインターネット賭博の越境取引を禁じる措置はGATS(2、6、8、11、16、17条)に違反するとして提訴。上級委は、米の当該措置は、米国が自由化を約束した「娯楽サービス」の自由化約束違反であるとのパネル判断を支持。ただし、GATS14条(一般例外)に該当するか否かについては、米国がアンティグアと十分な協議をしていないことを理由に、該当しないと判断していたパネル判断を覆し、当該措置が内外無差別に運用されることを確保すれば、米国のインターネット賭博禁止措置はGATS14条に合致するとした。	GATS
286.EUの冷凍骨なし鶏肉の関税分類	タイ	(DS269と合併)		
287.オーストラリアの輸入品への検疫制度	EU 【カナダ、チリ、中国、インド、フィリピン、タイ、台湾】	2003/ 4/ 3 協議要請 8/29 パネル設置要請 11/ 7 パネル設置	オーストラリアの輸入品への検疫措置はSPS協定(2.2、2.3、3.3、4.1、5.1、5.6、5.7、8条等)に違反するとしてEUが申立。	SPS
288.南アフリカのトルコ産毛布類へのアンチダンピング措置	トルコ	2003/4/9 協議要請	南アフリカのトルコ産毛布へのアンチダンピング措置は、GATT(3、10条)、アンチダンピング協定(5、6、9、12条)に違反するとしてトルコが申立。	GATT AD
289.チェコのポーランド産輸入豚肉への追加関税	ポーランド	2003/4/16 協議要請	チェコのポーランド産輸入豚肉への追加関税は農業協定4条等に違反するとしてポーランドが申立。	農業
290.EUの農産品及び食品の商標及び地理的表示の保護	オーストラリア	(DS174と合併)		

案件名(番号はWTO紛争解決機関のDS番号に対応)	申立国 【第三国参加国】	経 過	主な申立事由及び パネル・上級委報告の概要	関連協定
291. EUの遺伝子組み換え作物の認可及び販売に関する措置	米国(291) カナダ(292) アルゼンチン(293) 【アルゼンチン、オーストラリア、ブラジル、カナダ、チリ、中国、台湾、ロシア、エルサルバドル、ホンジュラス、メキシコ、ニュージーランド、ノルウェー、パラグアイ、ペルー、タイ、ウルグアイ】	2003/ 5/13 協議要請 (DS293) 5/14) 8/ 7 パネル設置要請 8/29 パネル設置(合併)	EUの遺伝子組み換え作物の認可及び販売に関する措置はSPS協定(2、5、7、8条等)、GATT(1、3、10、11条)、農業協定4条、TBT協定(2、5条)に違反するとして米国等が申立。	SPS GATT TBT
292. EUの遺伝子組み換え作物の認可及び販売に関する措置	カナダ	(DS291と合併)		
293. EUの遺伝子組み換え作物の認可及び販売に関する措置	アルゼンチン	(DS291と合併)		
294. 米国のダンピングマージンの算出に係る法律、規則及び計算方法	EU 【アルゼンチン、ブラジル、中国、台湾、香港、インド、日本、韓国、メキシコ、ノルウェー、トルコ】	2003/ 6/12 協議要請 2004/ 2/ 5 パネル設置要請 3/19 パネル設置 2005/10/31 パネル報告書配布 2006/ 1/17 EU上級委申立 1/30 米国上級委申立	米国のダンピングマージンの算出に係る法律、規則及び計算方法はAD協定、GATT、WTO設立協定に違反するとの申立に対し、パネルは初回調査におけるゼロイングの個別ケースにおける適用及びゼロイング手法そのものをAD協定2.4.2条違反とした。一方、同条の射程は当初調査に限られるとして行政見直しにおけるゼロイングの個別ケースにおける適用及びゼロイング手法そのものは違反とされなかった。	AD GATT WTO設立
295. メキシコの牛肉及び玉米に対するAD措置	米国 【中国、EU、トルコ】	2003/ 6/16 協議要請 9/19 パネル設置要請 11/ 7 パネル設置 2005/ 6/ 6 パネル報告書配布 6/20 メキシコ上級委申立 11/29 上級委報告書配布 12/20 パネル・上級委報告書採択	本件AD措置及びそれに関する法制は、AD協定に違反するとの申立に対し、パネルは、損害認定に際して「実質的な証拠」に基づく「客観的な検討」を行わなかったこと、ダンピングマージンが僅少の輸出者の調査を終了しなかったこと、提訴状に記載されていない輸出者に十分な情報提出の機会を付与することなくオールアゲーズレートを採用したこと、ファクツ・アベイラブル使用の際に、マージンが最高になる証拠の採用を当然に求める国内法の規定、企業の回答期限を短く設定した国内法の規定等につき、AD協定3.1、3.2、3.4、3.5、5.8、6.8条違反であることを認めた。また上級委は、パネルの判断を概ね支持した。	AD
296. 米国の韓国産DRAMsに対する相殺関税調査	韓国 【中国、台湾、EU、日本】	2003/ 6/30 協議要請 11/19 パネル設置要請 2004/ 1/23 パネル設置 2005/ 2/21 パネル報告書配布 3/29 上級委申立 6/27 上級委報告書配布 7/20 パネル・上級委報告書採択	米国の韓国産DRAMに対する相殺関税調査は補助金協定1、2、10、12、14、15、19、22、32条に違反するとの申立に対して、パネルは、韓国政府による指示委託は政府機関を除き立証されていないと認定し、需要の減退の因果関係に関するノンアトリビューション(15.5条)について補助金協定違反とした。上級委は、パネルの証拠の認定方法等に誤りがあるとして、米国の指示委託の認定は1.1(a)(1)(iv)条に違反としたパネルの判断を取り消した。ただし、米国の当該措置がWTO協定整合的か否かの判断には立ち入っていない。	補助金

資料編

案件名(番号はWTO紛争解決機関のDS番号に対応)	申立国 【第三国参加国】	経 過	主な申立事由及び パネル・上級委報告の概要	関連協定
297.クロアチアの野生動物及び肉製品の輸入に関する措置	ハンガリー	2003/ 7/ 9 協議要請	クロアチアの野生動物及び肉製品の輸入に関する措置はGATT(11、20条)、SPS協定(2.2、2.3、3.1、5.1、5.2、5.3、5.6、6.1、6.2、7条等)に違反するとしてハンガリーが申立。	GATT SPS
298.メキシコの関税評価等のための価格制度	グアテマラ	2003/ 7/22 協議要請 2005/ 8/29 二国間合意により終了	メキシコの関税評価等のための価格制度はGATT(1、2、7、10条)、GATT7条の実施に関する協定(1、2、3、4、5、6、7、8、12、13、15、16、22条)、農業協定4条、WTO設立協定16.4条に違反するとしてグアテマラが申立。	GATT 農業 WTO設立
299. EUの韓国産DRAMチップに対する相殺関税措置	韓国 【中国、台湾、日本、米国】	2003/ 8/25 協議要請 11/19 パネル設置要請 2004/ 1/23 パネル設置 2005/ 6/17 パネル報告書配布 8/ 3 パネル報告書採択	EUの韓国産DRAMSに対する相殺関税調査は補助金協定1、2、10、12、14、15、19、22、32条に違反するとの申し立てに対して、パネルは、EUが認定した韓国政府による指示委託の一部(1.1(a)(1)(iv)条)と利益認定の一部(1.1(b)条、14条)と損害決定の一部(15.4、15.5条)について補助金協定違反と判断したものの、EUの相殺関税措置に関する主張を相当程度認め、韓国の主張を退けた。	補助金
300.ドミニカの紙巻きタバコの輸入に関する措置	ホンジュラス	2003/ 8/28 協議要請	ドミニカの紙巻きタバコの輸入に関する措置はGATT(1.1、2.1(b)、3.2、3.4、11.1条)に違反するとしてホンジュラスが申立。	GATT
301.EUの商用船の貿易に関する措置	韓国 【中国、日本、米国】	2003/ 9/ 3 協議要請 2004/ 2/17 パネル設置要請 3/19 パネル設置 4/22 パネル報告書配布 6/20 パネル報告書採択	韓国の商用船に関する補助金措置(DS273)に対抗する形でEUが新設した商用船の貿易に関する補助金措置は、WTOによらない紛争解決手段であり、補助金協定32.1条、GATT1.1、3.4条、DSU23.1、23.2条に違反するとの申し立てに対して、パネルは、補助金協定とGATTの違反については認めないとした。一方、EUの措置はWTO紛争解決と同じ種類の是正を求めるものでありDSU23.1条に違反すると判断した。	補助金 GATT
302. ドミニカの紙巻きタバコの輸入及び国内販売に関する措置	ホンジュラス 【チリ、中国、EU、エルサルバドル、グアテマラ、ニカラグア、米国】	2003/10/ 8 協議要請 12/ 8 パネル設置要請 2004/ 1/ 9 パネル設置 11/26 パネル報告書配布 2005/ 1/24 上級委申立 4/25 上級委報告書配布 5/19 パネル・上級委報告書採択	ドミニカの紙巻きタバコの輸入及び国内販売に関する措置はGATT(2、3、11、15条)に違反するとのホンジュラスの主張について、パネルは、ドミニカによる外国産タバコへの課徴金賦課がGATT2条(譲許表)に、納税印紙貼付義務はGATT3.4条に、特別消費税の賦課はGATT3.2条に反するとの判断を行い、上級委もパネルの判断を支持した。	GATT
303.エクアドルの繊維板(ファイバーボード)の輸入に関するセーフガード措置	チリ	2003/11/24 協議要請	エクアドルの繊維板の輸入に関するセーフガード措置はセーフガード協定(2、3、4、5、6、7、12条)、GATT19.1(a)条に違反するとしてチリが申立。	SG GATT
304.インドのEUからの特定製品に対するAD措置	EU 【トルコ、中国】	2003/12/8 協議要請	インドのEUからの特定製品に対するアンチダンピング措置はGATT6.1条、AD協定(1、3.1、3.2、3.5、6.6、6.8、6.9、12.2条)に違反するとしてEUが申立。	AD GATT
305.エジプトの繊維製品及び衣料品の輸入に関する措置	米国 【EU】	2003/12/23 協議要請 2005/ 5/20 二国間合意により終了	エジプトの繊維製品及び衣料品の輸入に関する措置はGATT2条及び繊維協定7条に違反するとして米国が申立。	GATT

I. WTOの紛争解決手続

案件名(番号はWTO紛争解決機関のDS番号に対応)	申立国 【第三国参加国】	経 過	主な申立事由及び パネル・上級委員会の概要	関連協定
306.インドのバングラディッシュ製電池に対するアンチダンピング措置	バングラディッシュ	2004/1/28 協議要請	インドのバングラディッシュ製電池に対するアンチダンピング措置はGATT1.1、2.1、6.1、6.2、6.6条、アンチダンピング協定2.1、2.2、3.1、3.2、3.3、3.4、3.5、3.7、5.4、5.8、6.2、6.4、6.5、6.8、6.9、12.2条に違反するとしてバングラディッシュが申立。	AD GATT
307.EUの商用船への援助	韓国	2004/2/13 協議要請	EUの商用船への補助金は、補助金協定1、2、3.1(a)、(b)、5(a)、(b)、(c)、6.3(a)、(b)、(c)、6.4、6.5条に違反するとして韓国が申立。	補助金
308.メキシコのソフトドリンク及びその他の飲料にかかる税制措置	米国 【カナダ、中国、EU、グアテマラ、日本】	2004/ 3/16 協議要請 6/11 パネル設置要請 7/ 6 パネル設置 2005/10/ 7 パネル報告書配布 12/ 6 メキシコ上級委員申立	メキシコにおけるさとうきびによる砂糖を使用した以外の飲料及び関連するサービスへの課税及び同サービスにかかる簿記や報告の義務付けはGATT3.2、3.4条に違反するとの米国の主張について、パネルはGATT3.2、3.4条(内国民待遇)の違反を認定するとともに、当該税制措置がGATT20条(d)(法令遵守を目的とした措置の適用除外)により正当化されるとのメキシコの主張を退ける判断を行った。	GATT
309.中国の半導体回路にかかる増値税	米国 【EU、日本、メキシコ】	2004/5/18 協議要請 7/14 二国間合意により妥結	中国国内で生産・販売された半導体の生産者に対する増値税の還付は半導体輸入品については実施されておらずGATT1、3.2条及びGATS17条に違反するとして米国が申立。	GATT GATS
310.米国のカナダ産小麦に対するITCのダンピング決定	カナダ	2004/ 4/ 8 協議要請 6/11 パネル設置要請	カナダ産小麦に対する米国ITCのダンピング決定はGATT6.5(a)条、AD協定1、3.1、3.2、3.4、3.5、18.1条及び補助金協定10、15.1、15.2、15.4、15.5、19.1、32.1条に違反するとしてカナダが申立。	AD
311.米国のカナダ産軟材に対する相殺関税措置見直し	カナダ	2004/ 4/14 協議要請	カナダ産軟材に対する米国の相殺関税措置見直しは補助金協定10、19.1、19.3、19.4、21.1、21.2、21.4、32.1条及びGATT6.3条に違反するとしてカナダが申立。	補助金
312.韓国のインドネシア製紙に対するAD関税	インドネシア 【カナダ、中国、EU、日本、米国】	2004/ 6/ 4 協議要請 8/16 パネル設置要請 9/27 パネル設置 2005/10/28 パネル報告書配布 11/28 パネル報告書採択	インドネシア製の紙に対する韓国のAD調査は、調査開始要件の不備、損害認定、ファクツ・アベイラブル(FA)の利用等がAD協定及びGATTに違反するとの申立に対し、パネルは、FAにおける「二次的情報源からの情報」に基づいて判断を行う場合のAD協定6.8条及び付属書II.7違反、損害認定に関する3.4条違反、機密情報の取り扱いに対するAD協定6.5条違反等を認めた。他方、韓国当局によるcollapsing(複数の輸出者を同一の主体とみなすこと)の適用については、パネルはAD協定に整合的と判断した。	AD GATT
313.EUのインド製鉄鋼製品に対するAD関税	インド	2004/ 7/ 5 協議要請 10/22 二国間合意により妥結	インド製鉄鋼製品に対するEUのAD税の差別的賦課はAD協定3.4、3.5、4.1、9.2条に違反するとしてインドが申立。	AD
314.メキシコのEU産オリーブオイルに対する暫定的相殺関税措置	EU	2004/ 8/18 協議要請	EU産オリーブオイルに対するメキシコの暫定的相殺関税措置は補助金協定10、11、15、16、17条及び農業協定の13、21.1条に違反するとしてEUが申立。	補助金

資料編

案件名(番号はWTO紛争解決機関のDS番号に対応)	申立国 【第三国参加国】	経 過	主な申立事由及び パネル・上級委員報告の概要	関連協定
315.EUの通関措置	米国 【アルゼンチン、オーストラリア、ブラジル、中国、台湾、香港、インド、日本、韓国】	2004/ 9/21 協議要請 2005/ 1/14 パネル設置要請 3/21 パネル設置	EUにおける不統一な通関手続やその運営はGATT10.1、10.3(a)、(b)条に違反するとして米国が申立。	GATT
316.EUの大型民間航空機の取引に関連する措置	米国 【オーストラリア、ブラジル、カナダ、中国、日本、韓国】	2004/10/12 協議要請 2005/ 5/31 パネル設置要請 7/20 パネル設置	EUによる民間大型航空機企業への補助金供給は補助金協定3.1(a)、3.2、5(a)、5(c)、6.3(a)、6.3(b)、6.3(c)、6.4条及びGATT16.1条に違反するとして米国が申立。	補助金
317. 米国の大型民間航空機の取引に関連する措置	EU 【オーストラリア、ブラジル、カナダ、中国、日本、韓国】	2004/10/12 協議要請 2005/ 5/31 パネル設置要請 7/20 パネル設置	米国による民間大型航空機企業への補助金供給は補助金協定3.1(a)、(b)、3.2、5(a)、(c)、6.3(a)、(b)、(c)条及びGATT3.4条に違反するとしてEUが申立。	補助金
318. インドの台湾製製品にかかるAD措置	台湾	2004/11/ 1 協議要請	台湾製製品にかかるインドのAD措置はGATT 6.1、6.2条及びAD協定1、2、3.1、3.2、3.4、3.3、3.5、3.7、3.8、4、5、6、7.4、12.1、12.2条に違反するとして台湾が申立。	AD GATT
319. 米国の1930年関税法776条	EU 【米国】	2004/11/ 9 協議要請	米国の1930年関税法776条に基づくダンピング決定はAD協定1、6、18.4条及びGATT6.1、6.2に違反するとしてEUが申立。	AD GATT
320. 米国のホルモン牛肉紛争にかかる対抗措置の継続	EU 【オーストラリア、ブラジル、中国、台湾、インド、メキシコ、ニュージーランド、ノルウェー、カナダ】	2004/11/10 協議要請 2005/ 1/13 パネル設置要請 2/17 パネル設置	米国によるホルモン・ケースにかかるWTO上の義務停止及びEU製品に対する報復関税賦課の継続はGATT1、2条及びDSU23.2(a)、23.2(c)、22.8、21.5に違反するとしてEUが申立。	DSU GATT
321. カナダのホルモン牛肉紛争にかかる義務の継続的な延長	EU 【オーストラリア、ブラジル、中国、台湾、インド、メキシコ、ニュージーランド、ノルウェー、米国】	2004/11/10 協議要請 2005/ 1/13 パネル設置要請 2/17 パネル設置	カナダによるホルモン・ケースにかかるWTO上の義務停止及びEU製品に対する報復関税賦課の継続はGATT1、2条及びDSU23.2(a)、23.2(c)、22.8、21.5に違反するとしてEUが申立。	DSU GATT
322. 米国のゼロイング及びサンセット・レビューにかかる措置	日本 【アルゼンチン、中国、EU、香港、インド、韓国、メキシコ、ニュージーランド、ノルウェー、タイ】	2004/11/29 協議要請 2005/ 2/ 4 パネル設置要請 2/28 パネル設置	米国の行政見直し等におけるゼロイング(ダンピングマージンを集計する際、国内価格を上回る価格で輸出された製品の価格データを無視する手法)はGATT6.1、6.2条及びAD協定1、2.1、2.4、2.4.2、3、5.8、6.1、6.2、9、11、18.3、18.4等に違反するとして日本が申立。	AD GATT
323. 日本の海苔の輸入割当制度	韓国 【チリ、EU、ニュージーランド、米国】	2004/12/3 協議要請 2005/ 2/ 7 パネル設置要請 3/21 パネル設置 2006/ 1/27 二国間合意 2/ 6 パネル報告書(案件の経緯のみ記載)配布	日本における韓国産の乾燥・味付け海苔の輸入割当制度はGATT11、10.3条及び農業協定 4.2条及びライセンス協定1.2、1.6条に違反するとして韓国が申立(韓国産海苔への輸入割当を増やすとの合意により妥結)。	GATT ライセンス
324. 米国のタイ産のエビに対する暫定的AD措置	タイ	2004/12/14 協議要請	ゼロイング等の手法により決定されたタイ産のエビに対する米国の暫定的AD措置は、AD協定1、2.4、2.4.2、6.8、6.13、7.1条及び GATT6条に違反するとしてタイが申立。	AD GATT

I. WTOの紛争解決手続

案件名(番号はWTO紛争解決機関のDS番号に対応)	申立国 【第三国参加国】	経 過	主な申立事由及び パネル・上級委員報告の概要	関連協定
325.メキシコ製ステンレス鋼に対する米国のAD決定	メキシコ	2005/1/10 協議要請	メキシコ製ステンレス鋼に対する米国のAD決定はAD協定1、2、5、9、11、18.4条及びGATT6.1、6.2、10.3条(a)に違反するとしてメキシコが申立。	AD GATT
326.EUのチリ産サーモンに対するセーフガード措置	チリ	2005/ 2/ 8 協議要請 5/12 チリ協議取り下げ	チリ産のサーモンに対するEUのセーフガード措置は、セーフガード協定2、4、5条及びGATT19条に違反するとしてチリが申立。	GATT
327.エジプトのパキスタン製マッチに対するAD課税	パキスタン 【日本、米国】	2005/ 2/21 協議要請 6/ 9 パネル設置要請 7/20 パネル設置	パキスタン製マッチへのエジプトのアンチ・ダンピング課税にかかる手続やダンピング決定手法は、AD協定及びGATTの関連規定に違反するとしてパキスタンが申立。	AD GATT
328.EUのサーモンに対するセーフガード措置最終決定	ノルウェー 【チリ】	2005/ 5/ 1 協議要請 6/20 チリ協議取り下げ	EUによる外国産サーモンへにかかるセーフガード措置(関税割当や最低価格制度等)の最終決定は、SG協定2、3、4、5、7、11条及びGATT19条に違反するとしてノルウェーが申立。	SG GATT
329.パナマの乳製品に関する関税分類	メキシコ	2005/ 3/16 協議要請 10/ 6 二国間合意により終了	パナマによるミルクの加工製品にかかる関税分類の変更(従来の「加工ミルク製品」を「粉ミルク」と「その他」に再分類し、「その他」について関税率を引上げ)は、GATT1、2、28条及び農業協定4条に違反するとともに、メキシコの協定上の利益を無効化・侵害しているとしてメキシコが申立。	GATT 農業
330.アルゼンチンのオリーブオイル、小麦グルテン及び桃缶詰に対する相殺関税	EU	2005/ 4/29 協議要請	アルゼンチンの輸入オリーブオイル、小麦グルテン及び桃缶詰に対する相殺関税は、その決定にあたって、補助金の存在や国内産業における「実質的な損害」の認定等に問題があり、GATT6.3条及び補助金協定1、10、11、12、14、19、21に違反するとしてEUが申立。	補助金 GATT
331.メキシコのグアテマラ製鋼管へのAD税賦課	グアテマラ	2005/ 6/17 協議要請	メキシコによるグアテマラ製鋼管へのAD税の調査及び賦課は、GATT6条及びAD協定1、2、3、4、5、6、9、12、18条及び附属書IIIに違反するとしてグアテマラが申立。	AD GATT
332.ブラジルの中古タイヤの輸入に関する措置	EU 【アルゼンチン、オーストラリア、日本、韓国、米国】	2005/ 6/20 協議要請 11/17 パネル設置要請 2006/ 1/20 パネル設置	ブラジルによる「中古タイヤの輸入禁止措置、輸入禁止に伴う罰則金制度及びメルコスール諸国に対する同措置の適用除外は、GATT1.1、3.4、11.1、13.1条に違反するとしてEUが申立。	GATT
333.ドミニカ共和国のコスタリカからの輸入にかかる外国為替手数料	コスタリカ 【エルサルバドル】	2005/ 9/12 協議要請	ドミニカ共和国の外貨取引にかかる為替手数料(13%)は、GATT2.1条(b)の規定する課徴金に該当し、同条項及びその他関連条項に違反するとしてコスタリカが申立。	GATT
334.トルコの米の輸入にかかる措置	米国	2005/11/ 2 協議要請	トルコによる米国産米の輸入にかかる措置(譲許税率を超える税率での輸入ライセンスの発給、関税割当にあたっての輸入者への国産米購入義務付け等)はTRIM協定2条、GATT3、11条、農業協定4条及び輸入ライセンス協定1、3、5条に違反するとして米国が申立。	TRIM GATT 農業 ライセンス
335.米国のエクアドル産エビに対するAD措置	エクアドル	2005/11/17 協議要請	米国が、エクアドル産エビのダンピングマージン計算に「ゼロイング」手法を使い、これに基づきAD税の賦課を行ったことは、GATT6条及びAD協定1、2、5、6、9、18条に違反するとしてエクアドルが申立。	AD GATT

(出典:WTOホームページ)